

第4期 岩沼市 次世代育成支援行動計画

第2期 岩沼市 子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

岩沼市

はじめに

「次世代育成支援対策推進法」に規定する「市町村行動計画」及び「子ども・子育て支援法」に規定する「市町村事業計画」として一体的に策定した「岩沼市子ども・子育て支援事業計画」の第1期である5年間が経過しました。

この間、本市では、安心して子どもを産み育てることができる環境を整えるため、放課後児童クラブ分室の開室や、市内で初めてとなる認定こども園の開設支援を行うとともに、東日本大震災の津波により被災した東保育所を子育て支援センター併設の子育て拠点施設として再建いたしました。加えて、子育てボランティアの育成、産後ケア事業の創設、子育てアプリの導入や子ども医療費助成の年齢拡大を行うなど、ハードとソフトの両面から、子育て環境の向上、支援の充実に鋭意取り組んできました。

しかし、全国的に出生数は減少の一途を辿っており、本市の将来人口の見通しにおいても、少子高齢化が一層進むものと推計しております。核家族化や共働き家庭の増加が進行する中で、子育てに対する不安感、孤立感などを感じる方々がますます増えることが危惧されます。計画策定に先立って行ったアンケート調査においても、子育て支援に対する様々なニーズや保育所等における待機児童対策など、子ども・子育て支援の充実を望む声が数多く寄せられました。

このような状況を踏まえ、子ども・子育て支援の総合的な取り組みを更に推進していくため、この度「笑顔で子育てができる 周りも共に喜びを分かち合えるまち」を基本理念とした「第4期岩沼市次世代育成支援行動計画 第2期岩沼市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本市のまちづくりの指針である「いわぬま未来構想」に掲げる「人があふれる“健幸”先進都市いわぬま」の実現に向けて、市民の皆さまをはじめ、学校や関係団体、企業などあらゆる分野の方々とともに、誰もが安心して子育てができるよう、子育て支援の取り組みを進めてまいります。

最後に、本計画策定にあたり、岩沼市次世代育成支援協議会 岩沼市子ども・子育て会議で御審議いただきました委員の皆さま、アンケート調査などにご協力いただきました皆さまに心から感謝を申し上げます。

令和2年3月

岩沼市長 菊地 啓夫

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画の背景	3
2 計画の趣旨	4
3 計画の位置づけ	5
4 計画の期間	6
5 策定体制	7
第2章 岩沼市の子ども・子育てを取り巻く状況	9
1 岩沼市の子ども・子育てに関わる概況	11
2 母子保健の状況	17
3 教育・保育施設の状況	22
第3章 岩沼市の子育て環境の課題	27
1 子ども・子育てに関するアンケート調査のポイント	29
2 前期計画の幼児期の教育・保育基盤の確保状況	47
3 施設職員、子育て支援ボランティア等によるワークショップのまとめ	51
4 前期行動計画の進捗状況	55
5 岩沼市の子ども・子育て環境の課題	61
第4章 計画の基本的な考え方	63
1 計画の基本的な方向	65
2 計画の体系	68
第5章 施策の展開	71
1 基本目標1：地域における子育て支援体制の構築	73
2 基本目標2：仕事と生活との両立の推進	80
3 基本目標3：親子の健康の確保及び増進	85
4 基本目標4：健やかな成長を育む教育環境の整備	94
5 基本目標5：子どもの安全を確保する環境の整備	100
6 基本目標6：誰もが安心して子育てできる体制の整備	110

第6章 各種事業の量の見込みと確保の方策	119
1 量の見込みと確保の方策とは	121
2 教育・保育サービスの全体像	121
3 量の見込みの考え方	124
4 教育・保育提供区域の考え方	126
5 教育・保育の量の見込みと確保の方策	126
6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策	133
第7章 計画の推進体制	145
1 計画の周知	147
2 関係機関等との連携・協働	147
3 計画の実施状況の点検・評価	147
資料編	149

第1章 計画策定にあたって

1 計画の背景

我が国は少子高齢化に伴う人口減少が進んでおり、ライフスタイルの多様化、国際化の進展などの社会環境の変化により、家族や地域、就労・雇用など子どもや子育てを取り巻く生活環境も変化し続けています。

平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」が施行され、子ども・子育て支援事業計画の第1期の5年間が経過しました。新制度の施行後には、平成29年6月に「子育て安心プラン」が公表され、国は女性就業率80%にも対応できる保育の受け皿を整備するとし、同年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、令和2年度末までに受け皿を整備することとしています。この「新しい経済政策パッケージ」では、少子高齢化に対応するための「人づくり革命」と「生産性革命」を車の両輪とするとされており、「人づくり革命」では、幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化など、社会保障制度を全世代型へと改革することとしています。

岩沼市では、平成17年4月に「岩沼市次世代育成支援行動計画」を策定し、前期5年間、後期5年間の10年間にわたって保育ニーズに応えるサービス提供や施設整備を計画的に行い、本市の子育て支援の充実・発展に取り組んでまいりました。平成27年4月からは、「子ども・子育て支援法」及び10年間延長された「次世代育成支援対策推進法」に基づく「岩沼市子ども・子育て支援事業計画」を推進してきました。

子ども・子育て新制度が開始された平成27年度以降、平成28年には子ども・子育て支援法の改正とともに児童福祉法が改正され、社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正等が行われました。令和元年5月の子ども・子育て支援法の改正では、子育てのための施設等利用給付が創設され、同年6月には改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が可決・成立し、親権者による児童の躾での体罰が禁止されました。更に、国際化の進展に伴う教育・保育施設の対応など、社会環境の変化に対応した新たな時代の流れに沿った取り組みが必要とされており、本計画は、これらに対応すべく国より示された「次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針の改正」及び「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正」に沿ったものとしました。

<主な制度等の改正の動向>

年	法律・制度等	内容	
平成28年	子ども・子育て支援法の一部改正	1. 事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業(仕事・子育て両立支援事業)を創設する。 2. 一般事業主から徴収する拠出金(事業主拠出金)の対象事業に、仕事・子育て両立支援事業を追加する。また、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる。	
	児童福祉法の一部改正	1. 児童福祉法の理念の明確化等 2. 児童虐待の発生予防	3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応 4. 被虐待児童への自立支援
	ニッポン一億総活躍プランの策定	「希望出生率1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、保育サービスを支える多様な人材の確保、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を掲げる。	

年	法律・制度等	内容
平成 29 年	切れ目のない保育のための対策	待機児童解消を推進するため、待機児童対策の横展開や受け皿の整備、土地等の確保、保育人材の確保・保育サービスの質の確保、保護者や地域のニーズへの対応、多様な保育サービスの展開等の取り組みを明確化する。
	子育て安心プラン	2020 年度末までに全国の待機児童を解消し、2022 年度末までにM字カーブ解消(女性就業率 80% の実現)することを目指し、保育の受け皿の拡大や保育人材の確保、保護者へ「寄り添う支援」の普及推進、保育の質の確保、持続可能な保育制度の確立、保育と連携した「働き方改革」等の取り組みを実施する。
	新しい経済政策 パッケージ	少子高齢化に対応するための「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪とした政策。「人づくり革命」では、幼児教育の無償化や待機児童の解消(子育て安心プランを2020年度末までに前倒し)、高等教育の無償化等の改革が盛り込まれている。
平成 30 年	子ども・子育て支援法 の一部改正	1. 2020 年度末までの保育充実事業の実施 2. 都道府県及び関係市町村等による協議会の設置 3. 教育認定子どもの利用者負担の引き下げ
	新・放課後子ども総合 プラン	「小1の壁」・「待機児童」の解消等を目指し、放課後児童クラブを 2021 年度末までに 25 万人分、2023 年度末までに 30 万人分を整備。放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業について、全ての小学校区で一体的又は連携して実施することや新規整備する際は、学校施設を徹底活用すること、放課後児童クラブの「子どもの主体性を尊重し、健全な育成を図る」という役割の徹底等を目標として計画的な整備を進める。
令和元年	子ども・子育て支援法 の一部改正	総合的な少子化対策の一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るために、幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設(幼児教育の無償化)する。

2 計画の趣旨

「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成 27 年からは「子ども・子育て支援新制度」が本格的に開始され、市町村は①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務づけられています。

子ども・子育て支援事業計画の策定義務づけを受けて、「次世代育成支援対策推進法」に基づく、都道府県及び市町村の次世代育成支援行動計画の策定は義務づけから任意になりました。

本市においては、前計画において第1期に位置づけられる「子ども・子育て支援事業計画」とともに、第3期に位置づけられる「次世代育成支援行動計画」を合わせて策定しています。今回、前計画期間が終了することから、新たに「子ども・子育て支援事業計画」は第2期、「次世代育成支援行動計画」については第4期と位置づけ、引き続き「子ども・子育て支援新制度」の円滑な施行に適切に対応していくとともに、令和2年4月から5年間の本市の次世代育成支援、子ども・子育て支援に関する基本的な考え方や具体的な取り組み等について定めるものです。

なお、「第4期次世代育成支援行動計画」及び「第2期子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定したものを、以下「本計画」とします。

3 計画の位置づけ

○計画の位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置づけるとともに、児童福祉法第56条の4の2に基づく「市町村整備計画」及び平成26年6月17日付け雇児発0617第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に基づく「市町村母子保健計画」の内容も含む計画とします。

また、その他の諸計画など、子どもの福祉や教育に関する他の計画とも整合を図り、調和を保った計画となります。

【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に關し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

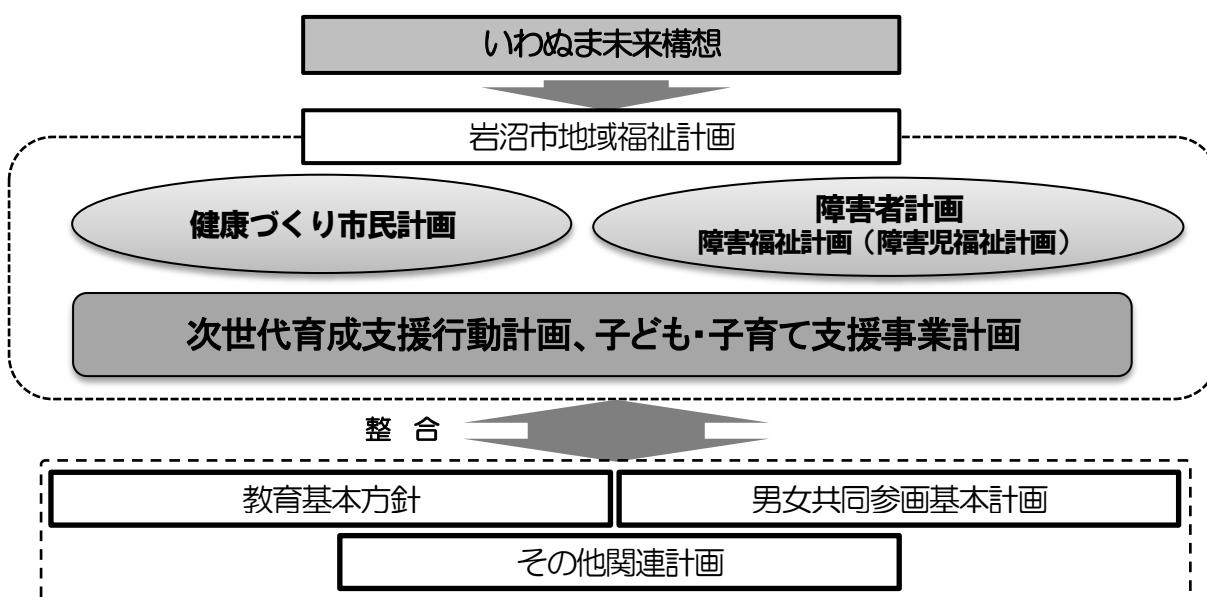
（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【児童福祉法（抜粋）】

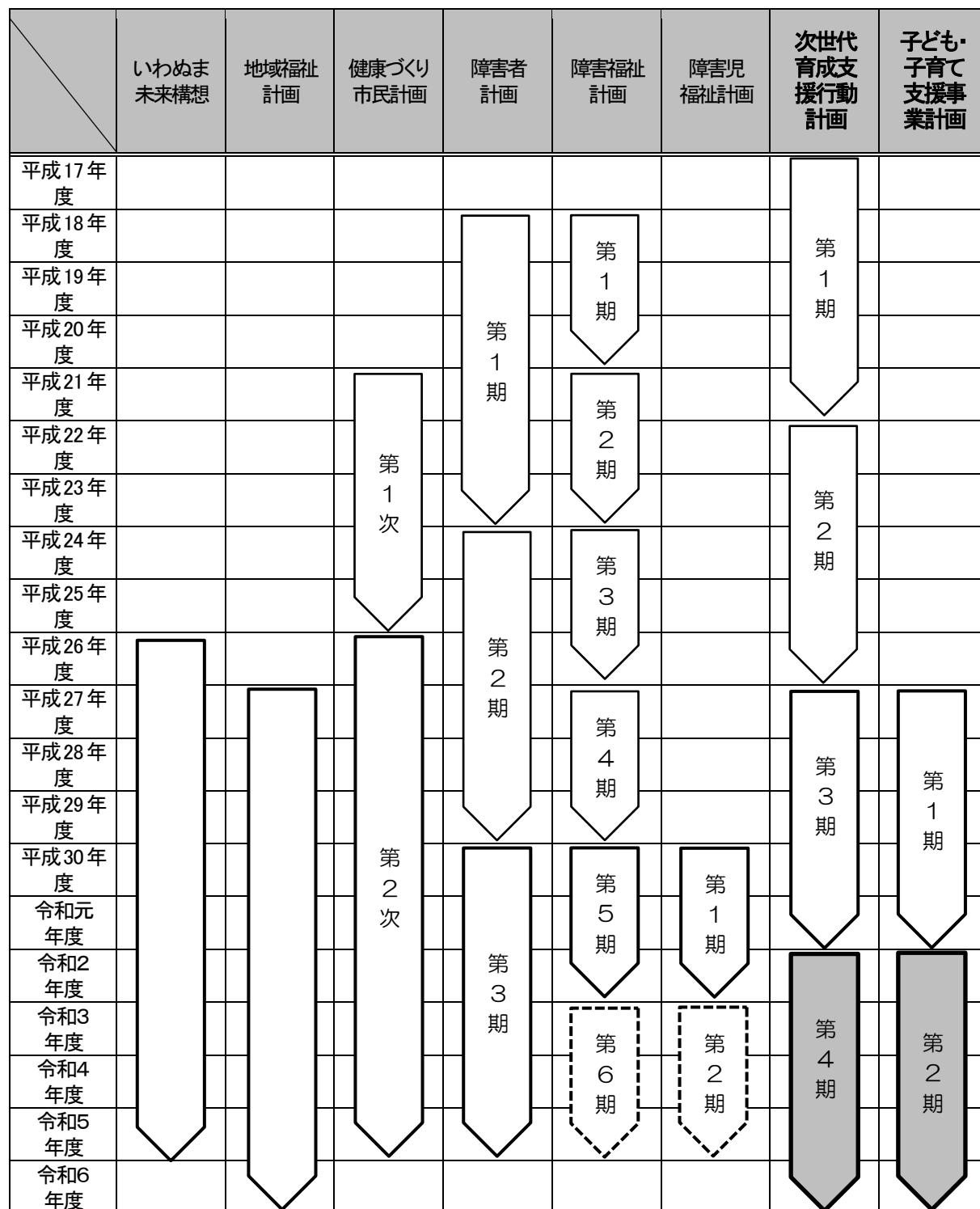
第五十六条の四の二 市町村は、保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために必要があると認めるときは、当該市町村における保育所及び幼保連携型認定こども園の整備に関する（以下「市町村整備計画」という。）を作成することができる。

【諸計画の関係】



4 計画の期間

本計画は5年を1期とするものとされています。また、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じ、中間年を目安として計画の見直しを行うものとします。

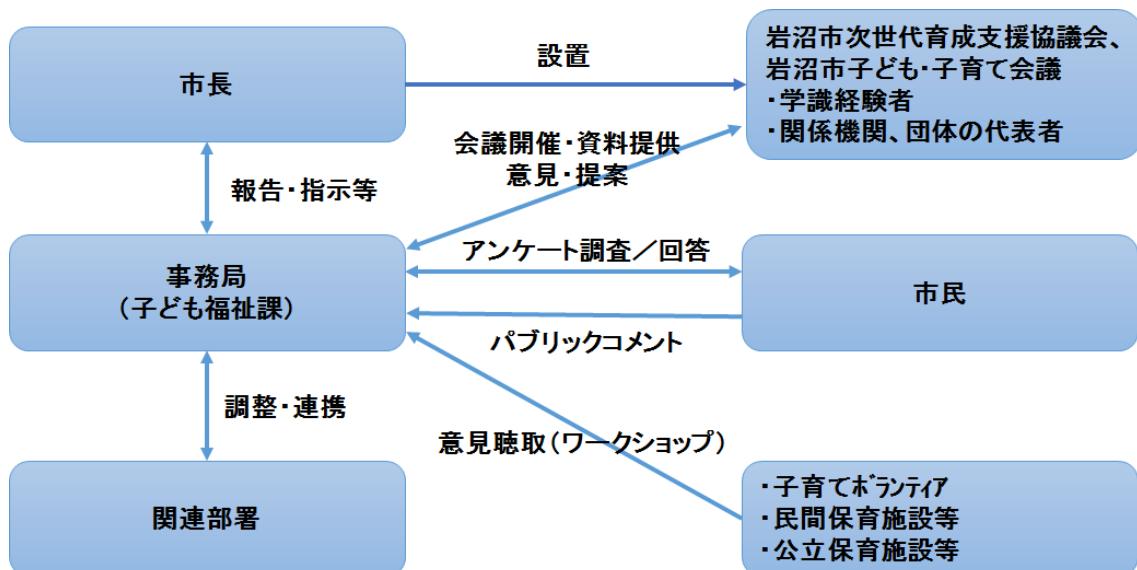


5 策定体制

本計画の策定にあたっては、「岩沼市次世代育成支援協議会」「岩沼市子ども・子育て会議」を設置し、検討を行ったほか、「親も子どもも幸せだと思えるまちづくりワークショップ」を実施し、岩沼市内で子育て支援ボランティアとして活動する方等から意見をいただきました。

また、岩沼市子ども・子育てに関するアンケート調査により、子育て家庭の意見収集を実施し、計画策定のための参考としました。

■計画の策定体制

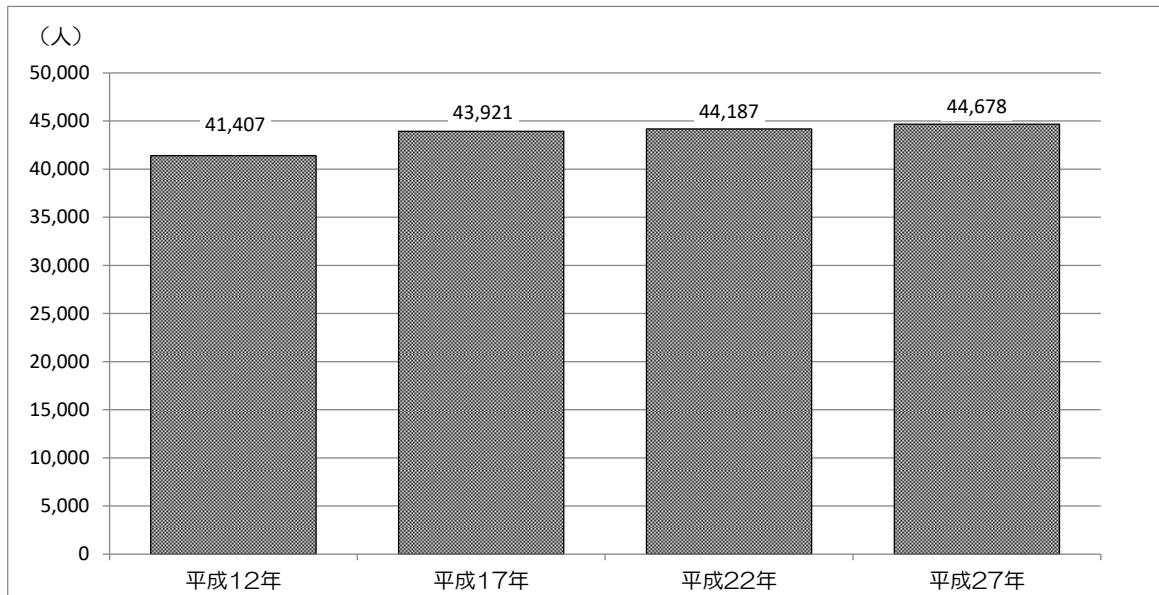


第2章 岩沼市の子ども・子育てを取り巻く状況

1 岩沼市の子ども・子育てに関する概況

岩沼市の人口（各年10月1日現在）

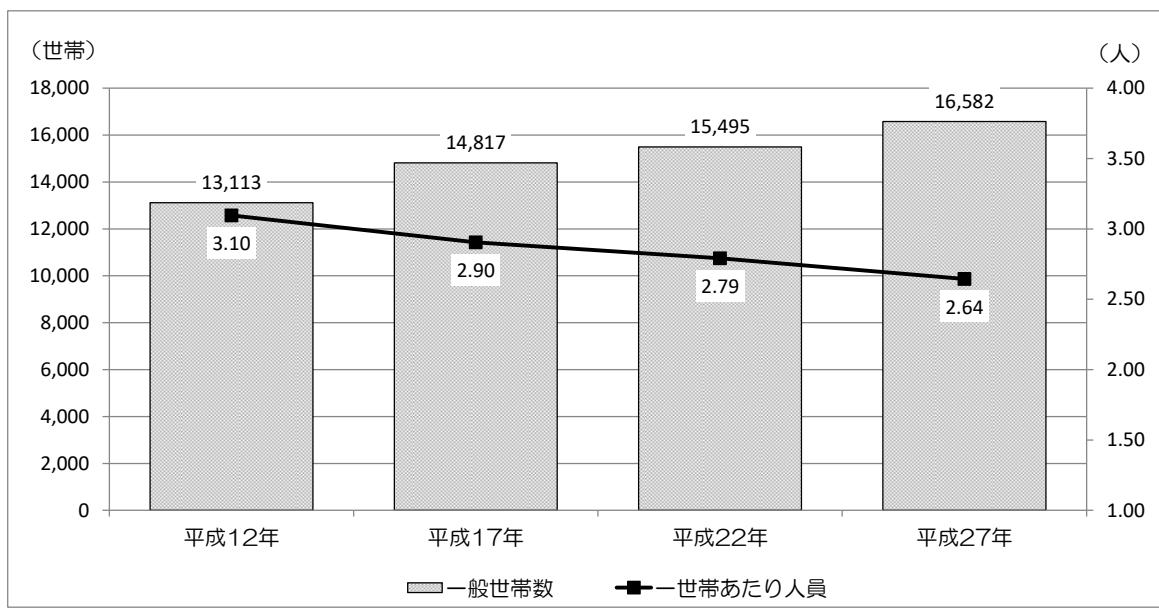
平成12年から平成27年までの人口の推移をみると、平成12年から平成17年にかけての2千人以上の伸びではありませんが、平成22年以降もわずかに人口は増加しています。



資料：国勢調査

一般世帯数（各年10月1日現在）

一般世帯数は増加を続けており、平成27年には16,582世帯となっています。また、1世帯あたり人員は減少傾向にあり、平成27年では一般世帯の世帯人員は2.64人となっており、今後もこの傾向は続くものと思われます。

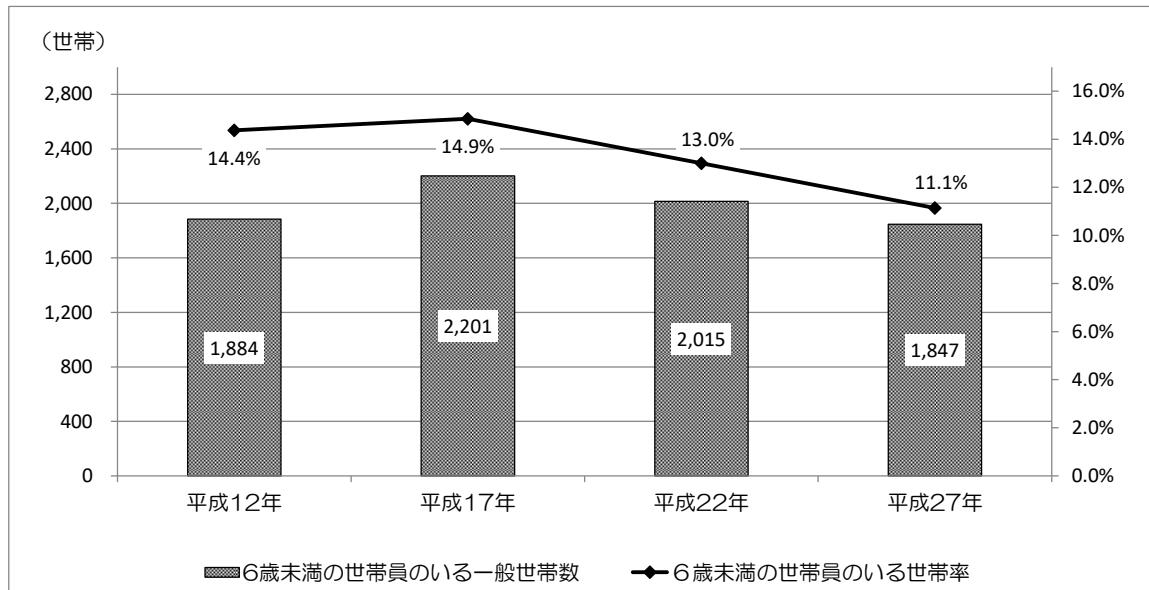


資料：国勢調査

6歳未満の子どもがいる世帯（各年10月1日現在）

6歳未満の子どもがいる世帯数は、平成12年から平成17年にかけては増加していますが、平成22年以降は減少傾向にあり、平成27年には1,847世帯となっています。

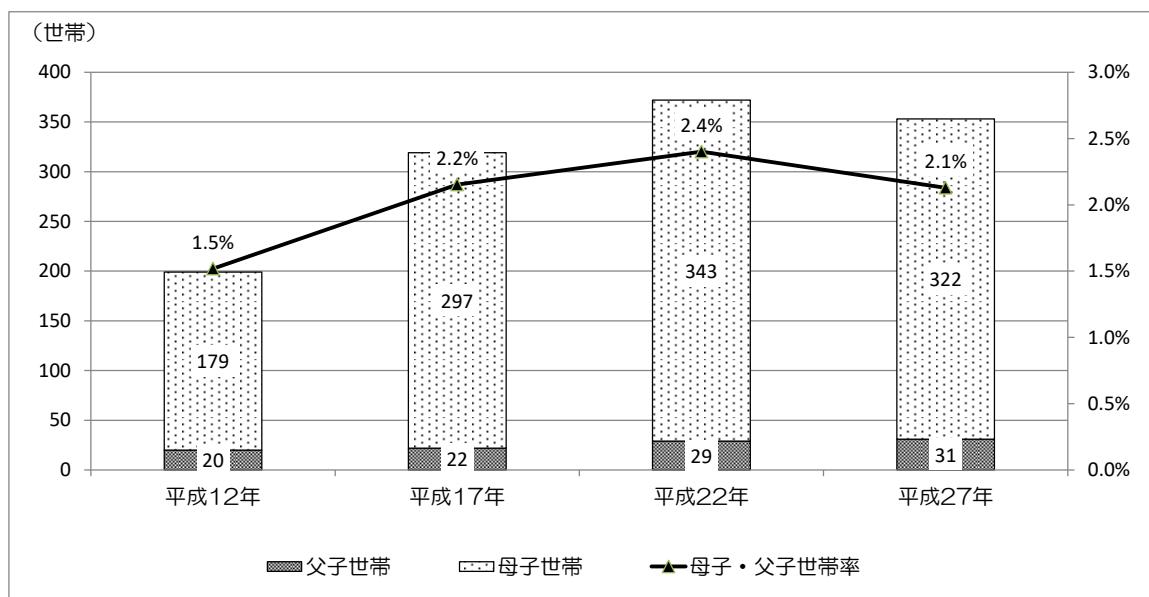
全世帯に対する6歳未満の世帯員のいる世帯割合も平成27年には11.1%に減少しています。



資料：国勢調査

ひとり親世帯（各年10月1日現在）

母子世帯は平成22年までは増加していましたが、平成27年には減少し322世帯となっています。母子世帯と父子世帯を合わせた世帯数が全世帯数に占める割合も減少しており、平成27年には2.1%となっています。



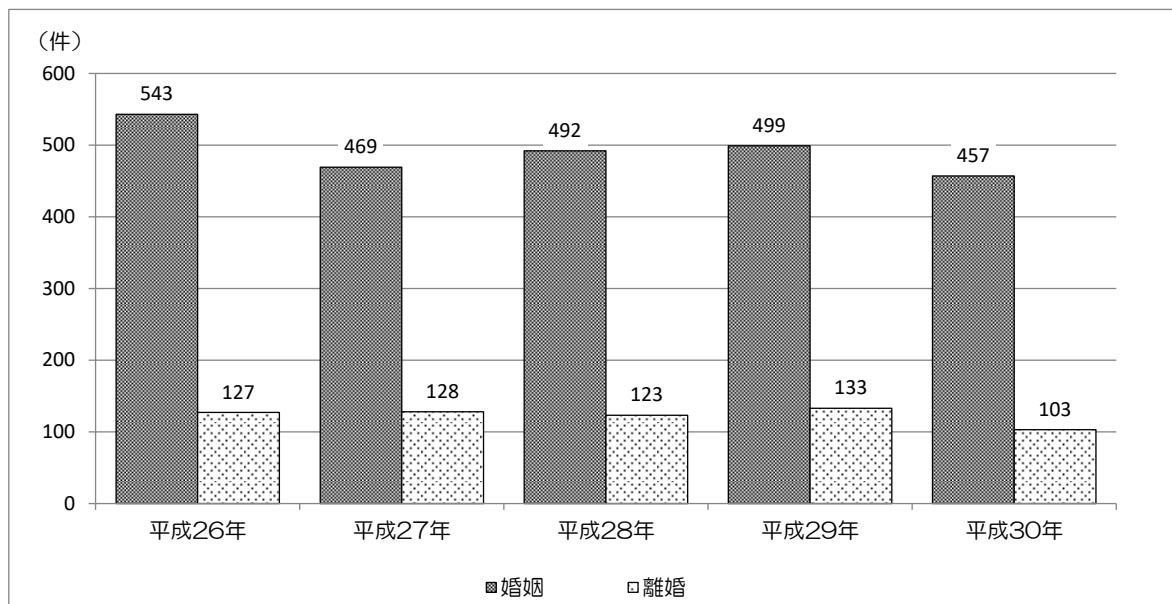
資料：国勢調査

注) 母子世帯（父子世帯）

未婚、死別又は離別の女親（男親）と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯をいう。

婚姻・離婚

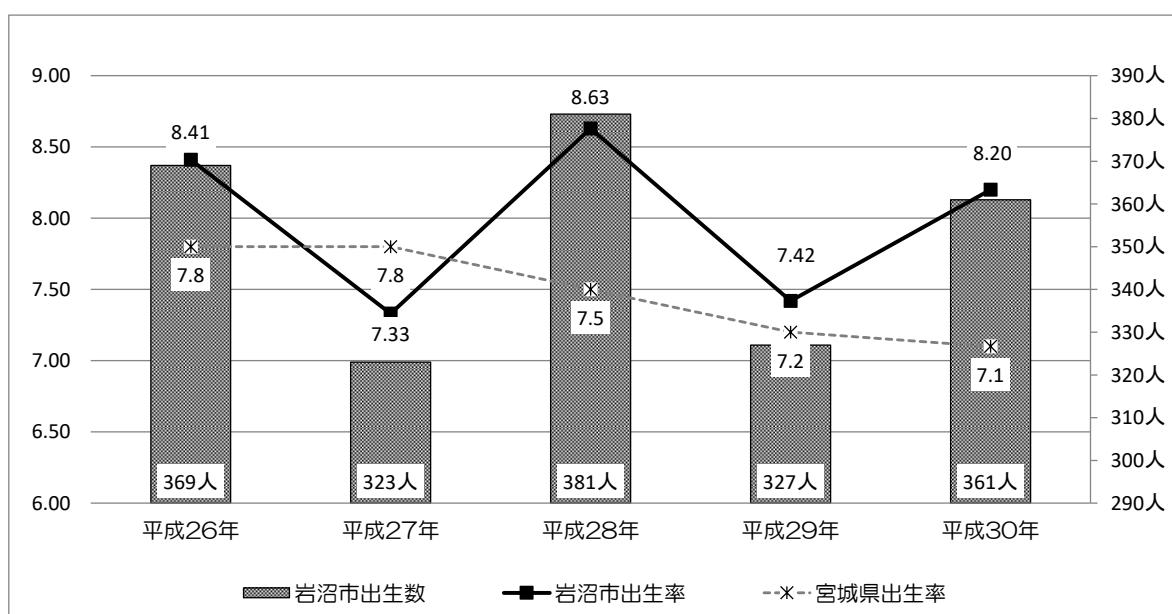
婚姻数、離婚数ともに毎年ごとに増減がありますが、ゆるやかな減少傾向にあると思われます。平成30年の婚姻数は457件となっています。



資料：市民経済部市民課

出生数・出生率

出生数は320人～380人台で推移しています。出生率(人口千人あたりの出生数)は、8.00前後で推移しており、平成30年には8.20となっています。

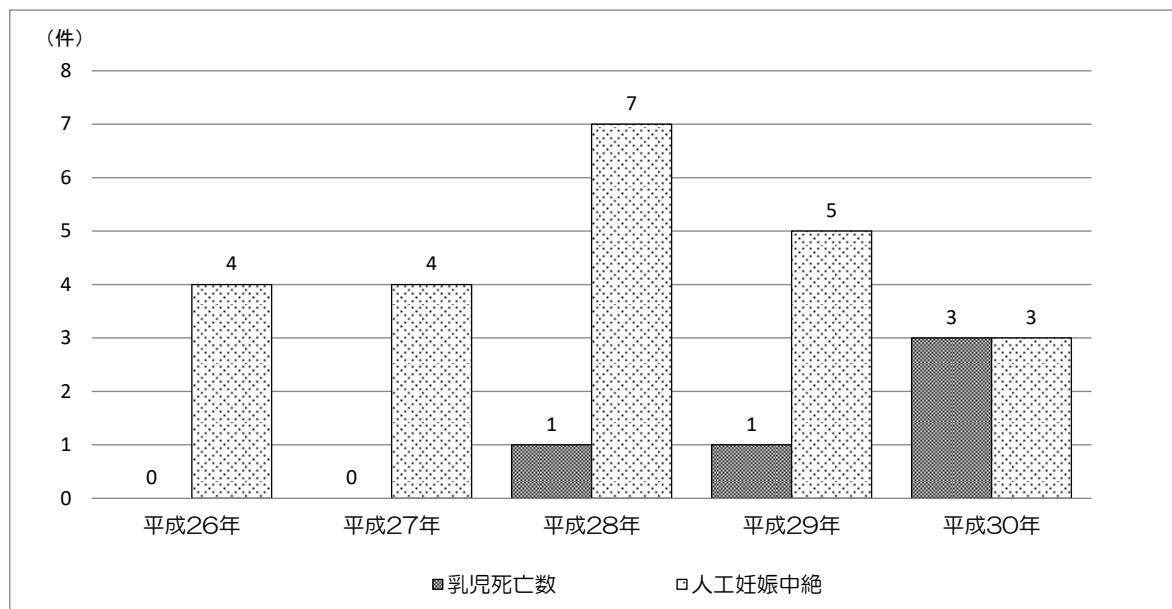


※平成30年は概数

資料：宮城県統計

乳児死亡数・人工妊娠中絶数

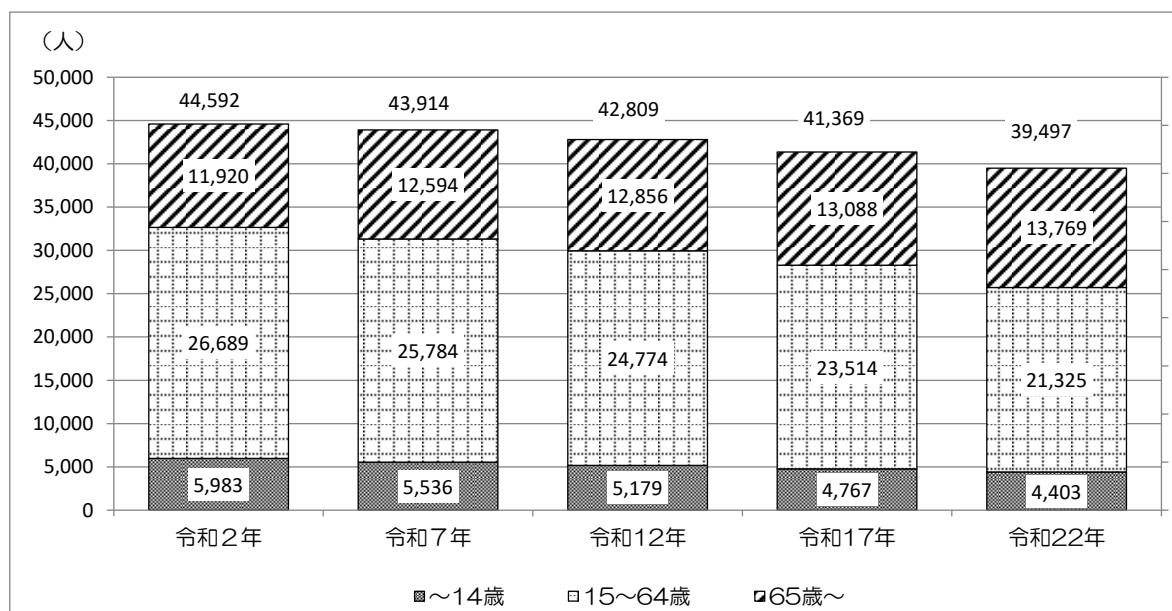
乳児死亡数は平成26年と平成27年は0件でしたが、平成28年と平成29年は1件、平成30年は3件となっています。人工妊娠中絶は4~7件で推移しています。



資料：宮城県統計

将来人口推計

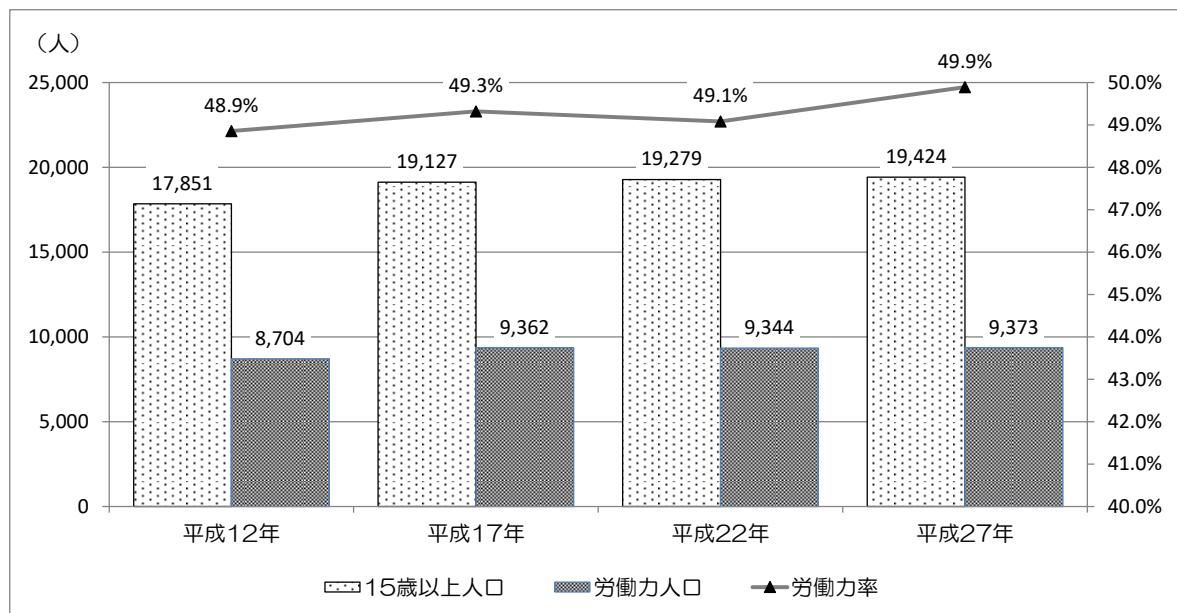
国立社会保障・人口問題研究所による人口推計によると、市の人口は減少を続け、令和22年には4万人を下回ると推計されています。年少人口と生産年齢人口はともに減少していますが、特に生産年齢人口の減少が大きくなっています。高齢者人口は増加するものと推計されています。



資料：国立社会保障・人口問題研究所--『日本の地域別将来推計人口』(平成30年推計)

女性の労働力人口の推移（各年10月1日現在）

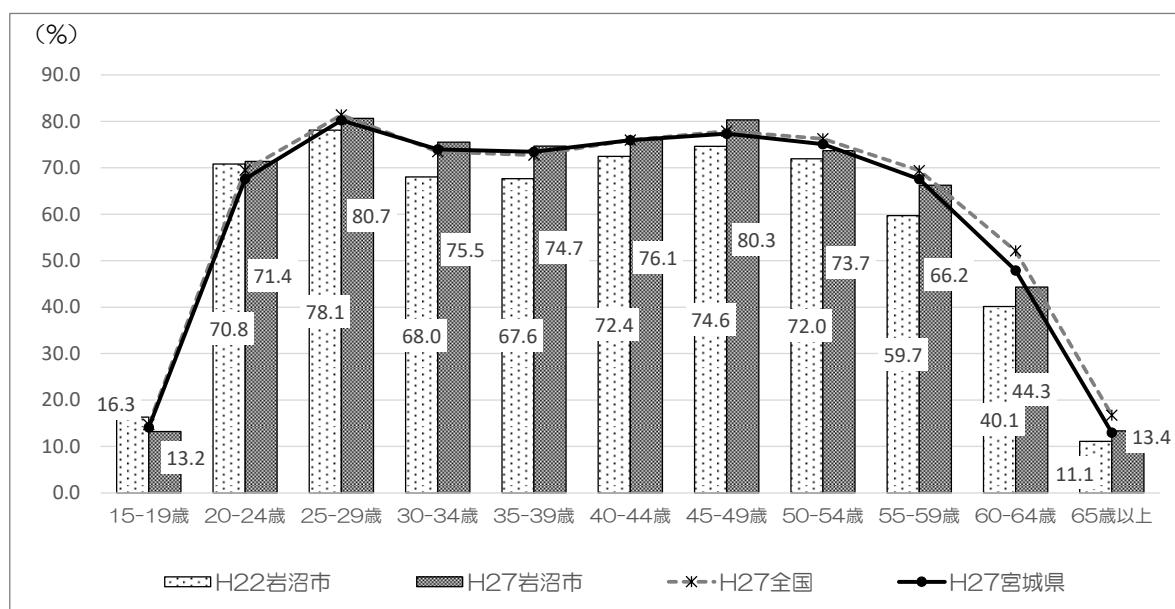
女性の労働力人口の推移をみると、15歳以上人口は増加していますが、労働力人口は平成17年以降、ほぼ横ばいで推移しています。



資料：国勢調査

女性の労働力率（各年10月1日現在）

女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)を年代別にみると、平成22年には30歳～40歳代の労働力率が低くわずかにM字型になっていますが、平成27年には20歳以上で労働力率は改善され、特に30歳～40歳代の労働力率は7割以上になっています。



	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
平成22年	16.3	70.8	78.1	68.0	67.6	72.4	74.6	72.0	59.7	40.1	11.1
平成27年	13.2	71.4	80.7	75.5	74.7	76.1	80.3	73.7	66.2	44.3	13.4
平成27年 (全国)	14.7	69.5	81.4	73.5	72.7	76.0	77.9	76.2	69.4	52.1	16.7
平成27年 (県)	14.1	67.6	80.2	73.9	73.5	75.9	77.4	75.1	67.6	47.9	13.0

資料：国勢調査

2 母子保健の状況

母子手帳の交付状況

妊娠届出数は、ゆるやかな減少傾向にあります。

単位:人

年度	妊娠届出数 (交付数)	届出時週数				
		満11週以内	満12～19週	満20～27週	満28週以上	不明
平成26年度	332(358)	332	23	1	2	0
平成27年度	375(379)	353	18	3	1	0
平成28年度	361(365)	332	23	4	2	0
平成29年度	351(353)	328	19	4	0	1
平成30年度	330(335)	310	17	2	1	0

資料：健康福祉部健康増進課「地域保健計画書」

妊婦健康診査状況（医療機関委託）

平成30年度の妊婦健康診査の受診結果をみると「異常なし」が94.8%を占めており、要精検・要治療は3.9%程度に留まっています。

単位:人

	初回	交付及び受診状況			結果(延)		
		健診票 交付数	受診者数	異常なし	要観察	要精検	要治療
平成30年度	初回	332	330	256	16	35	23
	12～15週前後	337	321	314	3	1	3
	16～19週前後	345	331	325	3	0	3
	20～23週前後	348	327	321	1	0	5
	24～25週前後	355	320	312	4	0	4
	26～27週前後	356	337	306	6	1	24
	28～29週前後	356	329	319	2	0	8
	30～31週前後	356	322	304	7	1	10
	32～33週前後	358	296	283	3	0	10
	34～35週前後	366	275	267	1	0	7
	36週前後	367	286	276	3	1	6
	37週前後	368	260	247	1	0	12
	38週前後	369	209	204	3	0	2
	39週前後	369	138	135	2	0	1

資料：健康福祉部健康増進課「地域保健計画書」

単位:人

	子宮頸がん細胞診(初回に実施)			
	受検者数	異常なし	要精検	希望せず
平成26年度	初回	259	259	0
平成27年度	初回	375	375	0
平成28年度	初回	359	359	0
平成29年度	初回	342	342	0
平成30年度	初回	334	334	0

資料：健康福祉部健康増進課「地域保健計画書」

妊産婦・新生児訪問指導状況(助産師委託)

出生数に対する訪問率は100%近く、高い訪問率を示しています。

単位:人

年度	出生数 (3月～ 次年2月)	訪問 申請者数	訪問内訳						出生数に對 する訪問率	
			妊婦		産婦		新生児			
			実	延	実	延	実	延		
平成26年度	363	310	2	2	370	371	372	374	102.5%	
平成27年度	327	328	1	1	322	322	328	328	100.3%	
平成28年度	382	366	0	0	363	363	365	365	95.5%	
平成29年度	329	347	0	0	327	345	328	341	99.7%	
平成30年度	352	354	0	0	361	378	360	376	102.3%	

※市外・県外訪問も含む

資料:健康福祉部健康増進課「地域保健計画書」

ママサポート事業

産後うつ病ハイリスク調査でのハイリスク出現率は平成30年度では、10.4%となっています。フォローの状況では、電話によるフォローが多くなっています。

単位:人

年度	産後うつ病ハイリスク調査			支援の状況(延)				
	実人数 (外国人除)	ハイリスク 産婦数	ハイリスク 出現率	再訪問	電話	来所	健診	保健師 継続支援
平成26年度	366	40	10.9%	19	21	4	24	20
平成27年度	319	53	16.6%	25	32	7	33	19
平成28年度	359	54	15.0%	19	91	7	42	15
平成29年度	326	65	19.9%	16	76	4	59	22
平成30年度	357	37	10.4%	11	57	0	29	19

資料:健康福祉部健康増進課「地域保健計画書」

乳児一般健康診査状況(医療機関委託)

乳児一般健康診査は、各年度ともに健診票の交付数は8か月児が多いものの、平成29年度を除いて、8か月児の受診者数の割合は2か月児より少なくなっています。

単位:人

年度	対象	健診票 交付数	受診者数	異常なし	要観察	要治療	要精検	治療中	未記入
平成26年度	2か月児	411	366	338	18	2	2	1	5
	8か月児	440	317	294	15	1	2	4	1
平成27年度	2か月児	425	313	275	27	3	4	3	4
	8か月児	454	313	272	27	6	3	5	0
平成28年度	2か月児	415	369	318	23	4	6	7	7
	8か月児	439	322	294	15	5	2	5	1
平成29年度	2か月児	403	313	261	27	7	4	7	7
	8か月児	421	323	287	19	6	2	8	1
平成30年度	2か月児	383	340	282	23	20	4	9	2
	8か月児	404	316	290	20	3	0	2	1

資料:健康福祉部健康増進課「地域保健計画書」

3か月児健康診査（毎月定例実施 12回）

3か月児健康診査の受診率は、98～99%台で推移しています。

単位:人

年度	対象人数	受診者数	受診率	発育状況		診察有所見児	要経過観察児	股関節異常
				やせ	肥満			
平成26年度	386	384	99.5%	16	3	97	120	66
平成27年度	331	329	99.4%	10	2	120	88	62
平成28年度	373	368	98.7%	7	5	104	132	39
平成29年度	335	330	98.5%	8	3	161	135	26
平成30年度	354	351	99.2%	7	3	145	120	34

資料：健康福祉部健康増進課「地域保健計画書」

1歳8か月児健康診査（毎月定例実施 12回）

1歳8か月児健康診査の受診率は、平成26年度以降は95%以上を示しています。発育状況ではやせ、肥り気味の子は減少していますが、肥満は大きく変化はありません。

単位:人・本

年度	対象人数	受診者数	受診率	発育状況			診察有所見児	要経過観察児	歯科健診		
				やせ	肥り気味	肥満			う歯あり	罹患率	一人平均
平成26年度	417	408	97.8%	75	71	14	34	161	8	2.0%	0.07
平成27年度	398	380	95.5%	60	50	17	45	152	10	2.6%	0.07
平成28年度	352	355	100.9%	61	53	14	31	122	6	1.7%	0.04
平成29年度	355	352	99.2%	46	68	17	47	166	1	0.3%	0.00
平成30年度	357	346	96.9%	51	58	15	31	164	15	4.3%	0.10

資料：健康福祉部健康増進課「地域保健計画書」

2歳6か月児歯科健康診査（毎月定例実施 12回）

2歳6か月児歯科健康診査の受診率は、平成27年度以降は97%以上となっており、平成30年度は98.9%となっています。

単位:人・本

年度	対象人数	受診者数	受診率	歯科健診			
				う歯あり	罹患率	一人平均	口腔疾患
平成26年度	421	405	96.2%	44	10.9%	0.41	45
平成27年度	386	377	97.7%	26	6.9%	0.24	35
平成28年度	397	389	98.0%	42	10.8%	0.31	29
平成29年度	370	361	97.6%	27	7.5%	0.17	39
平成30年度	358	354	98.9%	19	5.4%	0.33	48

資料：健康福祉部健康増進課「地域保健計画書」

3歳6か月児健康診査（毎月定例実施12回）

3歳6か月児健康診査の受診率は、95%以上で推移しています。歯科健診での罹患率が 19%～24%台と2歳6か月児に比べて多くなっています。

単位:人・本

年度	対象 人数	受診 者数	受診率	発育状況			診察有 所見児	要経過 観察児	歯科健診			
				やせ	肥り 気味	肥満			う歯 あり	罹患率	一人 平均	口腔 疾患
平成26年度	406	393	96.8%	1	1	0	29	72	83	21.1%	0.8	51
平成27年度	432	423	97.9%	2	2	0	30	90	104	24.6%	0.8	67
平成28年度	397	399	100.5%	0	1	0	30	75	79	19.8%	0.7	41
平成29年度	412	395	95.9%	2	3	0	30	91	78	19.7%	0.5	37
平成30年度	370	367	99.2%	1	2	0	33	83	78	21.3%	0.8	49

資料：健康福祉部健康増進課「地域保健計画書」

相談・教室の状況（延件数）

相談件数については、全体的に増加傾向にあります。

単位:人

年度	乳児 相談	乳幼児 相談	乳幼児 保健講座	ママの 相談	にこにこ 教室	発達 相談	ことばの 相談	離乳食 教室	赤ちゃん ホットライン	その他教室等 (講話)
平成26年度	200	534	102	39	82	41	12	95	261	467人（5回実施）
平成27年度	195	633	107	37	59	26	18	87	255	500人（9回実施）
平成28年度	205	580	135	45	63	43	18	81	308	447人（6回実施）
平成29年度	207	626	98	23	72	57	14	103	306	662人（8回実施）
平成30年度	207	591	192	42	49	57	17	90	373	484人（6回実施）

資料：健康福祉部健康増進課「地域保健計画書」

保健師の支援ケース状況

保健師の支援ケースの実人数は、ほぼ横ばいで推移しています。内訳をみると、全体的に減少傾向にありますが、発達面での支援が増加しています。

単位:人

年度	実人数	延人数	内訳							
			発達	言語	情緒	環境(母子関係)	自閉 (傾向)	疾病	その他	虐待(疑い も含む)
平成26年度	267	382	99	46	31	56	51	23	52	24
平成27年度	320	451	122	41	27	61	50	32	86	32
平成28年度	313	456	134	55	30	69	49	35	53	31
平成29年度	296	446	132	70	26	47	45	44	52	30
平成30年度	282	432	148	62	23	45	43	30	54	27

注) 平成30年度は4月から12月末まで

資料：健康福祉部健康増進課「地域保健計画書」

管理栄養士の相談状況（平成30年度）

平成30年度の管理栄養士の相談状況をみると、相談数が乳幼児相談で最も多くなっています。全体の内訳としては「食事量(食べすぎ・小食)」に関する相談が最も多く、次いで「咀嚼」に関する相談となっています。

単位:件

事業名	実人数	相談 件数	要継続児		内訳						
			人数	割合 (%)	授乳	卒乳	食事量	偏食	食物アレルギー	間食	咀嚼
乳児相談	12	14	0	0.0	1	—	0	—	0	—	—
乳幼児相談	131	565	32	24.4	61	10	80	18	14	30	37
1歳8か月児健診	119	433	29	24.4	21	6	56	51	12	51	64
2歳6か月児歯科健診	92	353	19	20.7	—	6	29	34	10	44	42
3歳6か月児健診	107	390	12	11.2	—	1	38	47	7	60	56
離乳食完了期教室	60	68	8	13.3	8	3	8	2	2	5	13
その他(訪問・電話・来所)	26	92	9	34.6	6	1	14	7	2	11	8
合計	547	1915	109	—	97	27	225	159	47	201	220
											181

資料：健康福祉部健康増進課「地域保健計画書」

産婦健康診査（平成30年5月～新規事業）

産婦の約4割が受診しています。

単位:人

年度	対象者数	受診者数	受診率
平成30年度 (5月～3月末)	301	126	41.9%

資料：健康福祉部健康増進課「地域保健計画書」

産後ケア事業（平成30年5月～新規事業）

利用承認した者のうち、約半数が利用しています。

単位:人

年度	利用承認者数	利用者数	利用率	平均利用回数
平成30年度 (5月～3月末)	23	12	52.2%	2.8回

資料：健康福祉部健康増進課「地域保健計画書」

3 教育・保育施設の状況

保育所(園)

各保育所(園)ともに、弾力的運用により定員を超える児童を受け入れています。

○保育所(園)（2、3号認定の利用定員）及び2、3号認定の入所児童数

(各年度3月1日現在　ただし令和元年度は4月1日現在)

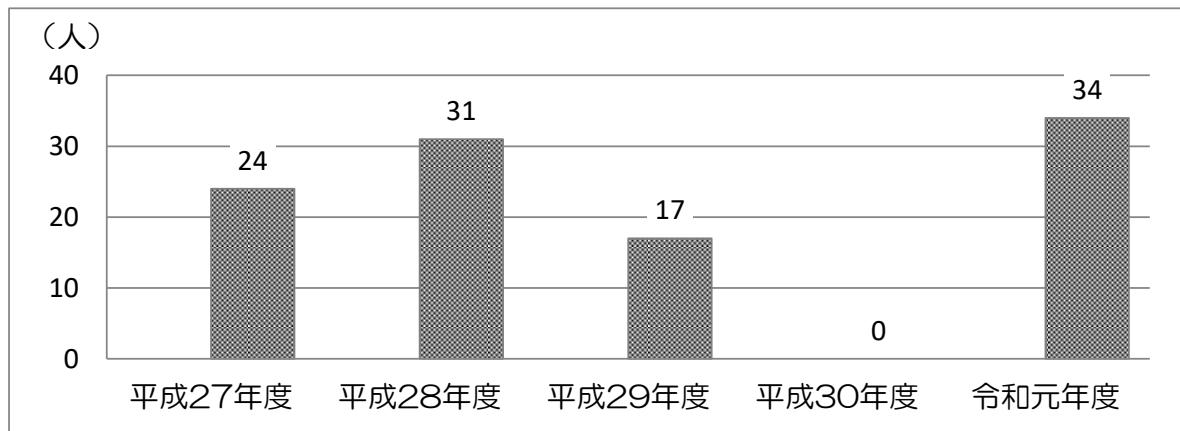
単位:人

番号	設置	区分	施設名	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
				利用定員	入所児童数	利用定員	入所児童数	利用定員	入所児童数	利用定員	入所児童数	利用定員	入所児童数
1	公立	認可保育所	東保育所	60	60	60	61	60	69	60	73	90	82
2	公立	認可保育所	亀塚保育所	60	61	60	59	60	68	60	71	60	68
3	公立	認可保育所	相の原保育所	60	63	60	66	60	68	60	69	60	67
4	公立	認可保育所	西保育所	60	67	60	71	60	70	60	73	60	66
5	私立	認可保育所	岩沼保育園	60	69	60	71	60	72	60	70	60	68
6	私立	認可保育所	岩沼北保育園	90	97	90	94	90	98	90	97	90	100
7	私立	認可保育所	竹駒保育園	95	104	95	104	95	110	95	107	95	107
8	私立	認可保育所	ほのぼの保育園	60	62	60	63	60	64	60	61	60	59
9	私立	認可保育所	岩沼はるかぜ保育園	75	84	75	86	75	88	75	88	75	84
10	私立	認可保育所	ひよこ園	36	31	36	35	36	34	36	33	36	35
11	私立	認可保育所	チアフル保育園 (※平成30年3月閉所)	60	72	60	72	60	69	-	-	-	-
	私立	認定こども園 (幼保連携型)	チアフルこども園 (※平成30年4月開所)	-	-	-	-	-	-	60	68	60	68
12	私立	小規模保育事業	ひなたぼっこ子どもの園 (※平成27年4月開所)	19	14	19	17	19	15	19	17	19	17
13	私立	小規模保育事業	豆の木保育園 (※平成29年4月開所)	-	-	-	-	19	18	19	19	19	19
14	私立	小規模保育事業	ぱすてる (※平成27年4月開所)	15	8	15	13	15	15	15	15	15	15
合 計				750	792	750	812	769	858	769	861	799	855

資料：子ども福祉課

待機児童数（各年度4月1日現在）

待機児童数は、各年度で異なり一定の傾向はみられません。令和元年度では 34 人になっています。



資料：子ども福祉課

幼稚園（各年度5月1日現在）

幼稚園の認可定員はこの5年間で変更はありません。在園児は年度によって増減はありますが、定員以内となっています。

単位:人

設置	区分	施設名	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
			認可定員	在園児数	認可定員	在園児数	認可定員	在園児数	認可定員	在園児数	認可定員	在園児数
私立	幼稚園	岩沼さくら幼稚園	245	179	245	181	245	222	245	239	245	217
私立	幼稚園	岩沼こばと幼稚園	200	128	200	118	200	126	200	145	200	137
私立	幼稚園	岩沼西こばと幼稚園	260	208	260	204	260	190	260	200	260	194
私立	幼稚園	岩沼南こばと幼稚園	320	269	320	266	320	259	320	271	320	228
合 計			1,025	784	1,025	769	1,025	797	1,025	855	1,025	776

資料：学校基本調査

小学校の概況（各年度5月1日現在）

小学校の児童数は、全体では減少傾向にありますが、玉浦小学校は増加傾向が続いている。

単位:人

年度	計	男	女	岩沼			岩沼西			岩沼南			玉浦		
				計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
平成26年度	2,748	1,421	1,327	692	359	333	1,109	576	533	595	303	292	352	183	169
平成27年度	2,719	1,405	1,314	688	348	340	1,080	562	518	583	303	280	368	192	176
平成28年度	2,673	1,392	1,281	664	348	316	1,065	557	508	544	280	264	400	207	193
平成29年度	2,631	1,372	1,259	632	325	307	1,051	559	492	540	279	261	408	209	199
平成30年度	2,571	1,342	1,229	600	316	284	1,011	531	480	533	282	251	427	213	214
令和元年度	2,576	1,331	1,245	586	303	283	1,003	507	496	531	287	244	456	234	222

※特別支援学級の児童含む

資料：学校基本調査、学校統計要覧

放課後児童クラブ利用者数（各年度3月末現在）

放課後児童クラブ利用者は増加傾向にあり、西児童センター、南児童館、北児童センターでは分室を設置し対応しています。

単位:人

No.	放課後児童クラブ名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1	北児童センター放課後児童クラブ	75	83	49	49	50
2	〃 分室すずかけ放課後クラブ	30	33	27	27	29
3	〃 分室げんきクラブ	-	-	36	35	34
4	南児童館放課後児童クラブ	79	61	73	76	77
5	〃 分室みなみっこクラブ	20	34	37	36	32
6	東児童館放課後児童クラブ	68	66	80	77	70
7	西児童センター放課後児童クラブ (平成29年4月からゆめ、きぼう、こころの 3クラスに分けています)	122	96	110	125	133
8	〃 分室にしつこクラブ	21	24	20	24	21
9	〃 分室ただいまクラブ	25	20	23	23	23
10	〃 分室おかえりクラブ	24	25	23	25	25
合計		464	442	478	497	494

注) 平成29年4月から西児童センター放課後児童クラブ施設を増設

資料：子ども福祉課

注) 平成28年4月から北児童センター放課後児童クラブげんきクラブを創設

中学校の概況（各年度5月1日現在）

中学校の生徒数は、平成28年度以降、岩沼中学校と岩沼北中学校でやや減少傾向がみられますが、岩沼西中学校はほぼ横ばい、玉浦中学校では増加傾向にあります。

単位:人

年度	計	男	女	岩沼			岩沼北			岩沼西			玉浦		
				計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
平成26年度	1,391	716	675	418	221	197	275	138	137	525	267	258	173	90	83
平成27年度	1,375	708	667	423	209	214	266	137	129	530	283	247	156	79	77
平成28年度	1,388	709	679	418	191	227	269	139	130	552	307	245	149	72	77
平成29年度	1,348	685	663	375	164	211	253	139	114	561	297	264	159	85	74
平成30年度	1,324	676	648	353	165	188	252	127	125	556	295	261	163	89	74
令和元年度	1,292	668	624	345	171	174	248	129	119	531	279	252	168	89	79

※特別支援学級の生徒含む

資料：学校基本調査、学校統計要覧

第3章 岩沼市の子育て環境の課題

1 子ども・子育てに関するアンケート調査のポイント

本計画を策定するにあたり、「量の見込み」の算出や子育て支援に関する実態や意見・要望等を把握するために、「岩沼市子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

(1) 調査方法

調査対象	<ul style="list-style-type: none"> ・岩沼市在住の就学前児童を持つ保護者 ・岩沼市在住の小学生児童を持つ保護者 ・岩沼市在住の中学生から18歳以下の児童及び市民 ・岩沼市在住の19歳以上の市民
対象者抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出
調査方法	郵送による配付・回収方式
調査期間	平成31年2月

(2) 回収状況

調査種別	配付数	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	1,500 票	715 票	47.7%
小学生児童の保護者	1,350 票	626 票	46.4%
中学生から18歳以下	1,540 票	506 票	32.9%
一般(19歳以上の市民)	1,000 票	377 票	37.7%

(3) 調査結果のポイント

①就学前児童

■回答者及び対象児童の属性

子育てを行っているのは、「父母とともに」が 51.2%と半数を超える、次いで「主に母親」が 44.8%となっています。

日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人については、「緊急時もしくは用事の際に祖父母等の親族にみてもらえる」とした方が6割を占めて最も多くなっています。

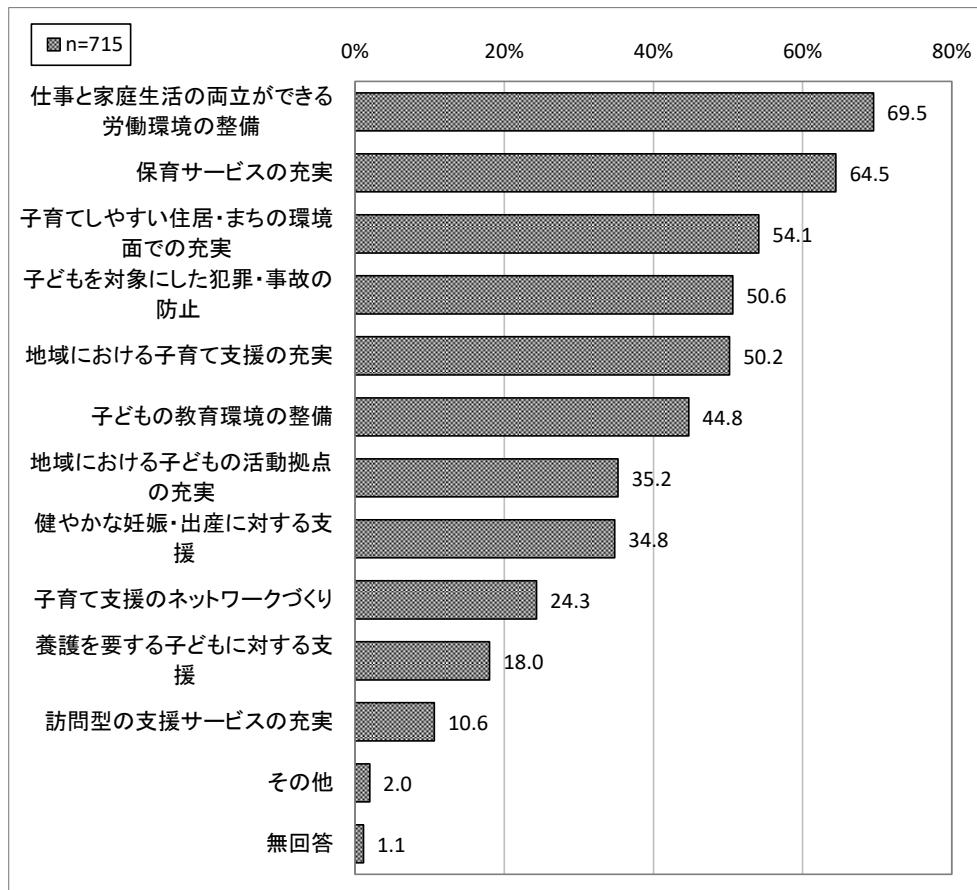
■子育ての状況や悩み、相談等について

子育てに関する感じ方をみると、「楽しいと感じることの方が多い」が 65.0%で最も多くなっています。

子育てをする上で有効と感じる支援・対策をみると、「仕事と家庭生活の両立がで

きる労働環境の整備」との回答が 69.5%と7割近くになっていますが、「保育サービスの充実」も 64.5%と6割以上になっています。

【子育てをする上で有効と感じる支援・対策】



子育てをする上で特に負担に思うことについては、前回調査(平成 25 年 12 月)では「子育てで出費がかさむ」が 51.0%と半数を超えて最も多くなっていましたが、今回の調査では「自分の自由な時間が持てない」との回答が 48.8%で最も多くなっています。

子育てに関して、日常悩んでいることについては、「食事や栄養に関すること」が 36.6%で最も多く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がすること」(32.2%)、「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」(29.1%)となっています。

子育てについての悩みの相談先をみると、「配偶者(パートナー含む)」が最も多く約 8 割を占めています。

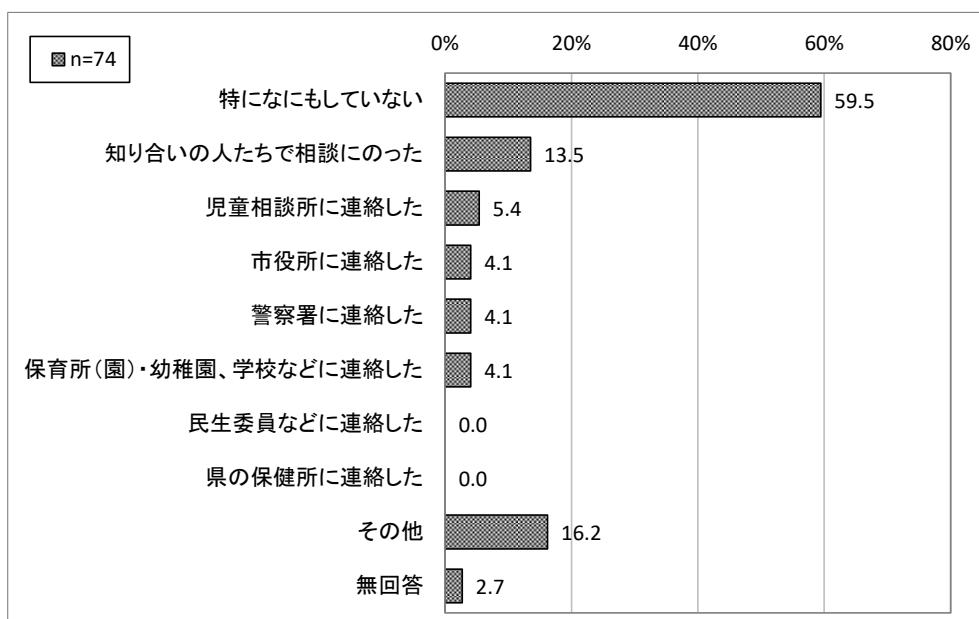
子育てに関する情報の入手経路は、前回調査では「隣近所の人、知人、友人」とした方が 5 割を超えて最も多くなっていましたが、今回の調査では 56.5%で「インターネット」(前回 38.5%)が最も多く、次いで「隣近所の人、知人、友人」が 54.0%となっています。次いで「保育所(園)、幼稚園、学校」と「親族(親、兄弟姉妹など)」が 4 割以上となっており、前回 3 位の「市の広報やパンフレット」(前回 42.6%)は、今回調査では 37.5%に留まっています。

■子どもの安全と権利擁護について

子どもの安全を守るために、特に重要と思われることについては、「通学路や子どもの遊び場の安全対策（防犯灯や防犯カメラの整備による暗がりや死角の解消）」が約7割を占め最も多くなっています。「地域ぐるみのパトロールなど子どもを犯罪から守るための取り組み」と「歩行車や自転車のための交通安全施設（ガードレール、歩道橋等）の整備」が4割以上で続いている。

児童の虐待を見たり聞いたりしたときの対応については、「特になにもしていない」との回答が約6割となっています。市役所や警察等に連絡したのはそれぞれ1割未満となっています。

【児童の虐待を見たり聞いたりしたときの対応】



■保護者の就労状況について

未就労の保護者の就労希望をみると、“母親”の中では「1年後～数年後には就労したい」が48.0%で最も多くなっており、就労を希望する子どもの年齢をみると、「3歳」とした方が3割近くで最も多くなっています。「子育てや家事などに専念したい」は25.0%と4人に1人の割合になっています。

仕事と子育てを両立させる上で大変なことについては、「自分が病気・ケガをしたときや子どもが急に病気になったときに、代わりに面倒を見る人がいない」とした方が半数以上で最も多くなっています。

■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

平日の定期的な教育・保育事業について、利用していない方の利用しない理由をみると「子どもがまだ小さいため」との回答が43.9%で最も多く、次いで「利用する必要がない」との回答が36.7%と、これら2項目が上位を占めています。利用しない理由で

「子どもがまだ小さいため」と回答した方の利用を希望する子どもの年齢をみると、「3歳」が 46.4%、次いで「1歳」が 22.7%となっています。また、1歳では、利用していない理由として「利用したいが、保育所(園)・幼稚園等に空きがない」が 40.7%と4割を占めています。

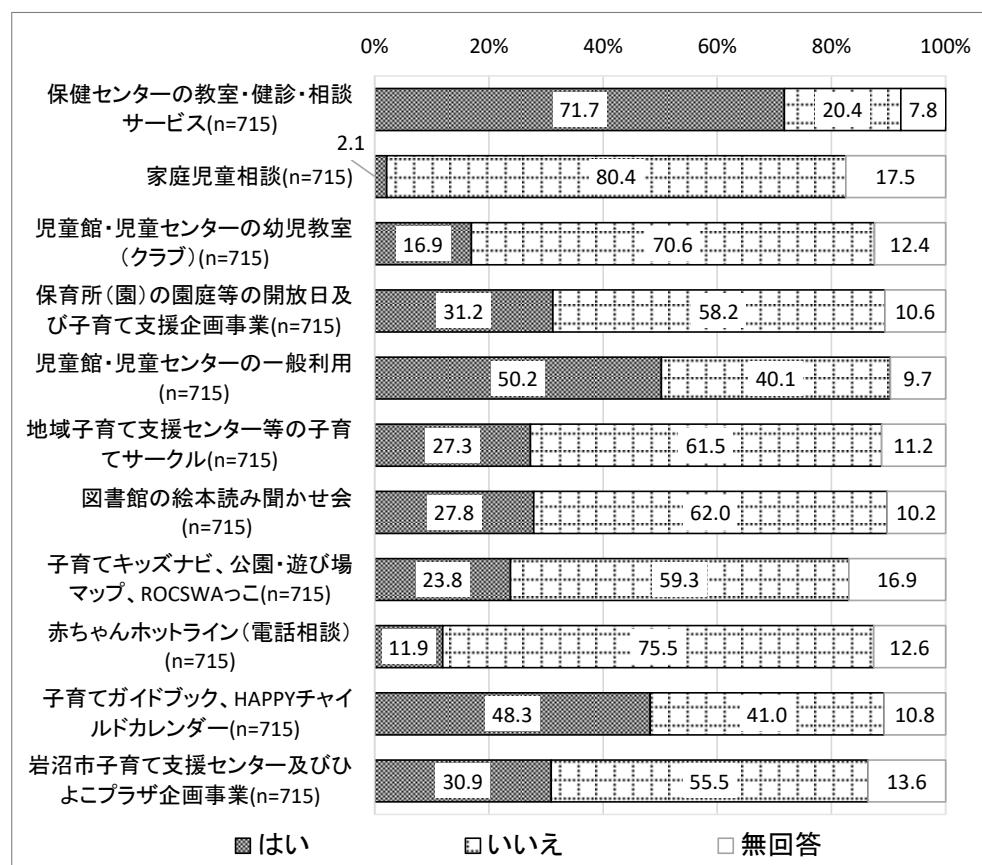
平日に利用したい定期的な教育・保育事業をみると、「幼稚園」が 59.0%と6割近くを占めて最も多くなっています。

■地域子育て支援事業の利用状況等について

子育て支援事業の認知度をみると、「保健センターの教室・健診・相談サービス」が 87.8%で最も多くなっています。次いで「児童館・児童センターの一般利用」、「図書館の絵本読み聞かせ会」が8割台で続いています。

子育て支援事業の利用経験をみると、「保健センターの教室・健診・相談サービス」が約7割の方に利用されています。

【子育て支援事業の利用経験】



子育て支援事業利用者の満足度をみると、“満足”とした方が最も多いのは「岩沼市子育て支援センター及びひよこプラザ企画事業」で約6割の方が満足しています。次いで「子育てガイドブック、Happy チャイルドカレンダー」、「地域子育て支援センター等の子育てサークル」が半数を超えていました。

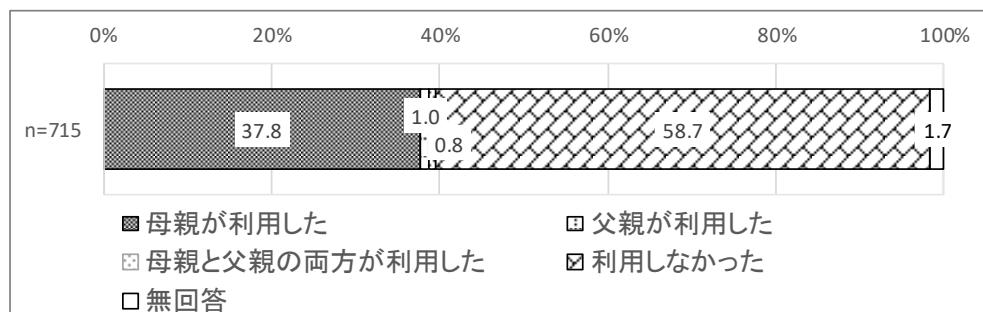
今後利用したいサービスをみると、「保健センターの教室・健診・相談サービス」が

約4割を占めて最も多くなっています。次いで「児童館・児童センターの一般利用」と「図書館の絵本読み聞かせ会」が38.3%となっています。

■育児休業の取得状況について

保護者の育児休業の取得状況をみると、「利用しなかった」が6割近くを占めています。「母親が利用した」が37.8%、「父親が利用した」が1.0%、「両方利用した」が0.8%となっています。

【育児休業の取得状況】



育児休業明けに、希望する保育サービスをすぐ利用できたかについては、「育児休業期間を調整せずにできた」が37.5%で最も多く、次いで「育児休業期間を調整したのでできた」が30.7%、「できなかった」は8.1%となっています。

■土曜・休日・長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望について

土曜・休日等の定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、“土曜日”では「月に1~2回は利用したい」とした方は25.9%と4人に1人の割合となっています。

“日曜・祝日”では「月に1~2回は利用したい」とした方は17.1%となっています。

■病気の際の対応について

平日の定期的な教育・保育事業を利用している方の、お子さんの病気やケガで普段の教育・保育が利用できなかつた日の有無をみると、「あった」とした方は7割以上となっています。

お子さんの病気やケガで普段の教育・保育事業が利用できなかつた場合の対処方法をみると、「母親が休んだ」が7割以上で最も多くを占めています。次いで「親族・知人に子どもを見てもらった」が35.7%となっています。

お子さんの病気やケガで仕事を休んだと回答した方の病児・病後児のための保育施設等の利用意向をみると、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」とした方は約4割となっています。

■小学校就学後の放課後の過ごし方について

放課後の過ごし方の希望をみると、小学校“低学年”では「放課後児童クラブ(学童保育)」、「高学年」では「自宅」が最も多くなっています。

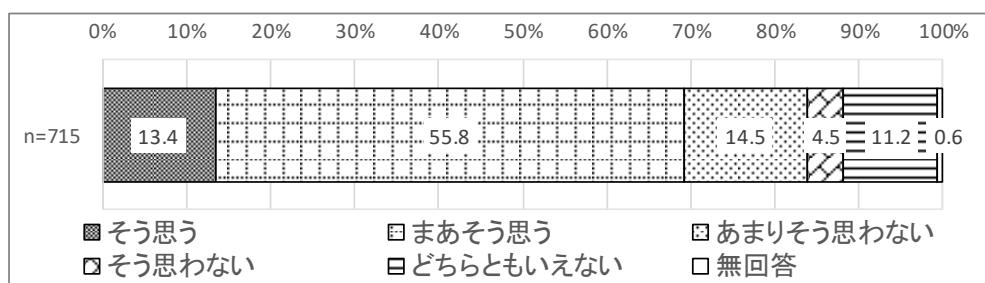
小学校低学年における放課後の過ごし方の希望ごとの1週あたり希望日数をみると、“自宅”と“児童館・児童センター”、“放課後児童クラブ(学童保育)”では、ともに「5日以上」とした方が最も多くなっています。

小学校高学年における放課後の過ごし方の希望ごとの1週あたり希望日数をみると、“自宅”と“放課後児童クラブ”では、「5日以上」とした方が多くなっています。

■市政について

岩沼市が子育てしやすいまちだと思うかについては、「そう思う」と「まあそう思う」を合わせると 69.2%と7割近くになっており、前回調査時の 64.4%から 4.8 ポイント上昇しています。

【岩沼市の子育てのしやすさ】



市に対して充実を図ってほしい子育て支援については、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が6割以上で最も多く、次いで「夜間の小児医療の救急体制が充実してほしい」が 57.2%と半数以上となっており、これら2項目が上位を占めています。

②小学生

■回答者及び対象児童の属性

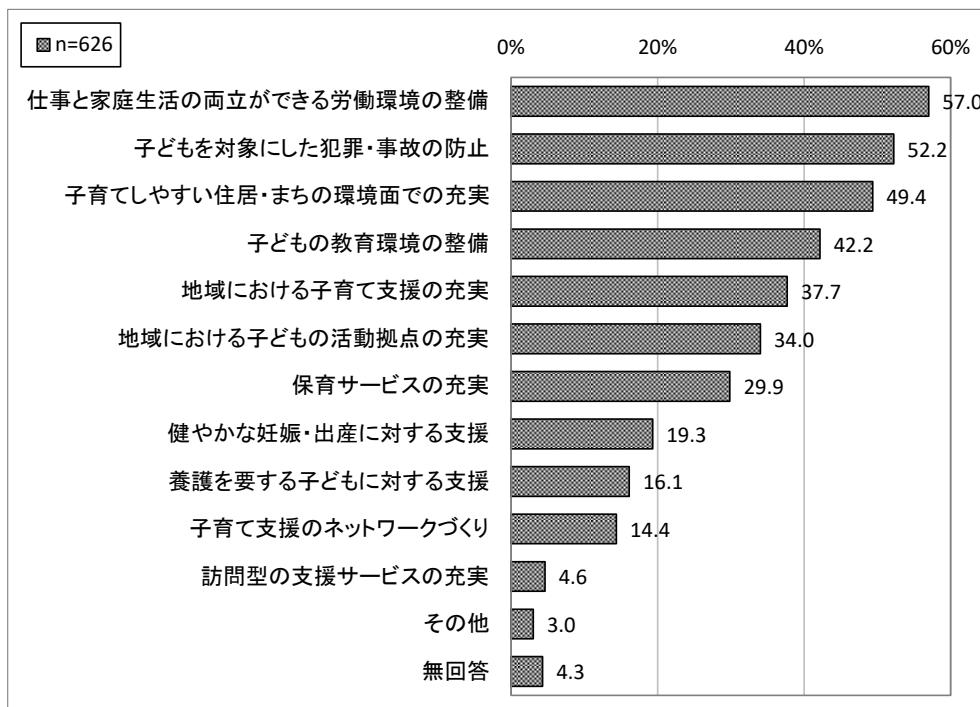
日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 48.9%と半数近くになっており、次いで「日常的に、祖父母等の親族に預かってもらえる」(33.9%)が 3割以上で続いています。「いない」との回答は 16.6%となっています。

■子育ての状況や悩み、相談等について

子育てに関する感じ方をみると、「楽しいと感じることの方が多い」が6割以上で最も多くなっています。

子育てをする上で有効と感じる支援・対策では、「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」との回答が 57.0%で最も多くなっています。次いで「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」が5割以上で続いています。

【子育てをする上で有効と感じる支援・対策】



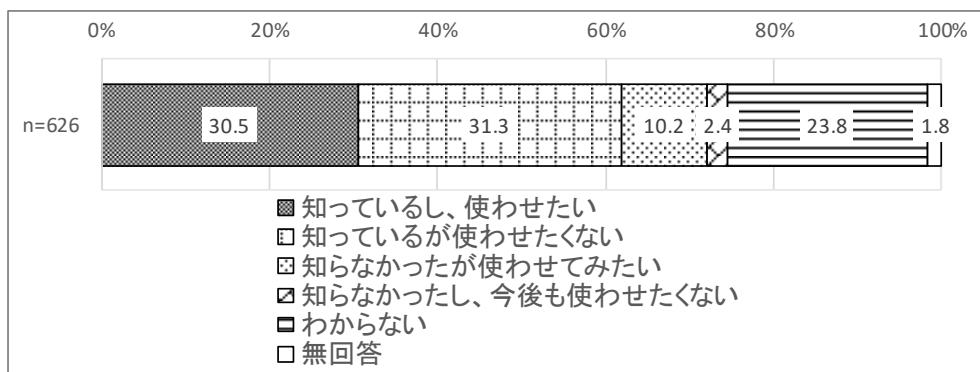
子育てをする上で特に負担に思うことは、「子育てで出費がかさむ」との回答が半数を超えて最も多く、次いで「自分の自由な時間が持てない」、「子育てによる精神の疲れが大きい」が2割以上で続いています。

子育てについての悩みの相談先をみると、「配偶者（パートナー含む）」が最も多く約7割を占めています。次いで「親族（親、兄弟姉妹など）」、「隣近所の人、知人、友人」が5割以上となっています。

子育てに関する情報の入手経路は、「隣近所の人、知人、友人」とした方が6割以上で最も多く、次いで「親族（親、兄弟姉妹など）」が4割以上となっています。

「子ども食堂」については、「知っているが使わせたくない」と「知っているし、使わせたい」がほぼ同割合の3割となっています。

【子ども食堂について】



■子どもの安全と権利擁護について

子どもの安全を守るために、特に重要なことをみると、「通学路や子どもの遊び場の安全対策（防犯灯や防犯カメラの整備による暗がりや死角の解消）」が6割以上で最も多くなっています。次いで「地域ぐるみのパトロールなど子どもを犯罪から守るための取り組み」（46.5%）、「歩行者や自転車のための交通安全施設（ガードレール、歩道橋等）の整備」（43.0%）が上位3項目となっています。

児童の虐待を見たり聞いたりしたときの対応については、「特になにもしていない」との回答が約5割となっています。「市役所」、「保育所（園）・幼稚園、学校など」に連絡したのはそれぞれ約1割となっています。

■保護者の就労状況について

未就労の保護者の就労希望をみると、“母親”の中では「1年後～数年後には就労したい」が 44.0%で最も多くなっています。就労を希望する子どもの年齢をみると、「12 歳以上」とした方が4割以上で最も多くなっています。「子育てや家事などに専念したい」は 16.7%となっています。

仕事とプライベートの優先度については、“希望”では「家事（育児）時間を優先」が6割以上を占めていますが、“現実”では「仕事時間を優先」とした方が 56.5%と半数以上を占めて最も多くなっています。

仕事と子育てを両立させる上で大変なことについては、「自分が病気・ケガをしたときや子どもが急に病気になったときに、代わりに面倒を見る人がいない」とした方が 45.0%で最も多くなっています。

■放課後、休日の過ごし方について

放課後の過ごし方をみると、“現在”“今後”ともに「自宅」が最も多く、次いで「習い事」となっています。

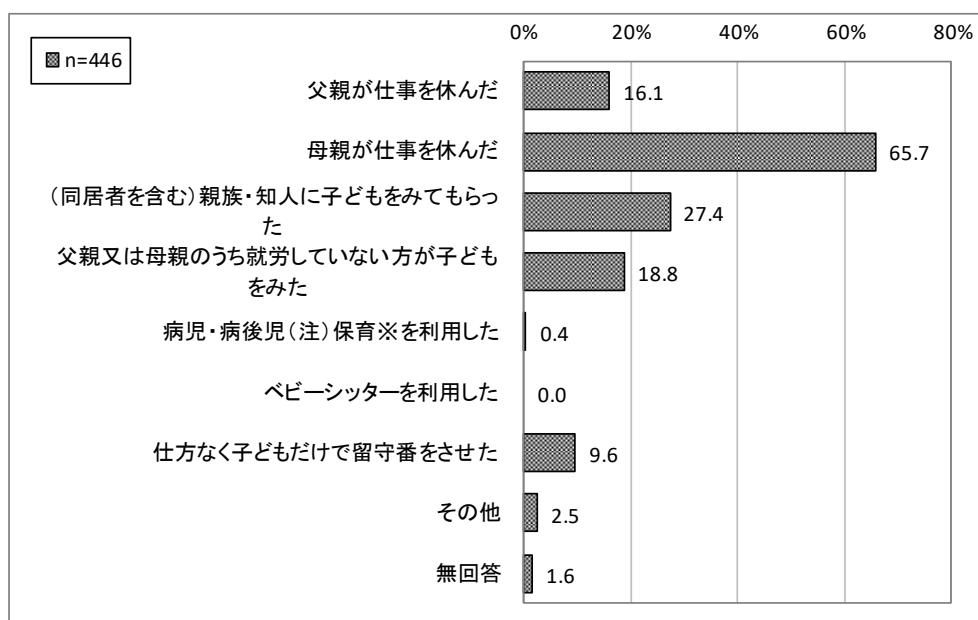
お子さんを日曜や祝日など休日に預かってほしいと思うかについては、「預かってほしいと思わない」が7割近くで最も多くなっています。「いつも思っている」「月に数回程度、思うことがある」「年に数回程度、思うことがある」を合わせると27.0%が預かってほしいと思うことがあるとしています。

■病気の際の対応について

お子さんの病気やケガで普段の教育・保育事業が利用できなかった日の有無をみると、「あった」とした方は7割以上となっています。

お子さんの病気やケガで普段の教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法をみると、「母親が休んだ」が6割以上で最も多くを占めています。

【お子さんが病気やケガで学校を休んだ場合の対処方法】



お子さんの病気やケガで仕事を休んだと回答した方の病児・病後児のための保育施設等の利用意向をみると、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」とした方は18.4%と約2割になっています。

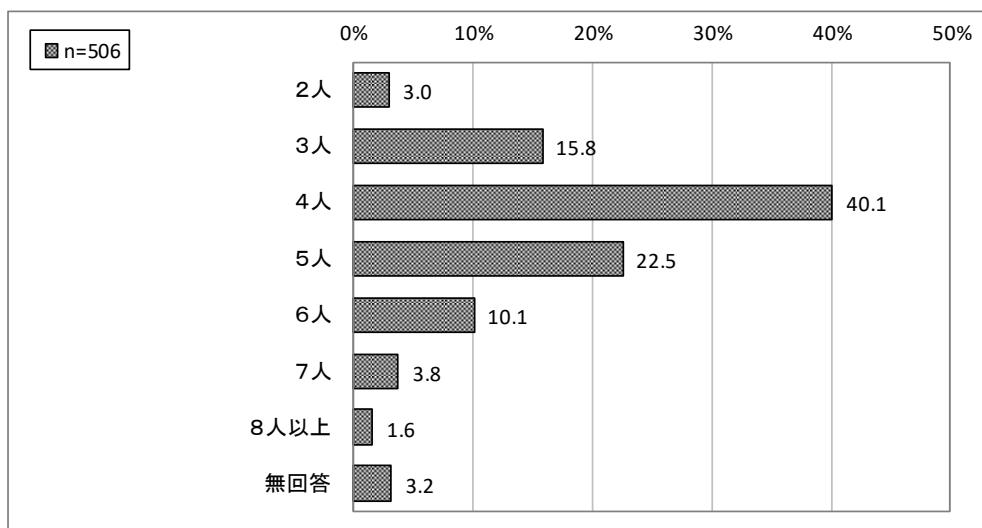
③中高生

■回答者の属性

同居しているご家族については、「お母さん」が 96.6%で最も多く、次いで「お父さん」(87.5%)、「兄弟姉妹」(78.9%)となっています。家族の人数は、「4人」が約4割で最も多く、次いで「5人」(22.5%)、「3人」(15.8%)となっています。兄弟姉妹の人数は、回答者含めて「2人」が 52.4%で最も多く、次いで「3人」(23.5%)、「1人」(16.8%)となっています。

親御さんの働き方としては、「両親ともに働いている」が約7割を占めています。

【家族の人数】



■家族や家庭について

一日に1回は家族と一緒に食事をする日については、「ほぼ毎日」(77.9%)が8割近くになっており、「週に4、5日は一緒に食べる」(9.7%)、「週に2、3日程度」(8.3%)は1割未満となっています。

家族との会話は、「よくしている」が8割近くになっています。

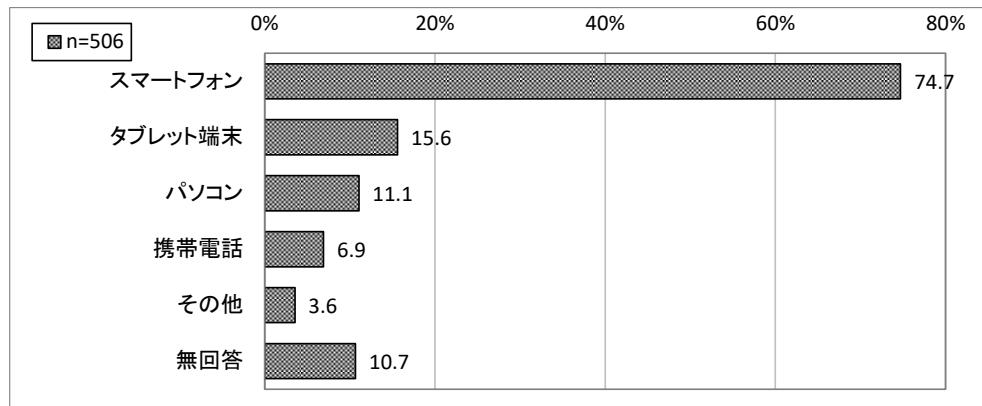
家庭生活で満足していることは、「自分のことを大切にしてくれる」(52.8%)、「親子関係がうまくいっている」(52.2%)が5割以上になっています。次いで「自分のやりたいようにさせてくれる」(44.9%)、「両親の仲がよい」(40.1%)と続いています。

■スマートフォン・SNS等の利用状況

個人で使用する携帯端末については、「スマートフォン」が 74.7%と 7 割以上で、「タブレット端末」(15.6%)、「パソコン」(11.1%)、「携帯電話」(6.9%)となっています。

SNSの利用状況については、「LINE」が8割以上を占め、次いで「ツイッター」(40.7%)、「インスタグラム」(31.8%)となっています。

【スマートフォン・携帯電話の所有状況】



■学校生活について

学校での生活については、「楽しい」が46.3%、「まあ楽しい」が34.9%で両方を合わせて『楽しい』との回答は81.2%と8割以上になっています。「楽しくない」は4.4%となっています。

学校で楽しみや充実感を感じるときとして、「友だちとおしゃべりをしているとき」が6割以上になっています。次いで「休み時間や放課後に遊んでいるとき」(38.7%)、「部活動をしているとき」(34.7%)、「野外活動や修学旅行のとき」(30.1%)となっています。

■放課後、休日の過ごし方について

平日の放課後等の過ごし方は、「部活動、生徒会活動など」が56.7%と半数以上を占めています。

土曜日や日曜日、祝日などに過ごす人については、「たいてい家族と過ごす」が35.6%で最も多くなっています。次いで「どちらかといえば友だちと過ごす」(24.1%)、「たいてい部活動や塾(習い事)に行っている」(14.0%)となっています。

■友だちについて

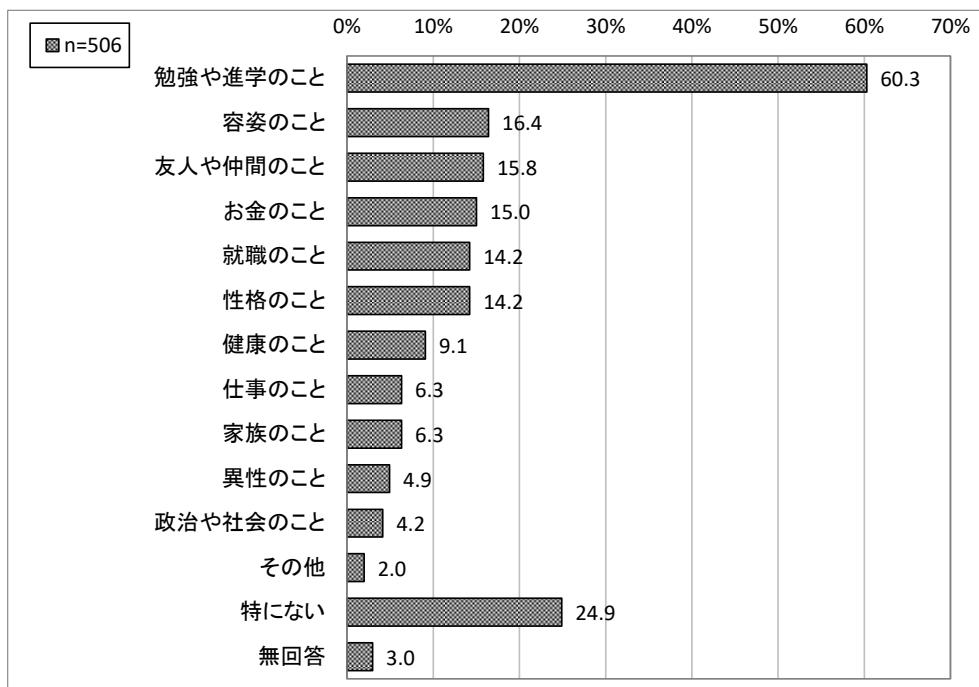
普段、友だちと集まる場所は、「学校内やその他の公共施設」が約4割で最も多く、次いで「友だちの家」(34.2%)、「仙台市など近隣の市街地」(31.8%)、「自宅」(21.5%)となっています。

友だちと一緒にいて嫌なときには、「がまんする」が69.3%と約7割を占めています。次いで「理由をつくってその場から離れる」(21.6%)、「相手に自分の気持ちをはつきり伝える」(6.8%)となっています。

■悩みごとなどについて

現在、困っていることや、悩んでいることについては、「勉強や進学のこと」が 60.3%と6割を占め最も多くなっています。次いで「容姿のこと」(16.4%)、「友人や仲間のこと」(15.8%)となっています。

【現在の悩み】



日頃の悩みの相談相手は、「友人」と「母親」がともに 56.7%と半数以上を占めています。次いで「父親」(16.2%)、「兄弟姉妹」と「学校の先生」がともに 12.5%となっています。「誰にも相談していない」は 17.0%と2割弱になっています。

気持ちをコントロールするためにあればいいと思うものについては、「ひとりになれる場所」が約4割で最も多くなっています。次いで「安心して仲間と集まれる学校以外の場所」(23.7%)、「コントロール方法の知識の習得」(14.0%)となっています。

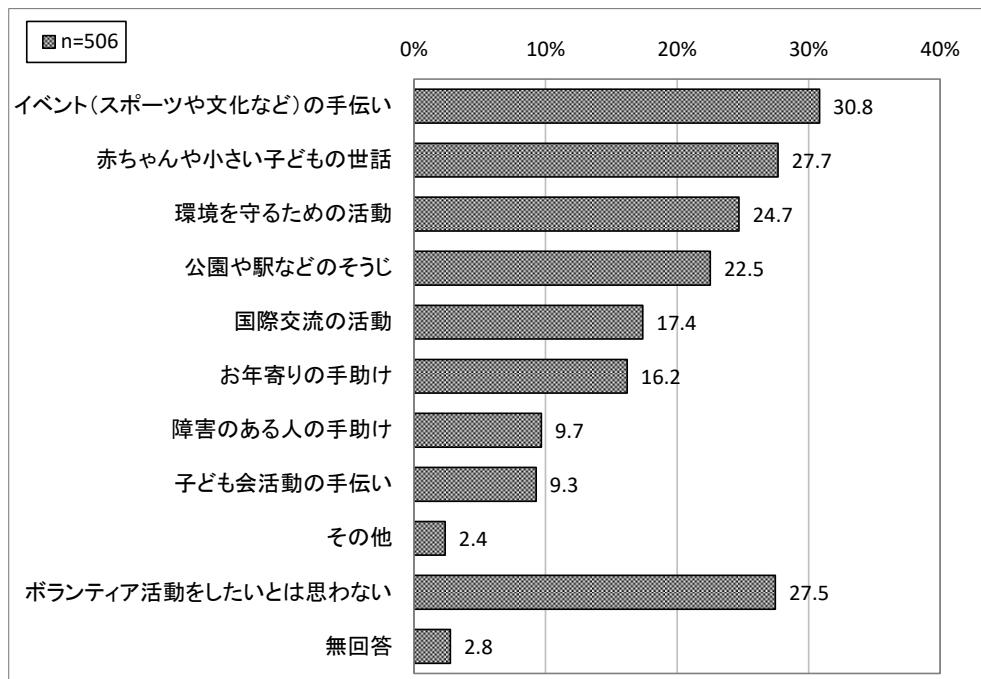
子ども食堂については、「わからない」が4割弱で最も多くなっています。『使いたい(使ってみたい)』と『使いたくない』は両者ともに約3割となっています。

■市や地域のことについて

岩沼市については、「好き」が 47.2%で最も多くなっています。

やってみたいボランティア活動については、「イベント(スポーツや文化など)の手伝い」が約3割で最も多くなっています。次いで「赤ちゃんや小さい子どもの世話」(27.7%)、「環境を守るために活動」(24.7%)と続いています。「ボランティア活動をしたいとは思わない」は 27.5%となっています。

【やってみたいボランティア活動】



■将来のことについて

将来の夢については、「なんとなく夢はある」が 48.6%と5割近くを占めています。次いで「具体的な夢があり、その実現のために努力している」が 28.1%、「将来に夢を持っていない」は 18.0%になっています。

結婚について最も多かった考え方は、「結婚は個人の自由なので、 してもしなくてもよい」で6割以上になっています。次いで「結婚しても、 必ずしも子どもをもたなくてもよい」(54.2%)、「夫も妻も家事や育児を平等に分担すべきだ」(50.4%)が5割以上になっています。

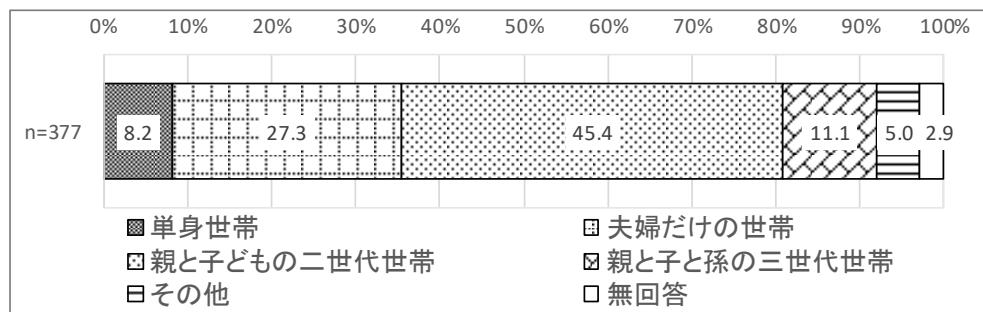
また、「結婚したら、女性は家事や育児に専念した方がよい」という質問には 47.0%が『そうは思わない』と回答しています。

④一般市民

■回答者の属性

家族構成は、「親と子どもの二世代世帯」が 45.4%で最も多く、次いで「夫婦だけの世帯」(27.3%)、「親と子と孫の三世代世帯」(11.1%)となっています。

【家族構成】



就労状況については、「常勤の勤め人(正社員・正職員)」が3割で最も多く、次いで「無職」(19.6%)、「家事専従」(18.6%)、「パート・アルバイト」(16.7%)となっています。

■子どもについて

お子さんとの会話の程度については、「よくしている」が約5割で最も多くなっています。

育児休業については、父親では「取得したことがある」は 0.4%となっています。母親では「取得したことがある」は約1割になっています。

父親の育児休業を取得しなかった理由は、「自分以外に育児をする人がいたため」が 49.0%と半数近くで最も多くなっています。次いで「職場に迷惑をかけるため」(25.2%)となっています。

母親の育児休業を取得しなかった理由は、「自分以外に育児をする人がいたため」が 18.2%で最も多くなっています。次いで「職場に迷惑をかけるため」(14.8%)、「職場が育児休業を取得しにくい雰囲気であったため」(10.2%)と続いています。

■少子化問題について

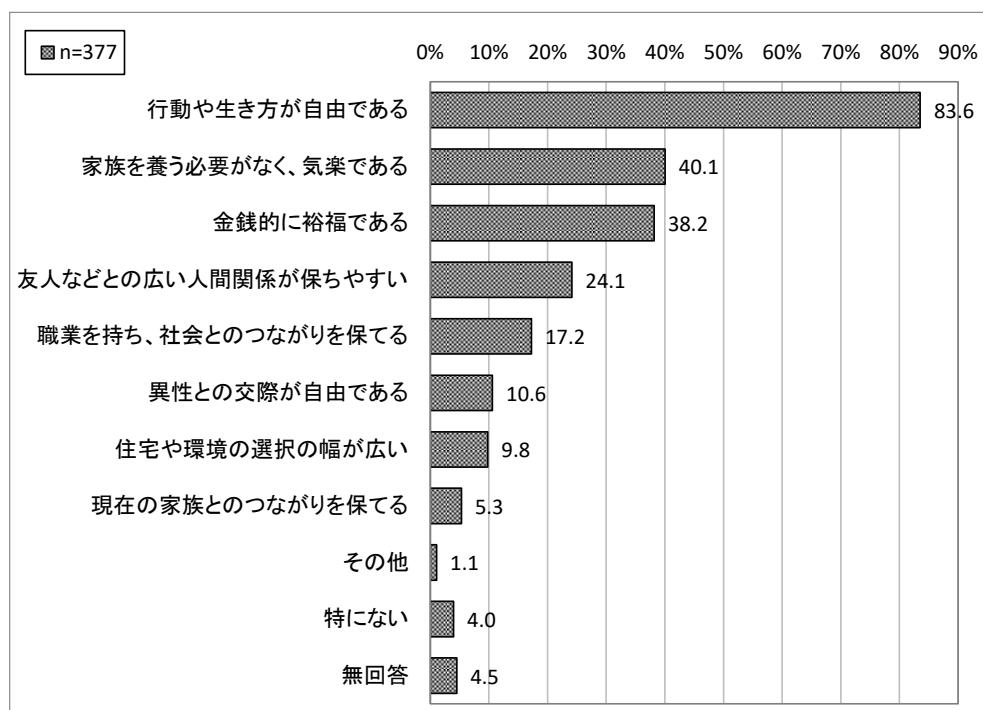
現在、出生率が低いことについては、「非常に問題である」が 58.1%で最も多く、次いで「やや問題である」が 32.9%となっており、両者を合わせた『問題である』との回答は 91.0%と 9 割以上になっています。

出生率が低い原因については、「子どもの生活費や教育費がかかりすぎるから」が 6割以上で最も多く、次いで「家庭と仕事の両立が困難だから」(50.9%)、「結婚平均年齢が上昇したから」(49.3%)と続いています。

■独身生活や結婚生活について

独身生活の利点については、「行動や生き方が自由である」が8割を超えています。次いで「家族を養う必要がなく、気楽である」(40.1%)、「金銭的に裕福である」(38.2%)と続いています。

【独身生活の利点】



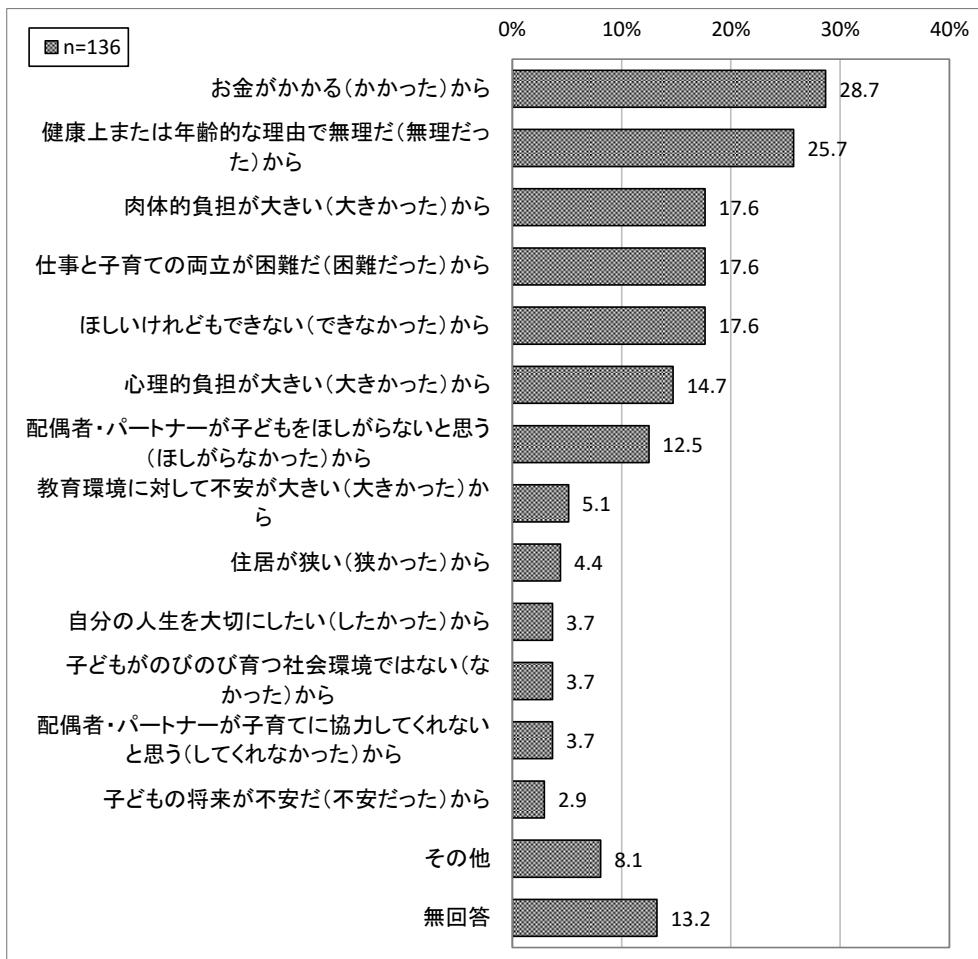
結婚の利点については、「自分の家族を持てる」(61.8%)と「精神的な安らぎの場が得られる」(59.9%)が6割前後で多くなっています。

■出産や子育てについて

理想とする子どもの人数は、「3人」が45.9%で最も多く、次いで「2人」が33.2%となっています。実際のお子さんの人数は、「2人」が46.2%で最も多く、次いで「3人」が22.0%となっています。

理想よりも実際の子どもの数が少ない理由は、「お金がかかる(かかった)から」が28.7%で最も多くなっています。次いで「健康上又は年齢的な理由で無理だ(無理だった)から」(25.7%)、「肉体的負担が大きい(大きかった)から」「仕事と子育ての両立が困難だ(困難だった)から」「ほしいけれどもできない(できなかった)から」がともに17.6%となっています。

【理想より実際の子どもの数が少ない理由】



子育てに関する不安感や負担感については、「なんとなく不安や負担を感じる」が37.5%で最も多く、次いで「あまり不安や負担を感じない」が33.6%となっています。

子育てをする上で、特に負担に思うことについては、「子育てで出費がかさむ」が約4割で最も多くなっています。次いで「自分の自由な時間が持てない」(37.5%)、「子育てによる精神の疲れが大きい」(30.0%)が3割以上で続いています。

■地域での子育て支援について

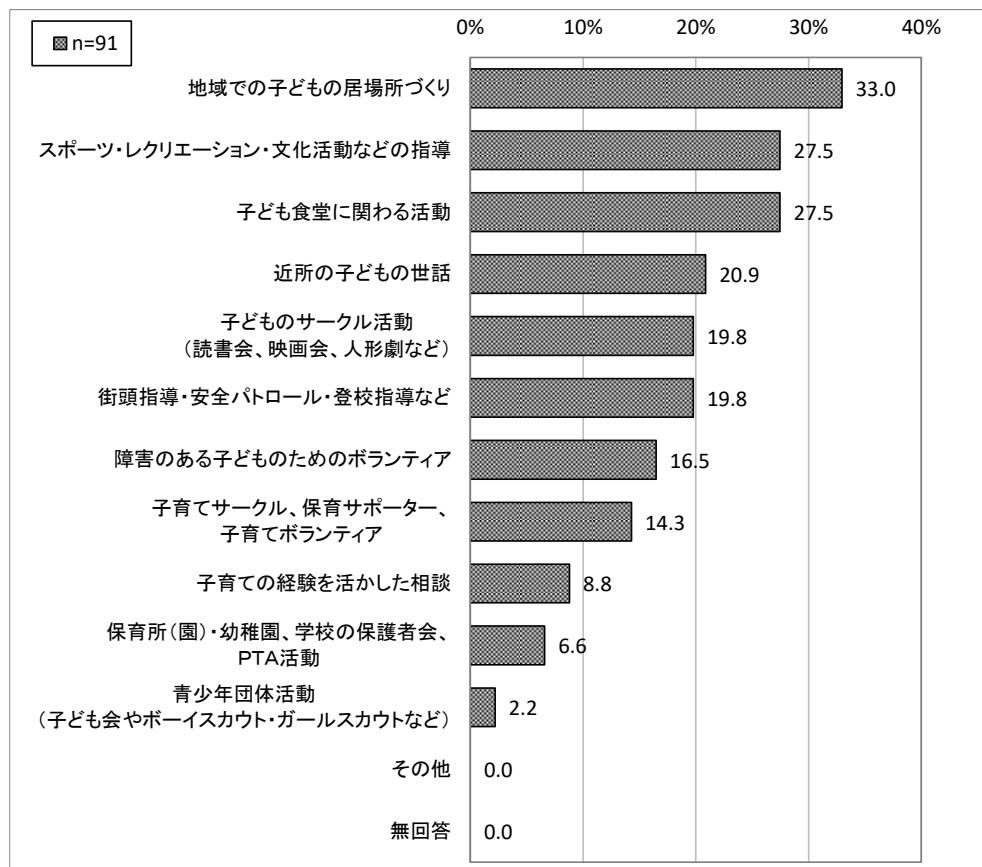
地域の中で子どもや子育て家庭に対する活動の参加については、「参加していない」が8割以上を占めています。

今後の子どもたちや子育て家庭に対する活動への参加意向については、「あまり参加したいとは思わない」が51.7%と半数以上になっています。「ぜひ参加したい」(2.4%)と「できれば参加したい」(21.8%)を合わせた『参加したい』との回答は24.2%と4人に1人の割合となっています。「まったく参加したいと思わない」は11.7%となっています。

今後、参加したい子どもや子育て家庭に対する活動は、「地域での子どもの居場所づくり」が33.0%で最も多くなっています。次いで「スポーツ・レクリエーション・文化

活動などの指導」と「子ども食堂に関わる活動」がともに 27.5%となっています。

【今後、参加したい子どもや子育て家庭に対する活動】



■子どもの虐待について

子どもの虐待を見たり聞いたりしたことについては、「ない」が8割を占めています。

虐待を知ったときの対応については、「特になにもしていない」が 57.1%と半数以上になっています。市役所や児童相談所に連絡したのは、それぞれ1割未満となっています。

■岩沼市での子育て

自分の子どもや孫を育てる場所を自由に選べるとしたら、「岩沼市で育てたい」との回答は6割以上になっています。「岩沼市では育てたくない」は 15.1%となっています。

岩沼市で育てたいと思う理由は、「自然があるから」が 55.3%と半数以上になっています。次いで「自分が岩沼で生まれ育ったから」(38.2%)、「風土がのんびりしているから」(32.1%)、「防犯・防災面で安全性が高いから」(21.5%)と続いています。

子どもを健やかに生み育てるための取り組みについては、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」が 44.8%で最も多くな

っています。次いで「休日保育、夜間保育、一時預かり、病児保育、障害児保育など多様なニーズにあった保育サービスの充実」(37.7%)、「妊娠から出産におよぶ母子保健サービスや小児救急医療体制の充実」(32.6%)と続いています。

【子どもを健やかに生み育てるための岩沼市の取り組み】



2 前期計画の幼児期の教育・保育基盤の確保状況

第1期子ども・子育て支援事業計画で計画した幼児期の教育・保育の量の見込み、確保の内容に対しての利用実績は以下のようになっています。

■ 1号認定及び2号認定

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の見込み	1号認定	人	524	509	493	479
	2号認定	人	699	694	688	683
確保方策		人	1,407	1,413	1,418	1,433
	特定教育・保育施設	人	453	453	483	493
	1号認定	人	0	0	0	10
	2号認定	人	453	453	483	483
	確認を受けない幼稚園	人	922	928	933	738
	幼稚園+預かり保育	人				200
	企業主導型保育施設	人				2
	認可外保育施設	人	32	32	2	0
確保実績	実績値	人	1,351	1,370	1,371	1,389
	実績一方策	人	▲ 56	▲ 43	▲ 47	▲ 44
	特定教育・保育施設	人	417	417	417	427
	1号認定	人	0	0	0	10
	2号認定	人	417	417	417	417
	確認を受けない幼稚園	人	922	928	933	738
	幼稚園+預かり保育	人				200
	企業主導型保育施設	人				7
	認可外保育施設	人	12	25	21	17

■ 3号認定（0歳）

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の見込み		人	87	86	85	84
確保方策		人	81	81	88	94
	特定教育・保育施設	人	73	73	73	79
	地域型保育	人	5	8	14	14
	小規模保育	人	5	8	14	14
	家庭的保育	人	0	0	0	0
	居宅訪問型保育	人	0	0	0	0
	事業所内保育	人	0	0	0	0
	企業主導型保育施設	人				1
	認可外保育施設	人	3	0	1	0
確保実績	実績値	人	87	91	100	88
	実績一方策	人	6	10	12	▲ 6
	特定教育・保育施設	人	73	73	73	73
	地域型保育	人	8	8	14	14
	小規模保育	人	8	8	14	14
	家庭的保育	人	0	0	0	0
	居宅訪問型保育	人	0	0	0	0
	事業所内保育	人	0	0	0	0
	企業主導型保育施設	人				0
	認可外保育施設	人	6	10	13	1

■3号認定（1・2歳児）

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の見込み	人		264	273	283	292
確保方策	人		271	271	269	299
特定教育・保育施設	人		227	227	227	257
地域型保育	人		10	26	39	39
小規模保育	人		10	26	39	39
家庭的保育	人		0	0	0	0
居宅訪問型保育	人		0	0	0	0
事業所内保育	人		0	0	0	0
企業主導型保育施設	人					3
認可外保育施設	人		34	18	3	0
確保実績	実績値	人	270	295	288	292
	実績一方策	人	▲ 1	24	19	▲ 7
特定教育・保育施設	人		226	226	226	226
地域型保育	人		26	26	39	39
小規模保育	人		26	26	39	39
家庭的保育	人		0	0	0	0
居宅訪問型保育	人		0	0	0	0
事業所内保育	人		0	0	0	0
企業主導型保育施設	人					12
認可外保育施設	人		18	43	23	15

■時間外保育事業（延長保育事業）

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の見込み	人		186	190	196	200
確保方策	実人数	人	186	190	196	200
	施設数	か所	11	11	11	14
確保実績	実人数	人	263	262	269	262
	実績一方策	人	77	72	73	62
	施設数	か所	13	13	14	14

■幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の見込み	人日		45,767	46,117	46,428	46,701
確保方策	年間延べ人数	人日	15,768	15,788	15,910	15,848
	施設数	か所	4	4	4	4
確保実績	年間延べ人数	人日	15,768	15,788	15,910	15,848
	実績一方策	人日	0	0	0	0
	施設数	か所	4	4	4	4

■幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の見込み	人日		14,835	14,566	14,298	14,030
確保方策	延べ人数	人日	7,120	8,440	9,760	11,080
	施設数	か所	2	2	2	2
確保実績	延べ人数	人日	7,120	8,440	9,760	11,080
	実績一方策	人日	0	0	0	0
	施設数	か所	2	2	2	3

**■病児保育事業、子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業 [病児・緊急対応強化事業])**

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の見込み	年間延べ人数	人日	262	313	362	409
確保方策	年間延べ人数	人日	500	500	500	500
	病児保育事業	人日	500	500	500	500
	病児・病後児対応型	延べ人数	人日	500	500	500
	施設数	か所	1	1	1	1
	体調不良児対応型	延べ人数	人日	0	0	0
	施設数	か所	0	0	0	0
	非施設型(訪問型)	延べ人数	人日	0	0	0
	施設数	か所	0	0	0	0
	ファミサポ(病児・緊急)	年間延べ人数	人日	0	0	0
確保実績	実績値	人日	500	500	500	500
	実績一方策	人日	0	0	0	0
	病児保育事業	人日	500	500	500	500
	病児・病後児対応型	年間延べ人数	人日	500	500	500
	施設数	か所	1	1	1	1
	体調不良児対応型	年間延べ人数	人日	0	0	0
	施設数	か所	0	0	0	0
	非施設型(訪問型)	年間延べ人数	人日	0	0	0
	施設数	か所	0	0	0	0
	ファミサポ(病児・緊急)	年間延べ人数	人日	0	0	0

■子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) (就学児のみ)

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の見込み	年間延べ人数	人日	231	322	407	488
確保方策	年間延べ人数	人日	500	500	500	500
確保実績	年間延べ人数	人日	500	500	500	500
	実績値	人日	0	0	0	0

■子育て短期支援事業 (ショートステイ)

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の見込み	年間延べ人数	人日	0	0	0	0
確保方策	年間延べ人数	人日	0	0	0	0
	施設数	か所	0	0	0	0
確保実績	年間延べ人数	人日	0	0	0	0
	実績値	人日	—	—	—	—
	実績一方策	人日	—	—	—	—
	施設数	か所	0	0	0	0

■地域子育て支援拠点事業

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の見込み	年間・延べ	人回	7,121	7,875	8,601	9,300
確保方策	か所	2	2	2	2	2
	地域子育て支援拠点事業	か所	2	2	2	2
	その他	か所	0	0	0	0
確保実績	実績値	か所	2	2	2	2
	実績一方策	か所	0	0	0	0
	地域子育て支援拠点事業	か所	2	2	2	2
	その他	か所	0	0	0	0

■利用者支援事業

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の見込み	か所	1	1	1	1
確保方策	か所	1	1	1	1
利用者支援事業	か所	1	1	1	1
その他	か所	0	0	0	0
確保実績	実績値	か所	1	1	1
	実績一方策	か所	0	0	0
	利用者支援事業	か所	1	0	0
	母子保健型	か所	1	1	1
	その他	か所	0	0	0

■乳児家庭全戸訪問事業

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の見込み	人	437	437	436	435
実施実績	実績値	人	322	363	345
	実績一見込み	人	▲ 115	▲ 74	▲ 91

■養育支援訪問事業

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の見込み	人	92	92	92	91
実施実績	実績値	人	17	19	11
	実績一見込み	人	▲ 75	▲ 73	▲ 81

■妊産婦健診

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の見込み	人回	5,698	5,684	5,670	5,670
実施実績	実績値	人回	4,409	4,454	4,167
	実績一見込み	人回	▲ 1,289	▲ 1,230	▲ 1,503

■放課後児童健全育成事業

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の見込み	人	501	496	492	487
確保方策	登録児童数	人	433	458	483
	施設数	か所	9	10	11
確保実績	登録児童数	実績値	人	437	478
		実績一方策	人	4	20
	施設数	か所		9	10
					12
					▲ 3

3 施設職員、子育て支援ボランティア等によるワークショップのまとめ

計画策定の参考するために、岩沼市の理想の姿のイメージや現在抱える課題について、岩沼市内で子育て支援ボランティアとして活動する方や施設の職員等から意見をいただくための、ワークショップを実施しました。

<実施概要>

- 第1回：平成30年12月3日 対象者：子育てボランティア
- 第2回：平成30年12月14日 対象者：私立保育園、私立小規模保育事業
- 第3回：平成30年12月18日 対象者：公立保育所、児童館・センター、
子育て支援センター

<ワークショップのテーマ>

実際に現場で活動されている方々を対象に以下の3つのテーマを設定しました。

- ①理想の岩沼像: 子育てをしている親も子どもも、幸せだと思えるまち・岩沼はどういうものだと思いますか？
- ②理想に近づくための手段: 理想のまちに近づくためには、何が必要だと思いますか？
また、どんなことをていきたいですか？
- ③理想に近づくための問題: 理想のまちに近づくために必要なこと、やっていきたいことについて、何故それを思いついたのでしょうか？

各々、付箋に思いついたことを書いてもらい、それを模造紙に貼っていき、分類分けをしていくという方法で行いました。

<ワークショップ概要>

子育てボランティアでは、ボランティアゆえに訪問等を行ってもその後の状況などの情報が入らず、その後どうなったのか気になってしまって成すすべがない、との悩みが聞き取れました。そのような悩みの解消の一助ともなる何らかのネットワークの構築を考える（希望する）参加者も多く見受けられました。

私立保育園、私立小規模保育事業からは、施設を「地域の一部」と考える発言が目立ち、それぞれの施設のみで完結するのではなく、地域に開かれた施設となり、他分野との交流・連携を行う必要性を感じていることが伺えました。

公立保育所、児童館・センター、子育て支援センターからは、全体の傾向として、どのテーマにおいても生活にまつわることに多く言及しており、身近な問題から考え、現実的な課題解決が望まれていることが伺えました。

<ワークショップで出された主な意見>

1. 子育てをしている親も子どもも幸せだと思えるまち・岩沼は、どういったものだと思いますか? (理想の岩沼像)		
子育てボランティア	私立保育園 私立小規模保育事業	公立保育所 児童館・センター 子育て支援センター
<p>【ハード面】</p> <ul style="list-style-type: none"> 妊婦にやさしいまち 保健師が毎月巡回してくれるまち バスを利用したいのにコースや時間帯が不便（交通手段） <p>【施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 同じ世代のまま同士が集まるサロンがある町 施設が近く 遊び場（全天候）がいっぱい近くあるまち 子どもを安心して預けられる場所がある 大人も子どもも一緒にいられる居場所がある町 近くに安心して遊べる場所や遊具 参加しやすい行事がたくさんある 自主活動ちびうさクラブみたいな活動が各地域にもっとほしい また、支援もしてほしい <p>【サポート】</p> <ul style="list-style-type: none"> 身近に相談できる人がいるまち 心配事をきいてくれる場所がある 行政がサポートしてくれる街！ 病気をしても身近に頼める人がいる 子育てを見守っている大人がいる 親の悩み等気軽に相談・聞いてもらえる場所がある 気楽に話し合える行政の窓口があること <p>【家計支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童手当 学費の補助 子どもの医療費が全額負担してもらえる町 医療費が安い！！ 給食費がただだ！！ 子育てにやさしい町 生活力が豊かな町 	<p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域で参加できる行事 多世代での活動を！ 多世代で子育てを考える居場所 周囲（みんな）が子育てを助けてくれるまち 地域でみんなで 挨拶を交わす 気軽に声をかけあえる <p>【情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報交換 型にはまらず 園や学校の特色が分かる <p>【環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育てしやすい環境の整備 楽しい場所（公園、施設の充実） 公園や広場の整備 気軽に足が運べる居場所 困っているときに気兼ねなく立ち寄れる場所がある 遊びの場（安心できる） 登録制ではないサークル（親）カフェスタイル <p>【人的環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> 創造力をふきだそう 自然を生かそう 型にはまつた考え方はやめよう 体験力を生かそう 行政はバックアップ 就学後も担任や学校と密な関係 <p>【安全・安心】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全・安心 小学生の登下校の安全確保 子どもが安心して過ごせるまち 親が安心して子育てできるまち サービスの充実 望む人全てが保育園に入れる 行ってみたい 住んでみたい 共生できる <p>【相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> 悩んでいるとき相談できる人がいる その場（カフェ）に行けば相談できる人がいる 	<p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の方の見守りや協力が得られる 仕事をリタイヤした60代が輝ける町 子どもたちを社会で見守れる町 笑顔がたくさん見られる 地域が活気あふれる町 <p>【居場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 親子でふれあう時間・場所がもてる 会話ができる場所 子どもが安心できる場所 見守りのある場所 24時間安心と思える 困ったときに相談できる場所 中高生の行き場がある 遊べる場所がたくさんある 一か所で用事が済む（保育所・学校・児童館（センター）） 親同士が集まる場所がある町 <p>【サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日曜日でも保育所に預けられる（預かる方の環境も大事に） 年齢別でクラス編成できる環境 働いていても子育てしやすい 仕事をしたい人が保育所に預けやすい環境 一時保育など子どもを預かってもらえる場所がある 病児保育の充実（定員増） <p>【商業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 衣食住がより充実して 商業を盛んに！！暮らしやすい 食の充実 <p>【防犯】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安心・安全な町 安心して子育てができる町 <p>【インフラ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電車が止まらない、冬でも 歩道が広くて平ら 水没しない （保育所の）駐車場が多い 外灯が多い 公共施設の利便性がよい 室内遊び場がほしい <p>【子育て支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 時間がある お金がある 親と一緒に市が子育てを協力してくれる 子どもを預けられる人がいる

2. 理想のまちに近づくためには、何が必要だと思いますか？また、どんなことをしていきたいですか？
(理想に近づくための手段)

子育てボランティア	私立保育園 私立小規模保育事業	公立保育所 児童館・センター 子育て支援センター
<p>【ネットワーク】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政・民間組織のネットワークづくり サポート制度の確立 人材（民間等）も巻き込んだ支援のネットワーク 行政はもっと輪を広げ、市民との連携をする！！（一横の連携） 市民サポーターの増員 明確な予算化 行政からの補助、支援 子ども支援をするための講習、支援者の養成 子育てしやすい環境づくり（トイレバリアフリー） <p>【場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの受け入れ場所を増やす！（保育） 身近な場所で子どもを守ってくれる（夜間保育） 困ったときに発信（相談できる）人 子育て相談窓口をつくる 気軽に集える場所 安心して遊べる場所 安心して集える場（中高生） バス路線を工夫してほしい バスの本数を増やして <p>【暮らし】</p> <ul style="list-style-type: none"> 食事ができる 病院や買い物ができる店 高校がほしい！（仙台に行かなくても） 	<p>【環境整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 広い場所 全ての希望者が保育園に入れるようになるとよい 育休中の保育園入園について、全ての子どもが利用できるようになるとよい 保育所、児童館（センター）の整備 道路や交通安全に係る整備 防犯、防災対策 地区、施設周辺の巡回 シニアのボランティアの力 地域で活動できる行事や場所を増やす ひとりひとりの考え方（マナー） 施設からのいろいろな情報発信（行政からも子育てなど） <p>【場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て支援としてのカフェ 専門店（ショッピングモールなど） 気軽に遊べる身近な場所の確保 親子が集まれる場所 決まったサークルだと行きづらい人もいる（カフェスタイルのような登録制じゃない） 中高生が気兼ねなく行ける場所 <p>【人材】</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談できる専門職（カウンセラー・保健師・助産師・保育士） 職員（人） カウンセラーのような人 <p>【経済力】</p> <ul style="list-style-type: none"> お金 資金 企業の力 バックアップ <p>【交流】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域との交流 家にこもりがちな親子への支援・援助 たくさん的人が遊べる場所・集まる場所をつくる 保育園に通っていない子が保育園体験できる機会 他業種との意見交換、連携 耳を傾けて話を聞く 一緒に楽しさを共有していくときを持つ 保護者同士のつながりを築けるように（小・中・幼・保） 	<p>【インフラ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩道の整備（アスファルト） 外灯の整備 いしゃく病院 ショッピングモール・遊び場 駅前のお店 病院等のサービス等を情報提供できる。 <p>【施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育所の駐車場を増やす 保育施設の増 施設の充実（遊び場・居場所） 雨の日でも体を動かして遊べる場所 <p>【サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て協力者の確保（ファミサポ、一時預かり） 保育サービスの充実（一時保育、病児保育） 子育て支援として実際に家に行って何かしらの支援（個別支援の必要な親） 保健師が定期的に行動観察に来てくれる（気になる子） <p>【子ども支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> こどもフェスティバル のびすく 子どもの遊び場 臨鉄公園（駅西側） 中学生が遊びに（たむろしに）いける場所 <p>【人員確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> やさしさ 「保育士」になると、得があり、尊敬される 子どもに関わる職員増 地域のボランティアと世代間の交流 保育士確保 子育てについての社会的理義、地域の協力 <p>【意識改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子を他人に預けて遊びに行くことが堂々とできる意識 仕事以外で堂々と子どもを預ける場所 <p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 世代間交流 イベント・サロンで集う機会を増やす 沿岸部の畠を活かす（食育） 地域の方との交流の機会 保育所への地域の方たちの理解 保育所と地域の交流

3. 理想のまちに近づくために必要なこと、やっていきたいことについて、何故それを思いついたのでしょうか？（理想に近づくための問題）		
子育てボランティア	私立保育園 私立小規模保育事業	公立保育所 児童館・センター 子育て支援センター
<p>【情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本当に困っている人がいるということが把握できていないと思うから 一方通行になってしまい（行政からこうなったと教えてほしい） 医療費の高額で予防接種（任意）を受けないという親がいたから まだまだ（子育て支援）情報を知っていないという人がいたから 身近にかまってもらえていない子どもでは？と思った子がいたから 子育てに悩んでいるママがいる 母子家庭の実情を知って 困っている人に心を開いてほしい！！ 家庭教育支援の大切さを啓蒙していく 隅々までの情報、広報 <p>【場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 親がいなくても安心できる居場所 JOCA の若い人たちが子ども支援しているのを見たところ、岩沼独自の工夫でもっと増やしてほしい 働きたいけど働ける場所がない 休日に家庭以外に遊びに行ける場所づくり 子供連れの母親がいきいきして参加しているのはすばらしいと思ったから（ちびそう） ストレスをためないように発散する場所がほしい 子育てがしやすい生活にするために <p>【暮らし】</p> <ul style="list-style-type: none"> 通院等不便 核家族がゆえに生活が楽になるよう 空腹はひもじい（淋しい） 	<p>【生きづらさ～子育てのにくさ～】</p> <ul style="list-style-type: none"> もっと自然体で子育てをしたいと思っている 型にはまった人間形成が多い今の世 子育ての悩みがピークに達したときには、手助けが遅くなってしまうときがある 待機児童がいないのであれば、みんなが保育園を利用できるとよい（あくまで理想） 小さい子どもを見ながら、更に赤ちゃんを育てるのは大変そう 子育てをしている親の息抜きが必要 子育てに不安がある、子育てをしなくなくなった人が逃げる場所が必要 <p>【環境がよくない】</p> <ul style="list-style-type: none"> 岩沼には整備すれば活用できる場所いっぱいある 施設は広さ、設備が充実していない 道路が狭く、散歩者が危ない（避難訓練時も） 公園にたまにブッキングすると安全性にかける <p>【多様性がない】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多世代のよさを常に感じているので実現したいと思っている 高齢者・障害者・幼児・学童（学校） 目先のことだけ考える専門職が増えている リスクを考えすぎる、求められることが多い <p>【防犯・安心安全】</p> <ul style="list-style-type: none"> 不審者が多い 安心安全に過ごせるよう地域で見ていいけたら 安心して安全に生活するために公共機関と連携する防犯を考えた 公園（安心して行けない。子どもだけで行ってはいけない朝日山公園） <p>【場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 場所を考えるときに悩む（遠足など） 遠足など園外保育がしやすくなる 中高生の行ける場所がない（部活が制限され、部活以外だと家にいることが多くなる） <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 転入してくる人が気軽に相談できる所がない 卒園後は在園中よりも関係が薄くなってしまい、小学校に上がるときに不安になる保護者が多くなるため 	<p>【行き場がない】</p> <ul style="list-style-type: none"> 岩沼は公園が狭い！！ 天候に左右されずに遊べる場がほしいため 行ける場所が限られている バオバブに行くと必ず誰か知り合いがいる。 遠足のたびに行く場所が限られている <p>【インフラ】</p> <ul style="list-style-type: none"> アスファルトはスムーズで押しやすい（ベビーカーとか） 市役所、駅から遠い 車を使わなくとも行動できるように 利便性（高齢化に向けて） <p>【人手不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> パートさんが増え、長時間働くことにメリットを感じていない 保育士が年々減っている（他市町村との取り合い） 働きにくさ（金銭的に）人員不足 <p>【中学生の過ごし方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 居場所を求めてさまよい歩く中学生、小学校高学年の居場所づくり <p>【家計支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 予防接種はどんな人にも受けてほしいから（インフル助成） <p>【意識改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> リフレッシュで子どもを預けてもいいじゃない！ <p>【場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> みんなが集まる場 小学生の居場所・遊び場が無くなっている（小学校4年生以上の児童クラブの待機） <p>【情報発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育所から地域に向けた発信が必要（にこネット以外） <p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の希薄な人間関係の打破 地域が協力できるよう人の育成（ファミサポなど）、理解を深めるなど支援していく お母さんの孤立を防ぐ <p>【多様化・ニーズの増】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育てへの理解者が増えれば子育てしやすい町になるため 子育てボランティアの育成（ファミサポ、若い世代） 他市町村に比べ、保育サービスが不足している（病児、一時預かり）

4 前期行動計画の進捗状況

本計画を策定するにあたり、前計画期間での各事業の取り組み状況を整理しました。取り組み状況は、各事業の担当者が、あらかじめ決められた評価項目を基準に評価したものです。

(1) 評価の基準

取り組み状況の評価は、大きくA・B・Cの3段階で評価し、それぞれ5点、3点、1点を与えることとしています。

また、A～Cの各評価は、更に評価基準1～5に分かれており、3段階評価の内容について状況が分かる仕組みとなっています。

評価	評価基準1		評価基準2		評価基準3		評価基準4		評価基準5	
	推進	実施・着手	実施	検討	充実					
A	A 1 ・推進されていて、発展しているもの	A 2 ・着手・実施して発展している	A 3 ・実施・推進し、効果が出ていている。	A 4 ・検討し、今後の対応や方針が具体的に決まっている。	A 5 ・充実を図り、実情を向上させている。					
配点:5点										
B	B 1 ・発展してはいないが、推進の方向性が決まって進められている。	B2-1 ・実施はされていないが、具体的な方針が定められている。 B2-2 ・実施したが、順調に推進・発展しておらず当初の狙いに近づいていない。	B3-1 ・実施・推進していないが、効果的な実施方法を具体的に検討している。 B3-2 ・実施しているが、効果が無い。	B 4 ・検討はしているが、具体的な方針や方策が決まっていない。	B 5 ・充実はある程度図っているが、現状維持である。					
配点:3点										
C	C 1 ・推進されていない ・後退している	C 2 ・実施・着手していない	C 3 『C2に準ずる。』	C 4 ・検討していない。	C 5 ・充実を図っていない。					
配点:1点										

これらの評価を全事業について行い、各事業に得点を与え、各施策、各基本目標ごとにまとめたものが、次ページの表になります。

なお、得点については、下記のように位置づけています。

■次世代育成支援行動計画 項目評価（事業評価得点の合計）/（項目数）

順調	3.9～5.0	概ね順調	2.4～3.8	課題あり	1.0～2.3
----	---------	------	---------	------	---------

(2) 評価一覧

■基本目標2：地域における子育ての支援

施 策	担当課	H27	H28	H29	H30
2-1 子育て支援のネットワークづくり		5.0	5.0	5.0	5.0
①子育て支援ネットワークづくり	子ども福祉課	A5	A5	A5	A5
②子育て支援団体への情報提供・支援	子ども福祉課 生涯学習課	A2	A2	A2	A2
③子育て支援活動の場の確保の支援	子ども福祉課	A5	A5	A5	A5
④子育て応援者の育成・支援	子ども福祉課	A3	A3	A3	A3
2-2 子どもの健全育成の推進		5.0	5.0	5.0	5.0
①子どもの居場所の確保	子ども福祉課 生涯学習課	A5	A5	A5	A5
②地域での子どもの健全育成の推進	子ども福祉課	A1	A1	A1	A1
③世代間交流の推進	生涯学習課 子ども福祉課	A3	A3	A3	A3
④親子ふれあい絵本事業	子ども福祉課	A2	A2	A2	A2
⑤子どもの健全育成の教育・啓発	生涯学習課 社会福祉課 学校教育課	A5	A5	A3	A3
⑥家庭児童相談事業	子ども福祉課	A1	A1	A1	A1
⑦児童手当事業	子ども福祉課	A1	A1	A1	A1
⑧子どもの社会参加の推進	生涯学習課	A3	A3	A3	A3
2-3 地域における人材育成		4.0	4.0	4.0	4.0
①民生委員・児童委員、主任児童委員との連携	子ども福祉課 社会福祉課	A2	A2	A2	A2
②人的資源、社会資源の活用	生涯学習課	B5	B5	B5	B5

■基本目標3：職業生活と家庭生活との両立の推進

施 策	担当課	H27	H28	H29	H30
3-1 男性の子育てへの参加促進		5.0	5.0	5.0	5.0
①男女共同参画に関する広報・啓発の推進	さわやか市政 推進課 学校教育課 生涯学習課	A3	A3	A3	A3
②男女共同参画推進制度の整備	さわやか市政 推進課	A2	A2	A2	A2
③男女共同参画に関する活動団体の育成・支援	さわやか 市政推進課	A3	A3	A3	A3
④DVの周知・防止の推進	子ども福祉課 さわやか市政 推進課	A2	A2	A2	A2
⑤小学校の人権教室などにおける男女平等教育の推進	さわやか市政 推進課 学校教育課	A3	A3	A3	A3

施 策	担当課	H27	H28	H29	H30
3-2 子育てしやすい就労環境づくり		3.4	3.4	3.4	3.4
①労働時間短縮の啓発	商工観光課 子ども福祉課	B3-1	B3-1	B3-1	B3-1
②フレックスタイムや在宅就労などの就労形態の多様化への働きかけ	商工観光課 子ども福祉課	B3-1	B3-1	B3-1	B3-1
③育児休業制度の普及啓発と取得促進に向けた働きかけ	商工観光課 子ども福祉課	B3-1	B3-1	B3-1	B3-1
④再雇用制度への働きかけ	商工観光課 子ども福祉課	B3-1	B3-1	B3-1	B3-1
⑤再雇用・再就職の促進を図る相談、情報・学習機会の提供	商工観光課	B1	B1	B1	B1
⑥関係機関と連携した就労環境の改善と就労支援	商工観光課	B1	B1	B1	B1
⑦市内事業主に対する取組の支援	商工観光課 子ども福祉課	B3-1	B3-1	B3-1	B3-1
⑧事業内保育施設設置への働きかけ	商工観光課 子ども福祉課	B1	B1	B1	B1
⑨職場の理解と協力体制の広報・啓発	商工観光課 子ども福祉課	B3-1	B3-1	B3-1	B3-1
⑩仕事との両立に向けた子育て支援相談の充実	子ども福祉課	A3	A3	A3	A3
⑪ファミリーサポートセンターの広報啓発	子ども福祉課	A2	A2	A3	A3
3-3 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進		5.0	5.0	5.0	5.0
①家庭と仕事の両立支援に向けた環境づくりへの啓発活動の充実	子ども福祉課 健康増進課	A5	A2	A2	A2

■基本目標4：母性・乳児・幼児などの健康の確保及び増進

施 策	担当課	H27	H28	H29	H30
4-1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実		5.0	5.0	5.0	5.0
①健康づくりの支援	健康増進課 生涯学習課	A2	A2	A3	A3
②支援体制の充実	健康増進課	A2	A2	A5	A5
③各種サービスのコーディネートの充実	健康増進課 子ども福祉課	A3	A3	A3	A3
④妊娠・出産期における健康づくりの支援	健康増進課	A3	A3	A5	A5
⑤新生児、産婦の健康管理	健康増進課	A5	A5	A5	A5
⑥不妊治療等に関する支援	健康増進課	A5	A5	A5	A5
⑦安心できる子育て環境の推進	子ども福祉課 健康増進課	A5	A5	A5	A5
⑧こうのとりの元屋さんによる育児相談の推進	子ども福祉課 健康増進課	A5	A5	A5	A5
⑨家庭での事故防止の啓発	健康増進課	A3	A3	A4	A4
4-2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実		5.0	5.0	5.0	5.0
①心の健康など相談、情報提供	子ども福祉課 健康増進課 社会福祉課 生涯学習課	A3	A3	A3	A3
②子どもの自殺予防の推進	子ども福祉課 健康増進課 社会福祉課 学校教育課 生涯学習課	A2	A2	A2	A2
③「自分を大切にすること」についての教育	学校教育課	A3	A2	A2	A2
④次代の親となる体づくり	学校教育課 健康増進課	A3	A3	A3	A3
⑤性感染症の予防対策	学校教育課 健康増進課	A3	A3	A3	A3
⑥薬物乱用に対する学習の充実	学校教育課	A3	A3	A3	A3
⑦タバコ・飲酒に対する学習の充実	学校教育課 健康増進課	A4	A3	A4	A4

施 策	担当課	H27	H28	H29	H30
4-3 食育の推進		4.8	4.8	4.6	4.6
①食育啓発	健康増進課 子ども福祉課 学校教育課	A3	A3	A3	A3
②食べる力を育むための環境	健康増進課 子ども福祉課 農政課 学校教育課	A3	A3	A3	A3
③米粉を生かした給食・調理実習などによる食育の推進	学校教育課 子ども福祉課 農政課	A3	A3	A3	A3
④ 学童体験農園の実施	農政課	A3	A3	A3	A3
⑤ 生産者、事業者の食育啓発	子ども福祉課 健康増進課 農政課	A3	A3	B3-1	B3-1
4-4 小児医療の充実		5.0	5.0	5.0	5.0
①小児医療の充実	健康増進課 社会福祉課	A3	A3	A3	A3
②転入者への小児医療に関する情報提供	健康増進課	A3	A3	A3	A3
③小児医療に関しての相談窓口の啓発	健康増進課	A3	A3	A3	A3
④ 乳幼児保健講座での緊急対応方法についての啓発	健康増進課	A3	A3	A3	A3
⑤ 小児医療費の負担（乳幼児医療費助成事業）	健康増進課	A2	A2	A3	A3
⑥かかりつけ医・歯科医の定着促進	健康増進課	A5	A5	A3	A3

■基本目標5：子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

施 策	担当課	H27	H28	H29	H30
5-1 次代の親の育成		3.5	3.5	3.5	3.5
①家庭を築くことの教育・啓発	学校教育課	B5	B5	B5	B5
②産み育てる教育	学校教育課 子ども福祉課	A5	A5	A5	A5
③地域で次代を担う親育ちの環境づくり	生涯学習課	B2-2	B2-2	B2-2	B2-2
④ 世代間ふれあい交流の機会創出	子ども福祉課 生涯学習課	B5	B5	B1	B1
5-2 子どもの生きる力の育成に向けた 学校の教育環境等の整備		5.0	5.0	5.0	5.0
①確かな学力の向上	学校教育課	A5	A5	A5	A5
②豊かな心の育成	学校教育課	A3	A3	A3	A3
③健やかな体の育成	学校教育課	A3	A3	A3	A3
④信頼される学校づくり	学校教育課	A3	A3	A3	A3
⑤幼児教育環境の充実	学校教育課	A3	A3	A3	A3
⑥幼児教育の充実（幼稚園教育振興事業）	学校教育課	A1	A1	A1	A1
5-3 家庭や地域の教育力の向上		3.9	3.9	4.4	4.4
①学校教育以外での学習支援の充実	社会福祉課 子ども福祉課 生涯学習課	A3	A3	A3	A3
②地域の教育力の向上	生涯学習課 学校教育課	B5	B5	A1	A1
③スポーツ環境の整備	スポーツ振興課	B5	B5	B5	B5
④芸術文化環境の整備	生涯学習課	B5	B5	B5	B5
⑤図書館活動	市民図書館	A2	A2	A4	A4
⑥児童交流活動	さわやか 市政推進課	A3	A3	A3	A3
5-4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進		4.0	4.0	5.0	5.0
①子どもの健全育成活動の推進と啓発	生涯学習課	B5	B5	A3	A3
②PTAなどによる有害情報セミナーの開催支援	学校教育課	A2	A2	A2	A2

■基本目標6：子育てを支援する生活環境の整備

施 策	担当課	H27	H28	H29	H30
6-1 良質な生活環境の確保		4.0	4.0	4.0	4.0
①良質な住宅の確保・情報提供	施設管理課 復興・都市整備課	B5	B5	B5	B5
②居住環境の整備・情報提供	復興・都市整備課 土木課	A5	A2	A3	A3
6-2 安心・安全なまちづくりの推進		4.7	4.7	4.7	4.7
①バリアフリー化された歩道などの整備	土木課 復興・都市整備課	A5	A5	A2	A2
②交通環境の整備	土木課	A5	A5	A5	A5
③人にやさしい公共施設	公共施設管理 担当課 子ども福祉課	A4	A4	A4	A4
④子育て世帯への情報提供	子ども福祉課	A2	A2	A2	A2
⑤防犯施設整備	土木課	A5	A5	A5	A5
⑥街区公園・緑地の保全	復興・都市整備課	A5	A5	A5	A5
⑦防犯広報啓発	生活環境課	B5	B5	B5	B5

■基本目標7：子どもの安全の確保

施 策	担当課	H27	H28	H29	H30
7-1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進		3.5	3.5	3.5	3.5
①交通安全教育事業	生活環境課	A3	A5	A5	A5
②交通安全運動（交通安全運動事業）	生活環境課	A3	B5	B5	B5
③交通安全団体の育成	生活環境課	B5	B5	B5	B5
④交通安全関係団体との連携	生活環境課	B5	A5	A5	A5
⑤通園・通学路の安全点検	学校教育課	A4	A4	A4	A4
⑥チャイルドシートの使用啓発	生活環境課	B5	B5	B5	B5
⑦チャイルドシートを利用しやすい環境づくり	生活環境課	B5	B5	B5	B5
⑧3人乗り（幼児2人同乗）自転車に関する情報提供	生活環境課	C5	C5	C5	C5
7-2 子どもを犯罪被害などから守るための活動の推進		3.6	4.0	4.4	4.4
①自主防犯体制づくり	生活環境課	B5	B5	B5	B5
②防犯パトロール活動	学校教育課 生活環境課	B2-2	A5	A5	A5
③防犯環境の整備	生活環境課	B5	B5	A5	A5
④ 自主防災体制づくり	防災課 子ども福祉課	A1	A5	A5	A5
⑤災害時要援護者マニュアルに基づく妊婦、子どもへの支援	社会福祉課 防災課 健康増進課	C2	B3-1	B2-1	B2-1
⑥災害時要援護者台帳の検討	社会福祉課 防災課 健康増進課	B2-1	C4	B2-1	B2-1
⑦関係機関・団体との連携・活動	学校教育課 生涯学習課 生活環境課	A3	A3	A3	A3
⑧防犯予防教育・啓発	学校教育課	A3	A3	A3	A3
⑨「子ども110番の家」普及・推進	生涯学習課 学校教育課	B5	A1	A1	A1
⑩危険情報メール送信による周知	学校教育課	A2	A2	A2	A2

■基本目標8：支援を要する子どもへの対応など取り組みの推進

施 策	担当課	H27	H28	H29	H30
8-1 虐待防止対策の充実		5.0	5.0	5.0	5.0
①子どもの権利擁護	子ども福祉課 健康増進課 社会福祉課	A2	A2	A3	A3
②虐待の早期発見	子ども福祉課 健康増進課	A3	A3	A3	A3
③虐待相談機能体制の充実	子ども福祉課	A1	A1	A1	A1
④虐待ネットワークの強化	子ども福祉課	A1	A1	A1	A1
⑤養育訪問事業	子ども福祉課 健康増進課	A3	A3	A3	A3
⑥虐待児保護・支援・アフターケアの推進	子ども福祉課	A3	A3	A3	A3
⑦子ども虐待知識についての情報提供	子ども福祉課	A3	A3	A3	A3
8-2 母子・父子家庭などの自立支援の推進		4.5	4.5	5.0	5.0
①子育ての支援・サービスの充実	子ども福祉課	A4	A4	A4	A4
②自立・就業支援	子ども福祉課	A3	A3	A3	A3
③経済支援	子ども福祉課 健康増進課	A2	A2	A3	A3
④関係機関・団体との連携	子ども福祉課 社会福祉課	B2-1	B2-1	A2	A2
8-3 障害をもつ子どもを支援する施策の充実		4.6	4.6	4.8	4.8
①社会参加の促進	社会福祉課 子ども福祉課	A2	A2	A2	A2
②障害児との相互交流	子ども福祉課 学校教育課	A5	A5	A3	A3
③障害児家庭への生活支援	社会福祉課	A3	A3	A3	A3
④障害児保育の充実	子ども福祉課	A3	A3	A3	A3
⑤放課後児童健全育成事業による障害児受け入れ	子ども福祉課	A2	A2	A2	A2
⑥障害児虐待の早期発見・対応体制の構築	社会福祉課 健康増進課 子ども福祉課	A3	A3	A3	A3
⑦障害児通園施設の事業	子ども福祉課	A2	A2	A2	A2
⑧各種障害に合わせた訓練	社会福祉課	B2-2	B2-2	A2	A2
⑨経済支援	子ども福祉課 健康増進課 社会福祉課	A3	A3	A3	A3
⑩障害児に配慮した生活環境	子ども福祉課 社会福祉課	B4	B4	B5	B5
⑪障害児を支援する関係機関・団体との連携体制の構築	社会福祉課 子ども福祉課 健康増進課 学校教育課	A3	A3	A3	A3
8-4 被害や災害にあった子どもの支援の推進		5.0	5.0	5.0	5.0
①子どもの心のケア	子ども福祉課 被災者生活支援室	A3	A3	A3	A3
②保護者への支援	子ども福祉課 健康増進課 社会福祉課 被災者生活支援室	A3	A3	A3	A3

5 岩沼市の子ども・子育て環境の課題

(1) 働く母親への支援の充実

岩沼市の女性の労働力率は、平成22年から平成27年にかけて上昇しており、特に30～49歳での伸びが大きくなっています。平成22年にはM字カーブに近い状態でしたが、平成27年にはM字カーブが解消されつつあり、働く母親への支援の充実が課題となります。

今回の未就学児の保護者へのアンケート調査結果では、子育てをする上で有効と感じる支援・対策について「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」と「保育サービスの充実」が上位2項目として挙げられていました。量的なサービス体制の確保に加えて、多様化するライフスタイルに対応したサービス提供が求められます。

また、今後も持続可能な子育て環境としていくためにも、企業や学校、地域など社会全体に向けて、働く母親への理解を深めてもらうことも重要です。

(2) 多様なニーズへの対応

今回の未就学児の保護者へのアンケート調査結果では、子育てをする上で特に負担に思うことについては、「自分の自由な時間が持てない」が約半数で最も多くなっています。少子化で親子関係が密になる一方、ライフスタイルを重視する傾向がみられ、子育ての位置づけも変化しています。

子育てに関する情報の入手経路も、これまでの広報等からインターネットでの情報入手に変化しております、個人が自分に合った情報をいつでも入手できる時代になってきています。

これらの社会環境の変化に対応すべく、ライフスタイルの変化や子育てのニーズを敏感に捉えていくことが重要です。

(3) 子育て支援サービスの利用促進・子育て支援環境の充実

本市において実施されている様々な子育て支援サービスの認知度は向上しつつありますが、利用は限定的です。また、今後の利用意向についてもそれほど高くないことから、認知から利用につながるような周知方法を検討し、利用を促進していく必要があります。

子育て支援サービスの利用期間は、子育て期間に限定され、ユーザーは常に新しくなる特徴があります。このため、サービスの評価等が伝わりにくく、口コミでの情報伝達はあまり期待できません。そのため、通常の公共サービスとは異なる特徴を持っていることを認識して、情報提供活動には、相応の工夫をしていく必要があります。

(4) 相談体制の充実

子育てに関する相談についても、常に子どもの成長とともに新たな悩みが生じてきますので、保護者にとっては、何らかの不安を常に抱えている状況にあると思われます。そのため情報提供と同様に、多様な相談の接点(窓口等)を整備しておくことは重要です。

核家族化の進行などにより、相談できる相手が身近にいない人や専門的な内容について聞きたい場合など、様々な状況に対応できる総合的な相談窓口などを含めて、子育て家庭が社会から孤立しないよう、また、安心して子育てができるよう、ICTなどを活用したコミュニケーションのあり方を検討していくことも課題です。

(5) 企業等への労働環境向上の働きかけ

第3期行動計画の進捗状況では、「基本目標3:職業生活と家庭生活との両立の推進」での「3-2 子育てしやすい就労環境づくり」の評価が3点台と低くなっています。特に企業や事業主に向けた取り組みの評価が低く、アプローチの方法等について苦慮している状況が見えます。

企業等については、基本的には啓発活動を行うことによって、就労環境の改善を促すことになりますが、子育て支援に積極的な企業等を広報等で取り扱うなど、企業と市の双方にとって有益な取り組みを行っていくことなどが重要です。

第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本的な方向

(1) 基本理念

市の上位計画となる「いわぬま未来構想」では、まちづくりの柱として『健康で長生き、地域で子育てできる「環境づくり」』を掲げ、岩沼市地域福祉計画においては、「みんなが安心していきいきと暮らせるまちづくり」を基本理念としています。

本計画においては、次世代育成支援対策推進法と子ども・子育て支援法の基本的考え方方に則って以下のように設定します。

【次世代育成支援対策推進法】

第 3 条: 次世代支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならない。

【子ども・子育て支援法】

第 2 条: 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

基 本 理 念

笑顔で子育てができる
周りも共に喜びを分かち合えるまち

(2) 基本目標

平成 26 年の改正により、「次世代育成支援対策推進法」は法律の有効期限が平成 37(令和 7)年 3 月 31 日まで 10 年間延長されました。

本計画においては、「子ども・子育て支援制度」において取り組むべき内容を踏まえ、これまで次世代育成支援行動計画として取り組んできた子どもや子育て家庭に対する取り組みを継承するものとして本計画を推進していきます。

第 1 期子ども・子育て支援事業計画では、次世代育成支援行動計画と合わせた基本目標を設定していましたが、本計画では、基本目標としては次世代育成支援行動計画を継承して設定し、子ども・子育て支援事業計画については、見込量に対する確保の方策として記載するよう整理しました。

＜本計画の基本目標＞

基本目標 1：地域における子育て支援体制の構築

地域での子育て支援の環境を整えるために、子どもの居場所の確保や、子育て支援のネットワークの構築等を図っていきます。また、保育士等の資質・能力の向上等、必要な支援を実施していきます。

基本目標 2：仕事と生活との両立の推進

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現するために、必要な保育サービスの確保に努めつつ、各関係機関と相互に連携しながら、労働環境と社会環境を整えるための取り組みを進めています。

基本目標 3：親子の健康の確保及び増進

子育てを取り巻く環境の変化の中で、心身ともに健康を保つことができるよう、親と子どもの両者を支援していくため、幅広い世代へ向けた健康づくりへの取り組みを実施していきます。

基本目標 4：健やかな成長を育む教育環境の整備

子どもたちの健全な育成を家庭や地域全体で見守り支えていくために、家庭や地域社会の子育て力を向上させ、健やかな成長を育む教育環境の整備に取り組んでいきます。

基本目標 5：子どもの安全を確保する環境の整備

子どもが巻き込まれる犯罪や交通事故をなくすために、子どもの安全を地域全体で見守ることができるよう、地域と連携した防犯体制づくり、子どもを災害から守る防災対策に取り組んでいきます。

■基本目標6：誰もが安心して子育てできる体制の整備

誰もが安心して子育てすることができるため、支援を必要とする子どもや家庭の問題を早期に見出す等、関係機関や関連施設等と連携しながら支援体制の整備に努めます。

(3) 成果指標の設定

本計画では、計画期間での取り組みの成果を客観的に測定する指標として、平成30年度「市民満足度調査」結果を基準において、47施策中の関連する14項目で設定します。「市民満足度調査」では、各施策について以下の6段階で評価を聞いています。

6:非常に満足	5:満足	4: やや満足	3: やや不満	2:不満	1:非常に不満
---------	------	---------	---------	------	---------

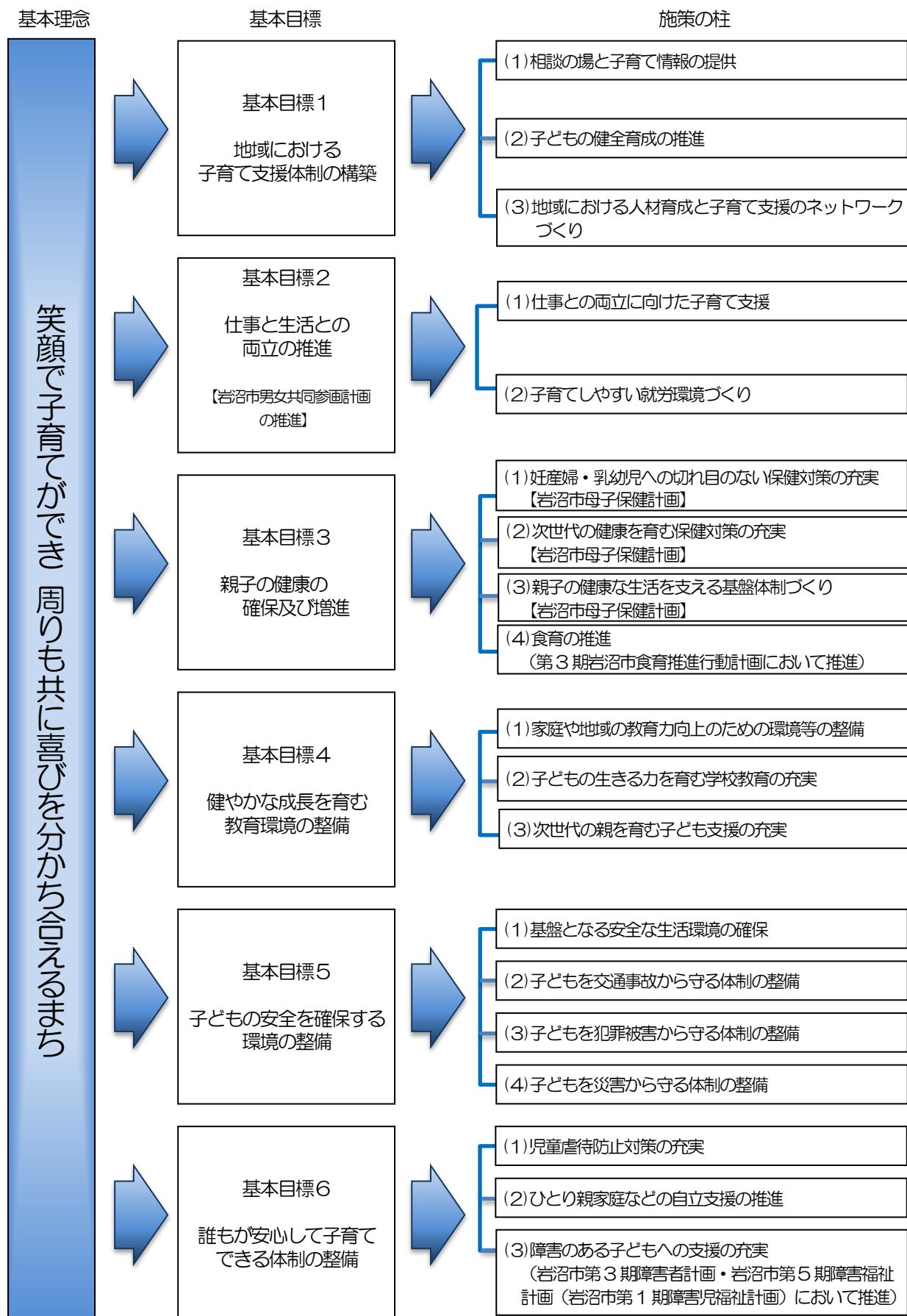
これらのうち、「6:非常に満足」と「5:満足」に回答した人の割合を本計画においての【満足値(現在値)】とし、現在値の2.5%増(年0.5%増を見込み計5か年合計)を【成果指標(目標値)】として設定します。

本計画の終了年度に実施される「市民満足度調査」結果において、成果目標の達成状況についての評価を行います。

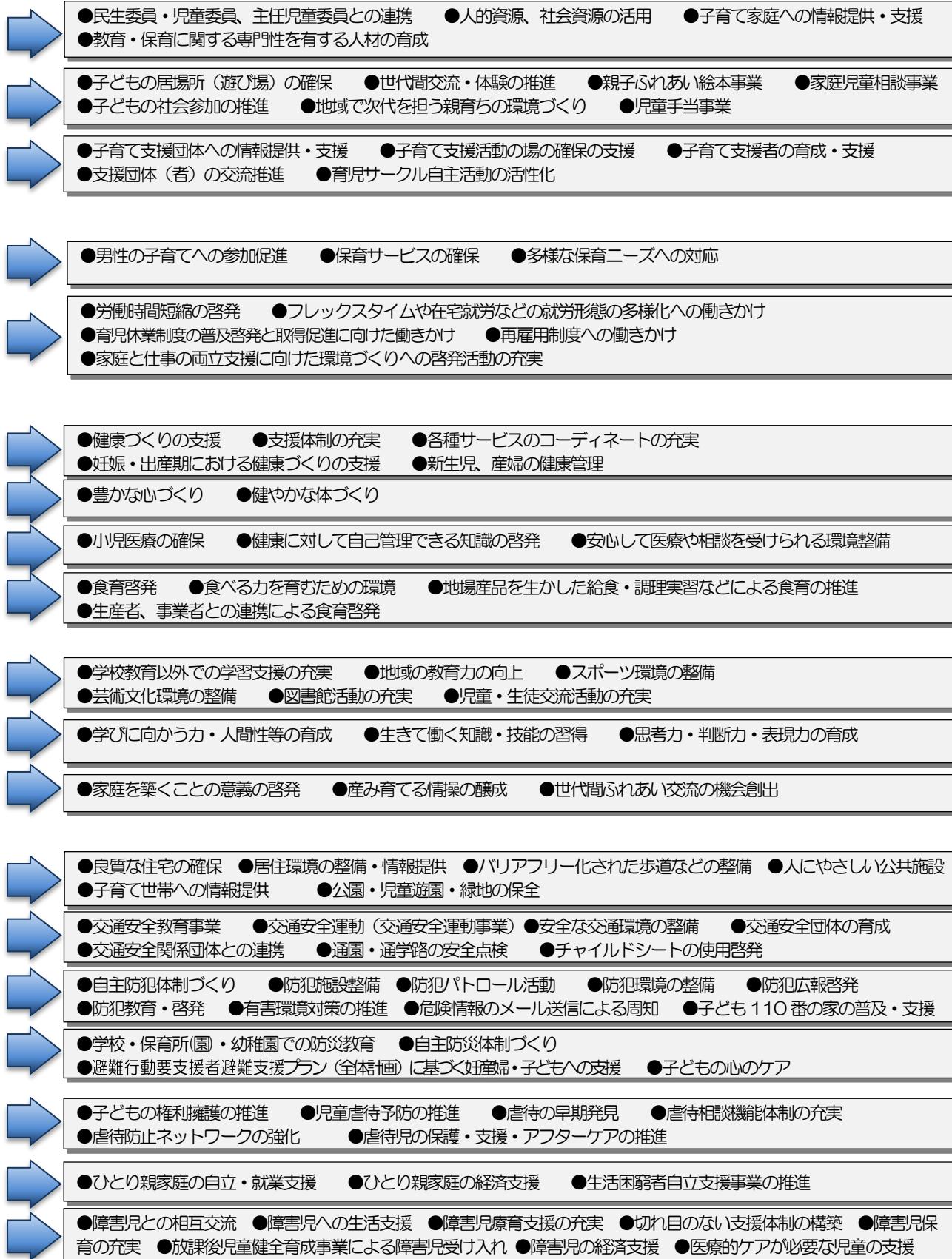
■成果指標

項目No.	関連基本目標	評価項目	回答割合		満足値(現在値) ①+②	成果指標(目標値)
			非常に満足 ①	満足 ②		
1	1・2・3	子育て支援の充実	3.95%	27.15%	31.10%	31.87%
2	1	情報交流を支える環境づくり	2.75%	30.58%	33.33%	34.16%
3	1	社会活動支援体制の充実	2.41%	18.38%	20.79%	21.30%
4	2	男女共同参画社会の推進	0.86%	13.92%	14.78%	15.14%
5	2	保育サービスの充実	3.09%	25.26%	28.35%	29.05%
6	3	母子保健サービスの充実	2.75%	25.43%	28.18%	28.88%
7	4	家庭教育の充実	1.03%	18.73%	19.76%	20.25%
8	4	学校教育の充実	2.75%	22.16%	24.91%	25.53%
9	5	公園・緑地の整備	4.98%	20.96%	25.94%	26.58%
10	5	子どもの安全確保の充実	3.78%	28.01%	31.79%	32.58%
11	5	防犯対策の充実	4.12%	20.96%	25.08%	25.70%
12	5	防災対策の充実	7.04%	26.98%	34.02%	34.87%
13	6	市民生活への支援	1.72%	17.35%	19.07%	19.54%
14	6	障害者福祉の充実	3.09%	21.65%	24.74%	25.35%

2 計画の体系



施策の展開



第5章 施策の展開

1 基本目標1：地域における子育て支援体制の構築

【前期計画での取り組み状況】

市内全保育所（園）では、園庭開放を継続し、季節ごとの行事には地域に参加を呼びかけたことによって、高齢者や親子の交流がありました。また、「放課後子ども教室」において、地域ボランティアにより世代間交流ができます。

子育て支援ネットワークづくりでは、子育て支援団体の交流会、絵本読み聞かせサークルの連絡会を実施し、関係機関や団体との情報交流の場を設けるとともに、子育て支援関連情報の周知等を行いました。

また、人的資源、社会資源である読み聞かせの会や、ジュニア・リーダーなどが活躍し、地域活動を支援しています。

【施策の概要】

子育てを取り巻く生活環境の変化に伴い、子育ての孤立化や子育てに対する不安感の高まり等、子育て支援ニーズが多様化する中で、子どもや子育て家庭の置かれた状況に応じた、きめ細かな支援策が求められています。

そのため、様々な情報提供手段を用いて子育て家庭への情報提供や支援を行うとともに、子どもの居場所の確保、子育て支援者の育成や子育て支援のネットワークの構築等を図っていきます。

<施策の柱>

(1) 相談の場と子育て情報の提供

- 1 民生委員・児童委員、主任児童委員との連携
- 2 人的資源、社会資源の活用
- 3 子育て家庭への情報提供・支援
- 4 教育・保育に関する専門性を有する人材の育成

(2) 子どもの健全育成の推進

- 5 子どもの居場所（遊び場）の確保
- 6 世代間交流・体験の推進
- 7 親子ふれあい絵本事業
- 8 家庭児童相談事業
- 9 子どもの社会参加の推進
- 10 地域で次代を担う親育ちの環境づくり
- 11 児童手当事業

(3) 地域における人材養成と子育て支援のネットワークづくり

- 12 子育て支援団体への情報提供・支援
- 13 子育て支援活動の場の確保の支援
- 14 子育て支援者の育成・支援
- 15 支援団体（者）の交流推進
- 16 育児サークル自主活動の活性化

(1) 相談の場と子育て情報の提供

【前期計画での取り組み状況】

前計画の取り組み状況については、民生委員・児童委員との連携も取れ、人材活用もなされていますが、今後の活動の充実が課題となっています。

また、情報環境の変化が著しいため、新しいメディア等を考慮した情報提供のあり方等、現在の情報提供に加えて、更なる情報伝達手段の検討も課題として挙げられています。

<取り組みの成果>

- ・関係機関と民生委員・児童委員とは必要に応じた連携が取れる関係を構築できている。
- ・こうのとりの元屋さん事業は、平成30年度末までの訪問件数819件となった。身近な地域の育児経験者と話をすることで、育児に関する不安や悩みを軽減できたようである。
- ・Happyチャイルドカレンダーは、ターゲットになっている世代に浸透してきていると考えられる。

<今後の課題等>

- 支援者側の更なるスキルアップが必要である。
- こうのとりの元屋さん事業の訪問ボランティアが年々減ってきており、支援者の養成が必要である。
- 子育て家庭及び子育て支援者に対して情報提供するため、新たな情報伝達手段がないかの検討が必要である。

【施策の展開】

孤立する母親の育児に関する不安や悩みに身近な地域の育児経験者が寄り添い、保護者の育児に関する不安や悩みを軽減していくことが必要です。

そのため、本市では、子育て支援に関する情報を子育て家庭に提供したり、こうのとりの元屋さん事業等を展開する中で、今後充実した子育て生活が送れるような支援に努めます。また、子育て支援センターを小学校区ごとに設置する方向で検討します。

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
1	民生委員・児童委員、主任児童委員との連携 [社会福祉課]	担当地区における民生委員・児童委員、主任児童委員との連携を図り、子どもの健全育成を推進する活動への支援に努めます。	○1歳8か月児健診時の民生委員児童委員協議会による遊び場マップ配布等を通じて連携を図っていきます。 ○相談対応方法等の研修を開催し、スキルアップを図ります。
2	人的資源、社会資源の活用 [生涯学習課]	読み聞かせの会やジュニア・リーダーなど人的資源を各地区の子ども会行事等に派遣することにより、地区活動を支援します。	OPTA、町内会などの社会資源と連携し、福祉・教育関係などの各種社会資源を活用しながら、その活動機会の充実に努めます。 ○現状の事業も継続しながら、関係機関と連携し、事業の充実を図っていきます。

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
3	子育て家庭への情報提供・支援 [子ども福祉課] [健康増進課]	子育て支援に関する情報の充実を図るために、子育て家庭に対する情報提供に取り組みます。 また、保護者の育児に関する不安や悩みに身近な地域の育児経験者が寄り添い、保護者の育児に関しての不安や悩みを軽減し、母親の孤立防止に努めます。	○「子育てガイドブック」や「Happy チャイルドカレンダー」などの子育て情報紙の作成・配布による、子育てに関する情報提供を行います。 ○保育所(園)、児童館(センター)だよりや、市広報紙、ホームページを通して子育てに関する情報提供を行います。 ○「子育てワークショップ」講座やサロンの開催を推進します。 ○こうのとりの元屋さん事業の中で、ボランティアと協働で、出産後間もない母親のもとへ訪問し、手づくりカードや子育て支援情報を届け、今後充実した子育て生活が送れるように支援していきます。 ○子育てアプリ「いわぬま i キッズアプリ」や岩沼市健康増進課だより「ROCSWA(ロクスワ)っこ」を通じて、子育て情報や相談窓口の周知を強化していきます。 ○各小学校区ごとに子育て支援センターを設置し、相談支援体制を整備していきます。
4	教育・保育に関する専門性を有する人材の育成 [子ども福祉課]	中堅職員が将来的に幼児教育アドバイザーの役割を担えるよう、既存の研修を活用しながら、現行の専門職による巡回アドバイザー事業やスーパーバイズ事業等を拡充していきます。	○幼児教育・保育の質の向上のために、教育・保育に関する専門性を有する幼児教育アドバイザーの確保と職員の育成に努めます。

(2) 子どもの健全育成の推進

【前期計画での取り組み状況】

前計画の取り組み状況については、各事業ともに着実に実施されており、市民からの評価も高くなっています。遊び・生活の場の確保についても、児童館(センター)や放課後児童クラブ分室等が拠点として利用されています。

課題としては、子どもの拠点として開放されている施設について、中高生への周知の低さが挙げられています。

また、課題として人材不足が挙げられており、保育士の不足のほか、家庭児童相談も複雑化する相談内容と相談件数が増加している状況にあります。

＜取り組みの成果＞

- ・保育所(園)の園庭開放を通し、地域の親子の遊べる場所として親しまれている。
- ・放課後子ども教室は、子どもたちの放課後の安全・安心な居場所づくりという点で保護者からも好評である。
- ・放課後児童クラブの利用児童の増加に伴い、クラブ室の増築を行い、1～3年生までの希望者は全員受け入れている。
- ・家庭児童相談員2名体制で各種相談、支援を実施している。

＜今後の課題等＞

- 保育士不足により、量や質において充実させることが難しい。
- 中高生の居場所として既存施設の有効活用法について検討が必要である。
- 相談対応件数が増加し、また、内容も複雑化し支援も長期化している。

【施策の展開】

共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「新・放課後子ども総合プラン」に基づきながら、放課後児童クラブと放課後子ども教室「のびやか教室」を今後も一体的に推進していく必要があります。

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
5	子どもの居場所(遊び場)の確保 [子ども福祉課] [学校教育課] [さわやか市政推進課] [復興・都市整備課]	子ども自身が健やかに育つことができ、また、子どもの成長に配慮した環境づくりを推進します。 保育所(園)の園庭開放や、児童館(センター)や放課後児童クラブ、放課後子ども教室により、子どもたちの集まる場を提供し、子どもの健全育成に努めます。 市地域活動子育て支援団体活動補助金交付や、遊びの内容によって必要に応じ公園の使用許可等を行い、身近で安心して遊べる場の確保に取り組みます。	○「親子ふれあい広場」を、市内児童館(センター)などを活用して実施するとともに、各小学校の教室を活用した「放課後子ども教室」の開催など、公共施設の利用・活用を図ります。 ○放課後児童クラブや、児童館祭りの開催による事業の充実に努めるとともに、中学生・高校生までの児童が利用しやすい環境づくりの取り組みに努めます。 ○市民交流プラザでの小学生から高校生までの児童・生徒が交流しやすい環境づくりの取り組みに努めます。
6	世代間交流・体験の推進 [子ども福祉課] [生涯学習課]	地域の老人クラブなどと連携し、保育所(園)、介護施設、児童館(センター)等での世代間交流、異年齢交流を推進します。	○学校での放課後子ども教室などによる体験学習、保育所(園)、介護施設への交流訪問、祖父母参観日などを実施します。 ○また、老人クラブやシルバー人材センターなどと連携し、子ども会活動や各種行事の開催による、世代間でのふれあいの仕組みづくりを推進します。
7	親子ふれあい絵本事業の実施 [子ども福祉課]	絵本を通して豊かな心を育み、親子の絆をより深めるきっかけとなるよう絵本の交付を行います。	○絵本については、絵本選定委員会を定期的に開き、見直しを行います。 ○また、市内各地に出向き、「おはなしキャラバン」を開催していきます。保育所に出向く回数を増やし、より多くの子どもたちに絵本を閲覧してもらう機会としていきます。
8	家庭児童相談事業 [子ども福祉課]	家庭児童に関する相談を受け、専門的なアドバイスを行うことにより、児童福祉の向上を図ります。	○家庭児童相談員を必要数確保し、今後も子育て家族に寄り添いながら、相談に対応していきます。
9	子どもの社会参加の推進 [子ども福祉課] [生涯学習課]	放課後児童クラブや放課後子ども教室の中で、子どもの社会参加を推進します。	○放課後児童クラブや放課後子ども教室を、地域ボランティア等の協力を得て実施し、子どもの社会参加を推進します。
10	地域で次代を担う親育ちの環境づくり [生涯学習課]	市内小学校の就学時健診時に、ワークショップ形式の「子育て、親育ち講座」を実施します。	○家庭教育や子育てに関する「子育て親育ち講座」の開催を通じて、子育てに関する具体的な支援方法を学習するとともに、各関係機関の連携体制を構築し、地域で次代を担う親育ちの環境づくりに取り組みます。
11	児童手当事業 [子ども福祉課]	子どもを養育する家庭の生活の安定と次代を担う子どもの健全な育成を図るため、児童手当の支給を行います。	○制度に則り、適正な支給を継続していきます。

(3) 地域における人材育成と子育て支援のネットワークづくり

【前期計画での取り組み状況】

平成 27 年度より、支援者交流会を実施し、情報交流の場を設けることで子育て支援のネットワークを拡大することができました。また、Happy チャイルドカレンダー、ファミリー・サポート・センターの情報新聞「さぽーと i」、「子育てガイドブック」、市のホームページなどにより、子育て支援に結び付く情報提供活動を実施しています。

課題としては、子育て支援ネットワークを地域全体に広げ、地域全体で子育て支援を行う体制の構築が挙げられています。

＜取り組みの成果＞

- ・支援者交流会を平成 27 年度より実施し、情報交流の場を設けた。また、絵本読み聞かせ団体との打ち合わせを定期的に行い、ネットワークを広げることができた。
- ・子育て応援者養成講座受講者が、平成 29 年度より増え、平成 30 年度には、146 人の登録者となり、支援者増につながった。

＜今後の課題等＞

- 引き続き子育て応援者の養成と、地域全体で子育てを支えて行くネットワークの構築が必要である。
- 子育て応援者養成講座受講者数の増加、又は、維持のために、講座開催の周知方法の検討が必要である。

【施策の展開】

ライフスタイルや価値観が多様化した状況にあっては、公的な取り組みだけでなく、市民の自主的な子育て支援活動が協働し、地域全体として重層的な子育て支援のネットワークを広げていく必要があります。

そのため、本市では子育て支援のネットワークの構築と拡大が重要であるとの認識のもと、子育て支援に関わっている関係機関や団体等が情報提供や収集ができる機会をつくることで、子育て支援体制の強化に努めます。

また、子育て支援者を充実していくための人材の確保として育児経験豊かな主婦等を中心とした人材の養成など、地域の人材の効果的な活用に取り組みます。

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
12	子育て支援団体への情報提供・支援 [子ども福祉課]	子育て支援団体の活動を支援するために、子育て支援団体に対する情報提供に取り組みます。	○子育て関係機関・団体へのメールやファックスなどによる情報提供を行います。
13	子育て支援活動の場の確保の支援 [子ども福祉課]	南部地区総合福祉プラザなどの福祉関係施設で、子育て支援団体やサークル活動を行う場を提供し、子育て支援活動の充実を図ります。	○子育て支援活動の活性化を図るため、活動の場の確保について、積極的に支援します。 ○子育て支援の機関・団体・サークル（子育て・ボランティア等）が相互に情報交換を行いやすい環境の整備を推進します。
14	子育て支援者の育成・支援 [子ども福祉課]	地域における子育て支援活動を行うボランティア養成を目的とした「子育て応援者養成講座」を実施します。	○「子育て応援者養成講座」の周知を広報紙・ホームページ等で行い、人材の育成・確保に努め、子育て応援者の活動に必要な支援を行います。 ○講座修了者の中で、活動していない方にも、スキルアップ講座の案内を行い、支援者として活動していただくようサポートしていきます。 ○地域で活動する子育てサークルなど子育て応援者が活動参画しやすい環境づくりのために、サークル活動の研修会や講演会などのスキルアップ講座を開催し、活動の促進を図ります。
15	支援団体(者)の交流推進 [子ども福祉課]	支援者の活躍の場を広げるとともに、支援の質の向上を目的として、子育て支援団体の情報交流の場の充実を図ります。	○子育て応援者（子育てサポーター）の養成・登録・活用等を推進し、地域全体で子育てを支えていくようなネットワークの構築に努めます。 ○子育て支援連絡会議などの開催によって、子育て支援の機関・団体・サークルの情報交流の場づくりの充実を図り、関係機関や学校、地域社会と連携しながら子育て支援体制づくりに努めます。
16	育児サークル自主活動の活性化 [子ども福祉課]	育児サークルの自主活動の情報交流の場をつくり、育児サークルの活性化に努めます。	○子育て支援育児サークルの自主活動の場の充実を図っていきます。

2 基本目標2：仕事と生活との両立の推進

【前期計画での取り組み状況】

市ホームページに男女共同参画推進条例及び基本計画を掲載し、男女共同参画の意識向上に努め、男女共同参画週間について広報に掲載し、啓発に努めました。

また、子育てしやすい就労環境づくりのために、事業所内保育施設設置の実施を検討する事業所に対し、新設された企業主導型保育事業を含め、補助制度等の必要な情報の提供を行ってきました。

【施策の概要】

本市では、女性の労働力率のM字カーブも解消されつつあり、30～40歳代の女性の就業率も8割に近づきつつあります。働きながらも充実した子育てができるように、労働環境も含めて子育てを支援する環境づくりが重要になってきます。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)は、労働環境と社会環境が整って初めて可能であることから、地域の実情に応じ、自らの創意工夫のもとに、宮城県、地域の企業、労働者団体、宮城労働局、子育て支援活動を行う民間団体等と相互に協力し合いながら、地域の実情に応じた取り組みを進めることができます。

男女共同参画推進条例及び基本計画に基づいて推進していきます。

<施策の柱>

- (1) 仕事との両立に向けた子育て支援

<施策の展開>

- 17 男性の子育てへの参加促進
- 18 保育サービスの確保
- 19 多様な保育ニーズへの対応

- (2) 子育てしやすい就労環境づくり

- 20 労働時間短縮の啓発
- 21 フレックスタイムや在宅就労などの就労形態の多様化への働きかけ
- 22 育児休業制度の普及啓発と取得促進に向けた働きかけ
- 23 再雇用制度への働きかけ
- 24 家庭と仕事の両立支援に向けた環境づくりへの啓発活動の充実

(1) 仕事との両立に向けた子育て支援

【前期計画での取り組み状況】

前計画期間では、男女共同参画基本計画に基づいて事業が実施されています。

家事・育児・介護など家庭生活の全般にわたる性別役割分担意識の軽減と、男女共同参画の視点に立つ豊かな家庭生活の実現を目指し、男女共同参画の考え方に関する広報・啓発に努めましたが、広く啓発を進める効果的な手法について検討が必要です。

固定的な性別役割分担意識にとらわれない男女平等の視点に立った意識を培うため、家庭教育をはじめ、学校教育や社会教育における男女平等教育の更なる推進が必要です。

また、東日本大震災により被災しプレハブで運営していた東保育所が、平成31年に移転・開設しましたが、保育を必要とする家庭からの多様なニーズに即した更なる保育サービスの確保が課題です。

<取り組みの成果>

- ・市ホームページに、「職場における子育て支援について～仕事と家庭の両立のため」について情報提供を図るため、厚生労働省のホームページを紹介している。
- ・子育て支援センターと連携し、一時預かり事業や認可外保育施設、幼稚園などの情報を提供し、仕事と子育ての両立に向けた働きかけを行ってきた。
- ・子育て親育ち講座を開催し、育児についてのワークショップ形式の講座の中で、男女共同参画の視点での啓発を行っている。
- ・保育施設の定員増を図った。

<今後の課題等>

- ホームページでの情報提供に留まっており、周知方法についての検討が必要である。
- 男女共同参画の継続した啓発活動が必要である。
- 保育施設の定員を増員したが、待機児童が発生しており、更なる保育サービスの確保が必要である。

【施策の展開】

女性の就業率の上昇は、男性の子育て参加を促し、子育て支援のあり方も、母親を対象とするだけでなく多様な支援が求められています。価値観の多様化等により、多様な働き方が生まれている現在、家族ぐるみ・地域ぐるみ・企業ぐるみで、仕事と子育ての両立の実現に向けて、取り組んでいかなければなりません。

また、保育サービスなどの子育て支援サービスを充実させ、仕事と生活の両立のための体制を整備していきます。

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
17	男性の子育てへの参加促進 [子ども福祉課]	子育て支援センター等で、男性の子育てへの積極的参加について啓発していきます。	○子育て支援センター等で、父と子が遊ぶイベントを開催し、男性の子育て参加を呼びかけていきます。
18	保育サービスの確保 [子ども福祉課]	育児休業明けの保育所(園)の入所が進むよう、施設整備等に努めます。	○幼稚園の認定こども園への移行や、公立保育所の定員増、民間保育施設の受け入れ促進等に努めます。
19	多様な保育ニーズへの対応 [子ども福祉課]	一時預かり事業や、病児保育事業、延長保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等を実施します。	○現在の体制を維持しつつ、多様な保育ニーズへ対応できるよう市内認可保育所等に事業の実施等について働きかけていきます。

(2) 子育てしやすい就労環境づくり

【前期計画での取り組み状況】

就労環境づくりについては、課題解決に向け、企業や団体等への具体的なアプローチには至っていない状況にあります。

企業内における人手不足等により、子育てしやすい就労環境の構築が困難になっています。

ファミリー・サポート・センターの会員は増えていますが、子どもを預かる「協力会員」が少なく、安心して就労できる環境の整備が課題となっています。

＜取り組みの成果＞

- ・就労支援については、ハローワーク仙台と連携し、市内企業とのマッチングの場を年に1回実施した。
- ・ファミリー・サポート・センターの会員は、年々増え平成30年度会員数223人、活動件数289件となった。

＜今後の課題等＞

- 企業と求職者のマッチングが難しく、就労につながりにくい。
- 子どもを預かってほしい「依頼会員」が増えているが、預かっていただく「協力会員」が少なく、預かりの時間帯等の条件が合わず依頼をお断りするときもある。

【施策の展開】

出産・育児のために仕事を中断した場合でも、同じ企業に再雇用できるような就労環境になるよう、企業に対する啓発など、より一層の協力を働きかけます。仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業に対する認定制度・認定マーク(くるみん¹)や特例認定制度・特例認定マーク(プラチナくるみん²)の活用等の啓発を積極的に行っていきます。

前計画では、企業等の民間事業主への働きかけが思うように進んでいなかったため、企業等へのアプローチ方法を検討し、働く保護者を取り巻く環境の向上に努めます。

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
20	労働時間短縮の啓発 [商工観光課]	市内の事業所を対象に、労働時間短縮を促進するための働きかけを行います。	○国・県の普及パンフレットや資料の配布などにより週40時間労働制に関する啓発・広報活動に努めます。

¹ くるみんとは、次世代育成支援対策推進法に基づき、行動計画を策定した企業のうち、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣が認定した企業が使用できる次世代認定マーク。商品、広告、求人広告などにつけ、子育てサポート企業であることをPRできます。

² プラチナくるみんとは、くるみん認定企業のうち、より高い水準の取り組みを行った企業が一定の要件を満たした場合、優良な「子育てサポート企業」として特例認定(プラチナくるみん認定)を受けることができます。

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
21	フレックスタイムや在宅就労などの就労形態の多様化への働きかけ [商工観光課]	市内の事業所を対象に、家庭と仕事の両立を図り、ゆとりある生活が送れるよう、フレックスタイム制や子育て期の短時間勤務、在宅就労など多様な就労形態の導入への働きかけに努めます。	○「職場における子育て支援について～仕事と家庭の両立のため」についての情報提供を図るため、市ホームページに厚生労働省のホームページを紹介していきます。
22	育児休業制度の普及啓発と取得促進に向けた働きかけ [商工観光課]	事業主を対象に、育児休業制度に関する広報・周知に努めるとともに、育児休業の取得や職場復帰がしやすい環境の整備、育児休業給付制度の適切な運用についての広報・周知に取り組みます。	○「職場における子育て支援について～仕事と家庭の両立のため」についての情報提供を図るため、市ホームページに厚生労働省のホームページを紹介していきます。
23	再雇用制度等への働きかけ [商工観光課]	事業主などに、育児休業など各種制度の定着と利用しやすい環境づくりを促すとともに、再雇用制度の導入などに関する啓発活動を推進します。	○フレックスタイム制、短時間勤務制度などの柔軟な勤務体制の導入を働きかける一方で、求人制限廃止などの啓発を行い、再就職の機会拡充を図ります。 ○ハローワーク仙台と連携し、市内企業とのマッチングの場を提供していきます。 ○仙南地域職業訓練センターによる講習等の情報提供をポスターの掲示、チラシの配布を通じて行っています。
24	家庭と仕事の両立支援に向けた環境づくりへの啓発活動の充実 [商工観光課] [子ども福祉課]	事業主・従業員の職場における問題に対処するため、岩沼市商工会などと連携し、労働問題(育児休業制度取得等)や事業所内保育室設置等の周知と講演会等の開催から子育て家庭への支援に努めます。 また、101人以上の従業員のいる事業主を対象に、一般事業主行動計画の策定に関する情報提供を行うなど策定の支援に取り組みます。 また、子育て支援センターによるファミリー・サポート・センターについて広報紙などによる周知を図り、子育て家庭の就労などを支援します。	○「職場における子育て支援について～仕事と家庭の両立のため」についての情報提供を図るため、市のホームページに厚生労働省のホームページを紹介していきます。 ○事業所内保育室設置を検討する事業所に対し、企業主導型保育事業を含め、補助制度等の必要な情報を提供し、働きかけを行っていきます。 ○市民や事業主を対象に、一般事業主行動計画を広報紙等で周知を図り、計画策定や仕事と子育てを両立する意識の向上に努め、また、次世代育成認定マーク(くるみん)や特例認定制度・特例認定マーク(プラチナくるみん)の周知・取り組みの促進を図ります。 ○「ファミリー・サポート・センター活動必須講座」の周知を行います。また、「協力会員」の確保に努めるとともに、交流会を開催し、会員同士が悩みや喜びを共有する場を創出します。 ○仕事と子育ての両立支援として、市内事業所等に対し、幼児教育・保育の無償化制度や保育サービスの啓発に努めます。

3 基本目標3：親子の健康の確保及び増進

【前期計画での取り組み状況】

平成30年5月から新規事業として、産婦健康診査事業、産後ケア事業を実施し、産後間もない時期の母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身のセルフケア能力を育み、産婦及びその家族が健やかな育児ができるよう環境整備を図りました。

心の健康については、心の健康相談、思春期相談、引きこもり相談の情報提供を実施し、個別に電話相談、面接、訪問による相談・支援を行いました。

食育では、「いわぬま食育ウイーク」(毎年11月)を、全ての保育所(園)・小中学校を含む市内で実施しました。また、各種レシピ集を活用した料理教室、地域での講座などで健康食を普及しました。

【施策の概要】

子育てを取り巻く環境の変化は、親子にストレスを与えることもあるため、心身ともに健康を保つことができるよう、親と子どもの両者を支援していくことが重要になってきます。

子どもの成長に伴い、環境や抱える悩みも異なってくるため、幅広い世代へ向けた健康への取り組みを実施していきます。

<施策の柱>

(1) 妊産婦・乳幼児への切れ目のない保健対策の充実
(岩沼市母子保健計画)

- 25 健康づくりの支援
- 26 支援体制の充実
- 27 各種サービスのコーディネートの充実
- 28 妊娠・出産期における健康づくりの支援
- 29 新生児、産婦の健康管理

(2) 次世代の健康を育む保健対策の充実
(岩沼市母子保健計画)

- 30 豊かな心づくり
- 31 健やかな体づくり

(3) 親子の健康な生活を支える基盤体制づくり
(岩沼市母子保健計画)

- 32 小児医療の確保
- 33 健康に対して自己管理できる知識の啓発
- 34 安心して医療や相談を受けられる環境整備

(4) 食育の推進
(第3期岩沼市食育推進行動計画において推進)

- 35 食育啓発
- 36 食べる力を育むための環境
- 37 地場産品を生かした給食・調理実習などによる食育の推進
- 38 生産者、事業者との連携による食育啓発

(1) 妊産婦・乳幼児への切れ目のない保健対策の充実

【前期計画での取り組み状況】

前期計画の取り組みについては、概ね良好に推進されており、平成27年4月からは、妊娠・子育て相談窓口として保健センターに「岩沼市子育て世代包括支援センター」を設けました。健康づくり、子育て支援環境の整備、育児相談など充実した取り組みとなっています。

課題としては、子育てに不安を感じたり、悩みを抱え込んでしまう保護者が増えており、より安心して子育てができるための支援体制と、正しい情報を確実に受け取れる仕組みの構築が求められます。

乳幼児健診未健児は養育支援の必要な家庭の児童であることが多いため、乳幼児健診未健児対策を強化しています。

また、県で実施している特定不妊治療費助成事業への上乗せ助成を実施し、不妊治療に対する経済的負担の軽減に取り組んでいます。

＜取り組みの成果＞

- ・乳幼児健診受診率は96～100%で推移している。産婦健診・産後ケア事業により、産後の母の心身の健康の保持増進にも寄与している。
- ・令和元年度からスタートした子育てアプリは令和元年10月末現在登録者数は250件となっており、乳幼児健診や予防接種等の情報発信のツールになっている。

＜今後の課題等＞

- 支援が必要な家庭を早期に把握するため、乳幼児健診未健児対策をより一層強化していくことが必要である。
- 情報発信ツールである子育てアプリの登録や使い方について周知し、広く普及に努めることで、子育て情報や相談窓口へつながりやすい環境づくりに取り組むことが必要である。

【施策の展開】

産前産後の母親は肉体的・精神的に大きな負担があります。この大きな負担を軽減するため、支援体制をより一層強化していきます。

妊娠・出産や子育てに関する悩みを抱え込むことなく、子どもをもちたいと願う人が安心して産み、安心して育てることができるよう、妊娠期から切れ目のない支援を一層充実し、安全な妊娠・出産への支援に取り組みます。

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
25	健康づくりの支援 [健康増進課]	母子の健康推進を図るため、全ての子どもが各種乳幼児健康診査及び相談を受けられる体制を充実します。 予防接種事業では、予防接種法に基づく定期予防接種を実施します。	○令和元年度より、産婦健康診査を産後2週間に加えて、産後1か月目にも実施します。乳幼児健診では、乳児健診(2か月児、8か月児)、乳幼児健診(3か月児、1歳8か月児、3歳6か月児)、歯科健診(2歳6か月児)を実施します。 ○各種相談への対応として、乳児相談(すくすく教室)や乳幼児相談(ちびっこ相談)を

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
			<p>実施します。また、「赤ちゃんホットライン」を設置し、電話による乳幼児の育児に関する相談を実施します。</p> <p>○子育てアプリ「いわぬま i キッズアプリ」を操作方法も含め周知し、保護者が情報を入手しやすくなるように努めます。</p>
26	支援体制の充実 [健康増進課]	<p>子どもと母親の健康を保持するための支援体制を充実します。</p> <p>宮城県で実施している特定不妊治療費助成事業への上乗せ助成を実施し、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図ります。</p>	<p>○乳幼児発達相談やことばの相談、乳幼児健全発達支援事業(小集団の教室)において、心理カウンセラーなど専門職の協力を得て、発達面や母子関係で配慮が必要な児について、保護者が適切な養育を行えるよう支援します。</p> <p>○生後1か月前後の児と母親を対象に、助産師等の訪問支援を行うとともに、母親が悩みを抱え込まないよう、相談事業を実施します。</p> <p>○若年妊娠や精神疾患等の、妊娠・出産に関して危険性が高い方等を対象に、訪問等による必要な支援を行います。</p> <p>○宮城県特定不妊治療費助成事業への上乗せ助成を継続して実施します。</p>
27	各種サービスのコーディネートの充実 [健康増進課]	関係課、保育所(園)、幼稚園、すきのこ学園、学校、保健所などと連携し、支援体制の充実を図ります。	○個々の支援や研修等の場で課題を共有し、コーディネートの充実を図っていきます。
28	妊娠・出産期における健康づくりの支援 [健康増進課]	<p>妊娠婦を対象に、保健指導や相談を実施し、安心して分娩を迎え出産後も健やかに生活ができるよう、妊娠婦の健康を保持・増進するよう努めます。</p> <p>妊娠婦健康診査に係る費用を助成し、妊娠期から健康を保持するための支援体制の強化に取り組みます。</p>	<p>○母子健康手帳の交付時に、助産師や保健師による相談を行います。また、助産師による「ママの相談」を実施します。</p> <p>○妊娠婦で継続的に支援が必要な場合は、助産師や保健師の訪問指導による健康管理など必要な支援を行います。</p> <p>○妊娠婦健康診査受診票を交付し、健診の受診を支援します。更に、医療機関による母親学級、両親学級の活用を推進します。</p> <p>○母子手帳交付時に、喫煙や受動喫煙、飲酒による胎児・乳幼児への影響等について啓発を行います。</p> <p>○産後ケア事業を実施し、産婦が産科医療機関で専門スタッフによる必要なケアを受けることで、心身ともに健康に育児ができるよう支援します。</p>
29	新生児、産婦の健康管理 [健康増進課]	医療機関との連携を図り、新生児や産婦の健康管理に努めます。	<p>○助産師や保健師による新生児・妊娠婦訪問指導を行い、母子の健康管理や育児に関する相談支援を充実します。</p> <p>○支援を必要とする母子が適切な支援を受けられるよう、産科医療機関との連携を強化します。</p>

(2) 次世代の健康を育む保健対策の充実

【前期計画での取り組み状況】

学童期・思春期から成人期に向けた保健対策については、主に相談と啓発活動を実施しており、相談については適切に対応すべく関係機関との連携による支援を実施してきました。啓発活動については、学校教育を中心に実施し、教育活動を通して指導しています。

心の成長に伴う支援は、特に思春期にはデリケートな問題となっており、支援が必要な子どもへのアプローチの方法が課題となっています。

また、次世代の親となる準備についても、思春期における性行動の低年齢化による問題等があり、啓発活動の継続と強化、情報が伝わる仕組みの検討、コミュニケーションのあり方等が課題となっています。

＜取り組みの成果＞

- ・関係機関連携のもと、必要に応じ各種相談へつなげ、問題解決に向け支援を行った。学校からの相談件数が増加している。
- ・適切な支援機関につなぎ子どもの自殺予防に努めた。
- ・次世代の親となる体づくりについては、現状把握を行うため、情報収集をした。

＜今後の課題等＞

- 自ら相談するなどのSOSを発信できない人も含め、支援が必要な人に情報が伝わるしくみが必要である。
- 10代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の上昇、思春期における性行動の低年齢化による問題がある。効果的な支援方法の検討が必要である。

【施策の展開】

思春期の子どもたちをめぐっては、心身の著しい成長に伴う悩みや不安に加え、今日のめまぐるしい社会環境、価値観の変化に翻弄され、心身の不安定や生活習慣の乱れを来たすケースも見受けられます。特に、10代の自殺や不健康やせ等の思春期の課題の重要性を認識した保健対策の充実が求められます。幅広い関係者が児童生徒の問題行動の未然防止や、自殺の兆候の早期発見等の取り組み等、児童生徒の心のケアのための相談体制の充実が必要です。

性に関する正しい知識を得ることの重要性を理解し、思春期の子どもの身体的・心理的状況の理解と行動の受け止めができる地域づくりを進め、学校保健等と連携し、思春期の心とからだの健康づくりや性教育、喫煙防止教育、薬物乱用防止教育を進めています。

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
30	豊かな心づくり [健康増進課] [社会福祉課] [学校教育課]	<p>各関係機関が連携を図り、心の健康に関する相談や情報提供を行います。</p> <p>また、児童・生徒に対して、家族や友人等との関係性の中で、「自分を大切にすること」の重要性について指導していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○心の健康相談などにより、電話、面接、訪問による相談・支援を行います。 ○宮城県の思春期相談(摂食障害・やせ症・不登校・引きこもりなど)の利用支援や、各種相談事業の活用を図ります。〔育成相談・非行相談・養護相談等〕 ○全ての学校教育の中で、「自己の存在感」を確認できるよう指導の工夫を行うとともに、自他を認め合う環境づくりを心掛け、学校における道徳の時間をはじめ教育活動の中で「自分を大切にする」指導に取り組みます。
31	健やかな体づくり [健康増進課] [学校教育課]	<p>性に関する正しい知識の習得や、健康な体づくりについての健康教育を推進します。</p> <p>児童・生徒に対して、薬物についての学習機会を設け、薬物乱用の防止に取り組みます。</p> <p>未成年者の喫煙や飲酒が健康に及ぼす影響について、正しく理解されるよう取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関の連携による性教育指導を行うとともに、「健康な母体環境づくり(過剰ダイエットの防止など)」の指導に取り組みます。 ○小中学校の保健授業で、関係機関・団体と連携し、薬物乱用が健康に及ぼす影響についての知識の普及啓発に取り組みます。また、中学校では、「薬物乱用防止教室」を開催し、薬物乱用防止に取り組みます。 ○各児童館(センター)において、小学1年生を対象に「たばこの害」について、健康教育を行います。

(3) 親子の健康な生活を支える基盤体制づくり

【前期計画での取り組み状況】

小児医療については、小児科の情報や予防接種に関する適切な情報提供を行いました。また、広域圏内において、小児救急医療体制が構築されています。

かかりつけ医を持つことが重要であることから、乳幼児保健講座（子育て講演会）や各種健診・相談で、かかりつけ医・歯科医を持つことを啓発しました。

かかりつけ医については、小児科は9割以上かかりつけ医がいますが、歯科では42.0%と半数以下に留まっており、歯科医のかかりつけを持つことの啓発に取り組んでいく必要があります。

また、救急時の対応方法については、不定期の講座開催ではなく、定期的に実施していくことが課題となっています。

＜取り組みの成果＞

- ・休日当番医等の初期救急を通して小児救急医療体制の確保に努めた。また、小児科の情報や予防接種に関する適切な情報提供、接種率の向上に努めた。
- ・緊急対応方法については、平成27、29年度に小児科医、消防署職員による講座を実施した。また、母子手帳交付時や乳幼児健診時等にパンフレットを用いて保健指導した。
- ・乳幼児保健講座や各種健診・相談で、かかりつけ医・歯科医を持つことを啓発（特に、平成27年度から、乳幼児保健講座（平成30年度より子育て講演会に名称変更）の11月開催分を歯科講話とし実施）。平成29・30年度は歯と口と健康のつどいでも啓発した。

＜今後の課題等＞

- 小児科の情報や予防接種に関する適切な情報提供、接種率の向上に努める必要がある。
- 今後も、子どもの急病時の対応や事故防止について、パンフレット等を用いて保健指導を実施し、更なる啓発普及に努める必要がある。
- 平成30年度の3歳6か月児健康診査の結果では、「かかりつけ医はいますか」の質問に対して、「ある」と答えた者が、小児科は91.6%に対し、歯科は42.0%と半数以下となっている。特にかかりつけ歯科医を持つについて引き続き啓発に努める必要がある。

【施策の展開】

全ての子どもたちが安心して適切な医療サービスを受けることができるよう、県や広域圏・近隣市町、関係機関、医師会、歯科医師会などと連携し、かかりつけ医、かかりつけ歯科医を持つことをはじめ、小児医療や休日・夜間診療体制の維持を目指します。

また、保護者の経済的負担の軽減と子どもたちの保健福祉の向上を目的に、子どもの医療費助成事業を進めるとともに、養育医療や育成医療などに関する手続きを円滑に行い、子どもが必要とする適切な医療が受けられるよう取り組みます。

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
32	小児医療の確保 [健康増進課]	医療資源の効果的活用の観点から、日中の一次医療は地域のかかりつけ医が担い、夜間休日の時間外診療は、広域的体制で対応していくことを保護者に周知していきます。 また、子育て講演会や各種健診・相談において、かかりつけ医・歯科医を持つよう働きかけを行います。	○小児科の情報や予防接種に関する適切な情報提供、接種率の向上に努め、養育医療や育成医療に関する手続きを円滑に行えるよう、必要な支援を行います。 ○各種保健事業で、かかりつけ医・歯科医を持つことを啓発していきます。
33	健康に対して自己管理できる知識の啓発 [健康増進課]	各種保健事業において、子どもの急病時などの対応方法などについての指導と情報提供を行います。 宮城県で実施している「こども夜間安心コール」などの電話による相談窓口や、「子ども救急ホームページ」などを通じて、急病時の対応について情報提供するなど、広報・啓発に取り組みます。	○子どもの急病時の対応や事故防止に関し、啓発普及に努めます。 ○市の広報媒体などを活用して、電話による相談窓口の周知に努めます。 ○転入手続き時に、小児医療体制について「医療機関・介護サービスマップ」や「いわぬまキッズナビ」などを使用して情報提供を行います。 ○母子保健に関する啓発及び事業を掲載している市健康増進課だより「ROCSWA(ロクスワ)っこ」を発行し、情報提供を行います。
34	安心して医療や相談を受けられる環境整備 [健康増進課] [社会福祉課]	子どもの適正な医療機会の確保及び子育て家庭における経済的負担の軽減を図ります。	○これまでの事業内容を継続し、事業の充実を図っていきます。 ○子どもの医療費助成や未熟児に対する養育医療、育成医療(自立支援医療)など、必要な医療の給付を行います。

(4) 食育の推進

【前期計画での取り組み状況】

食育については、各機関で通年を通して実施しています。毎年11月に実施している「いわぬま食育ウィーク」では、全ての保育所(園)・小中学校を含む、市内全域で同じテーマでの食育指導を展開しています。学校では、年間計画に基づき食育を実施しています。また、学校以外でも料理教室、農作業体験などによる体験学習も実施しています。

各啓発活動では、一過性のイベントに留まることなく、継続して実施するなど、長期的な対応が必要であるとの指摘もあります。特に、食生活の個別指導、相談においては長期にわたる指導が必要なケースが多くなっています。

また、生産者とのコミュニケーションは効果的で、生産者と子どもたちの両者に意欲の向上がみられますが、協力農家の開拓が課題となっています。

＜取り組みの成果＞

- ・食育啓発では、乳幼児健診や教室などで、食に関する指導、相談に対応し、食育を推進した。平成27~30年度実績 集団5,839件、個別2,525件。
- ・食べる力を育むための取り組みについては、乳幼児健診や教室などで、親に対しても食に関する指導を行った。平成27~30年度実績 2,649件。
- ・学校や保育所において生産者が作物のつくり方などを講話することにより、子どもたちの食育や生産者の意欲の向上につながっている。

＜今後の課題等＞

- 乳幼児健診の個別指導、相談においては、長期にわたる指導が必要なケースが多い。
- 「パパと子どもの体験クッキング」は、子どもだけでなく、父親の食生活を見直す意識付けにつなげられることを考え開催したが、参加者が少ない。
- 地産地消に協力してくれる新たな農家の開拓が難しい。

【施策の展開】

市民の生涯にわたる適切な食習慣の確立を目指して、生涯の各時期に応じた体系的な事業に取り組んでいます。

保護者や子どもが主体的に望ましい食習慣を確立できるよう、家庭での食育の啓発や、乳児期・保育期・学童期・思春期と、発達に応じた食に関する学習の機会や情報提供・体験学習を行うとともに、子どもも参加できる事業に取り組みます。また、子育て相談の中には、栄養・食生活に関する内容も多く、管理栄養士が対応し、保健師、歯科衛生士との連携を図って生活習慣の改善に努めています。

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
35	食育啓発 [健康増進課] [学校教育課] [子ども福祉課]	子どもの豊かな人間性の形成や心身の健全育成を図るため、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着に努めます。	○乳児期・幼児期では、健診時での指導・支援、乳幼児相談などにおいて個別栄養指導を行います。 ○郷土料理や四季折々の行事食を通して、古くから育まれてきた食文化の継承につなげていきます。 ○学童・思春期では、学校給食での地産地消や放課後児童の生活の場を提供している児童館(センター)での調理実習などをを行い、食育の推進に取り組みます。また、健康相談で食に関する知識や必要な食に関する指導を行うなど、食育の啓発に取り組みます。
36	食べる力を育むための環境 [健康増進課] [学校教育課] [子ども福祉課] [農政課]	保育所(園)、児童館(センター)、健康増進課、学校における栄養、食生活、食の安全安心に関する情報発信、学習などを管理栄養士や栄養教諭等を中心に推進し、子どもの健康を保持・増進するための食育に取り組みます。	○家庭においては、親と子の料理教室や農作業体験、保育所(園)での地産地消の親子クッキングの実施などを通じて、食べ物を大切にする心を育成します。 ○地域においては、食生活改善推進員による伝達講習などの開催や食育ボランティアの普及活動による食育を推進します。また、「健幸力アップメニューレシピ集」等を活用し、岩沼の健康食の普及に努めます。 ○ハナトピア岩沼の体験農園において栽培しているサツマイモを用い、収穫作業体験とサツマイモを使った料理教室を開催し、食べ物(野菜)のつくられ方や料理の仕方を経験し、食べる力につなげていきます。
37	地場産品を生かした給食・調理実習などによる食育の推進 [教育総務課] [子ども福祉課]	地場産品を活用し、保育所(園)・学校給食の献立や調理実習での使用などによる食育の推進に取り組みます。	○保育所(園)や、学校給食において、地場産品を提供していきます。
38	生産者、事業者と連携による食育啓発 [学校教育課] [子ども福祉課]	生産者、事業者との協力による見学、体験学習(調理実習や農業体験など)や食に関する講座を通して食育の啓発に努めます。	○これまでと同様に生産者、事業者に協力を依頼するとともに、各学校や保育所の要望に応じ、食育のための人材の紹介などを行っていきます。

4 基本目標4：健やかな成長を育む教育環境の整備

【前期計画での取り組み状況】

市内小学校の就学時健診時において「子育て親育ち講座」をワークショップ形式で実施しています。

放課後子ども教室では、放課後児童クラブと一体的な企画を実施し、創意工夫を凝らした活動が行われています。

また、学校支援事業で、歴史や昔の道具の学習、図書館の見学、総合学習での福祉プラザの訪問など、社会施設を活用した授業を実施しています。

【施策の概要】

子どもたちの健全な育成を家庭や地域全体で見守り、支えていくことが重要であるため、家庭や地域社会の子育て力を向上させ、健やかな成長を育む教育環境の整備に取り組んでいきます。

地域社会全体で子どもを見守り育てる仕組みづくりを目指し、岩沼ならではの豊かな自然環境を生かした教育などに取り組み、子どもの生きる力を育む機会を充実させていきます。

増え続けている子どもの虐待の防止には幼少期からの教育が重要であるとの観点から、「次世代の親」の育成においては、命の大切さや家庭を築くことの意義を学ぶ機会の提供に努めます。

<施策の柱>

(1)家庭や地域の教育力向上のための環境等の整備

<施策の展開>

- 39 学校教育以外での学習支援の充実
- 40 地域の教育力の向上
- 41 スポーツ環境の整備
- 42 芸術文化環境の整備
- 43 図書館活動の充実
- 44 児童・生徒交流活動の充実

(2)子どもの生きる力を育む学校教育の充実

- 45 学びに向かう力・人間性等の育成
- 46 生きて働く知識・技能の習得
- 47 思考力・判断力・表現力の育成

(3) 次世代の親を育む子ども支援の充実

- 48 家庭を築くことの意義の啓発
- 49 産み育てる情操の醸成
- 50 世代間ふれあい交流の機会創出

(1) 家庭や地域の教育力向上のための環境等の整備

【前期計画での取り組み状況】

前期計画期間の取り組みについては、概ね順調に取り組まれており、子育て力の向上のために、子育てに関する講座の開催などにより、家庭教育の支援に取り組んでいます。また、ジュニア・リーダー育成事業や世代間交流などを通じて、地域住民の活力を生かした子どもの「生きる力」の育成に取り組むとともに、子育て応援者養成講座などによる地域で子育てを支援する仕組みづくりを推進してきました。

課題としては、学習支援では生活困窮世帯対象事業の周知の難しさ、体育施設については施設の老朽化に伴う改修が課題となっています。

児童交流事業では、交流機会の設定だけでなく、社会環境の変化に合わせた内容の検討が課題として挙げられています。

<取り組みの成果>

- ・子どもに対する学習生活支援事業の利用者の大半が高校に進学しているほか、居場所としての機能や悩み相談、保護者向けの面談を行い、一定の成果が出ている。
- ・課題となっていた陸上競技場については改修工事が終了し、市内外の利用者から大変喜ばれている。
- ・図書館では、読み聞かせボランティアの協力を得て、絵本や紙芝居などを使い、子どもが楽しみながら本に親しむ機会を提供している。子育て支援事業の「よみきかせ(おはなし会)」は好評を得ている。

<今後の課題等>

- 事業の性質(生活困窮世帯対象)から大々的な周知が難しいことから、真に必要としている世帯にどのように周知していくかが課題である。
- 陸上競技場以外の各体育施設については、建設から相当年数が経過している施設が多く、今後の改修が課題となっている。
- 児童交流事業については、事業の内容や必要経費など、時代に合わせて検討する必要がある。

【施策の展開】

家庭環境の多様化や地域社会の変化により、子育ての場である家庭や地域の子育て力が低下していると言われています。

家庭の子育て力の向上を支援するとともに、家庭が地域と接する機会を一層提供できるよう、学校教育や各種公民館事業などを通じて、家庭と地域の教育力向上を目指します。

また、子どもの将来が生まれた環境に左右されることのないよう、学習支援を中心とした環境整備を図っていきます。

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
39	学校教育以外での学習支援の充実 [社会福祉課] [学校教育課]	地域や学校等の豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の学習機会の充実を図り、また、低所得者向けの学習支援を通じて、貧困が世代を超えて連鎖しないよう必要な環境整備と教育の機会均等を図っていきます。	○課題を抱える家庭への訪問等を学校・福祉等と連携して行う仕組みづくりを検討していきます。 ○学校等の関係機関と連携を図りながら、SOSを適切な支援機関につなげます。 ○児童・生徒の自学自習を支援します。
40	地域の教育力の向上 [生涯学習課]	子どもたちが自分で課題を見つけ、自ら学び自ら考える「生きる力」を、学校や家庭及び地域社会が相互に連携しつつ社会全体で育み、地域教育力の向上を図ります。	○児童館(センター)、公民館などの福祉・社会教育施設を活用した子どもの活動を支援するとともに、親子交流による自然体験学習などの充実を図ります。 ○放課後子ども教室において、主任児童委員や地域ボランティアが主体的に関わり、昔遊びなどの指導を通じて、世代間の交流を推進します。 ○子ども会指導者・育成者研修の充実を図ります。 ○小中学校の授業において、社会教育施設の活用、各学校での授業開放施策の促進や、グリーンピア岩沼を活用した里山体験活動等の自然体験学習を推進し、学校と地域の連携を強化します。
41	スポーツ環境の整備 [スポーツ振興課]	誰もがスポーツに親しめるよう、その利用環境の整備に努めると同時に、スポーツ指導体制の整備を図ります。	○子どもの健全育成施設へのスポーツ推進委員の派遣活用や身体に障害を持つ方々と一緒にスポーツのできる場の提供に努めます。 ○各体育施設の長寿命化計画を作成し、計画的に改修を進めています。
42	芸術文化環境の整備 [生涯学習課]	幼児・児童生徒を対象に、市民会館・文化事業協会・各公民館事業などが連携し、文化鑑賞や親子・子ども参加の芸術文化事業・行事の推進に努めます。	○文化鑑賞や親子・子ども参加の芸術文化事業・行事を継続して開催していきます。
43	図書館活動の充実 [市民図書館]	岩沼市子ども読書活動推進計画に基づき、子どものニーズを把握しながら、利用しやすい図書館づくりを進め、地域における子どもの読書活動を推進します。	○児童図書や子育て関連図書の整備に努めるとともに、親子・子どもを対象とした行事や教室の開催を推進します。 ○子ども読書体験推進のため、関係団体やボランティアと連携し、事業の充実を図っていきます。
44	児童・生徒交流活動の充実 [さわやか市政推進課] [学校教育課]	国際友好都市のドーバー市と中学生の相互交流などによる交流を推進し、次代を担う青少年の国際感覚を養うための派遣や、姉妹都市、友好都市等との市民交流事業を推進します。	○国際友好都市のドーバー市だけでなく、姉妹都市、友好都市等との市民交流事業を推進していきます。

(2) 子どもの生きる力を育む学校教育の充実

【前期計画での取り組み状況】

前期計画期間の取り組みについては、全事業で充実した取り組みとなっています。

「生きる力＝知・徳・体のバランスの取れた力」の育成についても、各学校で様々な取り組みが実施されており、成果が出ています。

＜取り組みの成果＞

- ・学校のニーズを把握しながら、児童生徒の学力の向上に資する施策を行うことができている。
- ・信頼される学校づくりでは、学校評議員やPTAと連携をし、地域と協力して児童生徒の成長を見守ることができている。
- ・幼児教育の充実では、幼保小連絡会の開催等により、互いの連携を深めることができます。

＜今後の課題等＞

- 教員の研修の充実に加え、指導助手、支援員等の学校サポーターの確保が望まれる。
- 学校評議員やPTA役員に限らず、様々なボランティア活動への取り組み手の不足が懸念される。

【施策の展開】

子どもたちの個性や「生きる力」を伸ばしていくためには、基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力のための教育内容・方法の一層の充実が必要となります。

次代の担い手である子どもたちが地域の人や豊かな自然とふれあう体験活動やスポーツ活動などを通じて豊かな心を育み、生きる力を高めるため、創意工夫ある教育課程の編成や教職員研修機会の充実、学校部活動のための指導者育成に取り組みます。

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
45	学びに向かう力・人間性等の育成 [学校教育課]		○自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心の育成を図るとともに、たくましく生きるための健康や体力づくりを行っていきます。
46	生きて働く知識・技能の習得 [学校教育課]	社会の変化の中で主体的に生きる子どもたちの育成を図るために「生きる力＝知・徳・体のバランスの取れた力」の育成に取り組みます。	○基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して自ら考え、判断し、表現することにより様々な問題に積極的に対応し、解決する力を育成します。
47	思考力・判断力・表現力の育成 [学校教育課]		○自ら問題を発見し、解決につなげていく力や、他者と協力しながら問題を解決していく力を育てていきます。

(3) 次世代の親を育む子ども支援の充実

【前期計画での取り組み状況】

前期計画期間の取り組みについては、「産み育てる教育」は順調に推移しているものの、「家庭を築くことの教育・啓発」「地域で次代を担う親育ちの環境づくり」「世代間ふれあい交流の機会創出」の3事業は概ね順調という評価になっています。

中学生と乳幼児親子との交流や保育園等での高齢者とのふれあいなどは、定着し成果も出ています。

課題としては、参加者の評価は高いものの、世代間交流の魅力を事前に伝えることが難しいという問題があります。参加者の声などを活用して参加者の増加につなげていくことが課題となります。

＜取り組みの成果＞

- ・市内中学生と乳幼児親子の交流が定着し、子育て中の保護者にとっても、思春期の中学生の話を聞き、これから子育ての参考になると好評である。
- ・保育所(園)、児童館(センター)において地域の老人会や祖父母、高齢者施設入居者との交流行事を実施し、世代間でのふれあいの仕組みづくりを推進した。

＜今後の課題等＞

- 平成30年度の市内中学生と乳幼児親子の交流事業は、乳幼児親子98人の参加があったが、参加者募集に苦慮している背景もあり、中学生との交流のよさやその目的をPRする必要がある。

【施策の展開】

子どもたちが、次世代の親としての自覚と正しい知識をもち、望ましい家庭を築いていくことができるよう、それぞれ発達段階に応じた啓発の機会を充実させていきます。

また、子どもたちが命や家庭の大切さを考え、仕事や家庭で果たすべき社会的責任、男女共同参画の重要性などについて知識や自覚が高められるよう、幼稚園や保育所(園)での交流事業や学校教育などの多くの機会を捉え、啓発事業の充実を図っていきます。

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
48	家庭を築くことの意義の啓発 [学校教育課] [子ども福祉課]	子育ての楽しさや男女が協力して家庭を築くことの意義を啓発していきます。	○男女の協力や家族愛について、道徳科や家庭科の授業の中で取り上げていきます。 ○「家族の日」「家族の週間」などを通じた理解促進を図ります。
49	産み育てる情操の醸成 [子ども福祉課] [学校教育課]	子育て支援センターと連携し、中学校の生徒が乳幼児との交流などを通じて、子どもを産み育てることの意義を伝えます。	○ホームページ、Happy チャイルドカレンダー等に中学生との交流事業のよさをPRして行き、産み育てることの大切さを伝えていきます。
50	世代間ふれあい交流の機会創出 [子ども福祉課]	中学・高校生が乳幼児や子育て親子とのふれあいを通じて、子育ての楽しさや家庭の温かさを感じる機会の創出に取り組みます。	○中学・高校生が保育所(園)、児童館(センター)、子育て支援センターにおいて、乳幼児親子や幼児・児童との交流行事など、次世代の親を育む事業を実施していきます。

5 基本目標5：子どもの安全を確保する環境の整備

【前期計画での取り組み状況】

学校における交通安全教室の実施や、春・秋の交通安全運動期間中の街頭指導、1・5・15・25日の街頭指導等、子どもたちの交通安全等に努めました。

また、「岩沼市安全・安心まちづくり基本計画」の見直しを行い、関係団体の連携強化、情報共有を図り、警察、ふれあいパトロール隊、PTA及び学校関係者で連携した活動を行っています。

災害時、地域において適切かつ迅速な対応ができるよう、地域防災の担い手を育成する防災士養成研修講座や防災意識の啓発を目的とした防災講演会の開催、総合防災訓練や自主防災訓練、更には小中学校と東保育所、東児童館と連携した学校防災推進委員会などの実施により、地域の防災力の向上を図りました。

【施策の概要】

市では、人にやさしい公共施設を目指してユニバーサルデザイン化を進めるとともに、子どもと一緒に安心して外出できるよう、安全な歩道の整備や公共交通機関のバリアフリー化を進めています。

子どもが巻き込まれる犯罪や交通事故をなくすために、子どもの安全を地域全体で見守ることができるよう、関係機関や地域住民との連携を更に密にしていくことが望まれます。全ての市民が安心して移動できるまちづくりを推進するとともに、地域の防犯体制と連携した防犯体制づくりや、地域防災力の一層の向上を図り、子どもを災害から守る防災対策に取り組んでいきます。

<施策の柱>

(1) 基盤となる安全な生活環境の確保

(2) 子どもを交通事故から守る体制の整備

(3) 子どもを犯罪被害から守る体制の整備

(4) 子どもを災害から守る体制の整備

<施策の展開>

- 51 良質な住宅の確保
- 52 居住環境の整備・情報提供
- 53 バリアフリー化された歩道などの整備
- 54 人にやさしい公共施設
- 55 子育て世帯への情報提供
- 56 公園・児童遊園・緑地の保全

- 57 交通安全教育事業
- 58 交通安全運動（交通安全運動事業）
- 59 安全な交通環境の整備
- 60 交通安全団体の育成
- 61 交通安全関係団体との連携
- 62 通園・通学路の安全点検
- 63 チャイルドシートの使用啓発

- 64 自主防犯体制づくり
- 65 防犯施設整備
- 66 防犯パトロール活動
- 67 防犯環境の整備
- 68 防犯広報啓発
- 69 防犯教育・啓発
- 70 有害環境対策の推進
- 71 危険情報のメール送信による周知
- 72 子ども110番の家の普及・支援

- 73 学校・保育所(園)・幼稚園での防災教育
- 74 自主防災体制づくり
- 75 避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）に基づく
妊産婦・子どもへの支援
- 76 子どもの心のケア

(1) 基盤となる安全な生活環境の確保

【前期計画での取り組み状況】

居住環境の整備については、公園の遊具の更新や歩行者の安全な通行スペースの確保などを実施しています。

課題としては、公園の遊具点検、道路側溝の入替等が挙げられます。公共施設のユニバーサルデザイン化は、既存施設では老朽化によって可能な対策が限られることから、様々な工夫による環境整備が課題となっています。

また、情報提供活動については、各種広報媒体の活用等、適宜実施していくことが課題となります。

＜取り組みの成果＞

- ・公園施設については、定期的に遊具の更新を行っている。
- ・居住環境の整備については、市道の限られた空間の有効利用を図り、歩行者の安全な通行スペースを確保した。

＜今後の課題等＞

- 公園施設の遊具点検を重点的に行う必要がある。
- 道路側溝の入替等が必要であり、費用かかるため、予算の確保が必要である。

【施策の展開】

安心して子どもを産み育てられる環境づくりにおいて、子育てしやすい住宅の確保や子どもたちが安心して遊べる場の確保に対しては、市民の要望が高く、重要な取り組み課題と位置づけられるものです。

このため、良好な住宅環境のもとで安心して子育てできるよう、住宅に困窮する人の市営住宅への入居に配慮するとともに、地域と連携しながら良好な自然環境の保全及び子育て環境の整備に努めます。

また、子どもやベビーカー利用の親子をはじめ、誰もが安心して通行できるよう、特に駅や公共施設へのアクセス道路を中心に、安全な道路環境づくりに継続して取り組みます。

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
51	良質な住宅の確保 [施設管理課]	子育て世帯が住宅を確保するため、市営住宅等の必要な情報提供による支援に努めます。	○今後も市営住宅等の必要な情報を適切に提供していきます。
52	居住環境の整備・情報提供 [復興・都市整備課]	公園・緑地環境や道路などの整備を行います。	○妊娠、子ども連れにとって利用しやすいバリアフリーやユニバーサルデザインなどに配慮した環境整備を推進し、妊娠婦や子育て家庭にやさしい居住環境づくりに努めます。

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
53	バリアフリー化された歩道などの整備 [土木課]	既設歩道の段差や勾配の改善を行うとともに、学校、地域、通学路点検などによる子どもの視点に立った歩道の補修などを推進します。	○令和3年度の完成に向け、住環境や通学児童の安全に配慮した道路整備を行います。
54	人にやさしい公共施設 [公共施設管理担当課]	妊娠婦や乳幼児連れの親子など市民の誰もが安心して外出できるような公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を図ります。老朽化した施設を中心に、誰もが使いやすい施設のあり方を考えていきます。	○公共施設における授乳コーナーや育児コーナーの整備を進め、また、おむつ替えのスペースとなる、ゆったりとしたトイレを整備し、乳幼児連れの親子が安心して利用できるよう整備を図ります。
55	子育て世帯への情報提供 [子ども福祉課]	おむつの交換や、授乳可能なスペースがある公共施設の情報を、子育てガイドブックやホームページを通して提供することを推進します。	○子育てガイドブックやホームページの内容は、定期的に更新を行い、最新の情報を提供できるよう努めます。
56	公園・児童遊園・緑地の保全 [復興・都市整備課] [子ども福祉課]	公園や緑地の保全を行い、子どもが安全にのびのびと遊べる空間づくりを推進します。	○公園等については、定期的に遊具等の点検を行い、安全管理に努めます。 ○公園施設長寿命化計画に基づき、地元住民の意見を含めた整備をしていきます。

(2) 子どもを交通事故から守る体制の整備

【前期計画での取り組み状況】

交通安全運動、交通安全団体の育成については、継続して取り組まれているものの、現状維持の活動であり、交通安全活動が形骸化しないために、新たな取り組みが課題となっています。

交通安全関係団体間の連携については、交通安全都市推進協議会を通して連携を強化してきましたが、今後は更に各団体が実施している活動についての情報共有が課題となっています。

チャイルドシートの使用啓発では、交通安全教室で意識啓発が図られていますが、交通安全教室の参加者だけでなく、広く市民全体に向けた取り組みが課題となっています。

<取り組みの成果>

- ・交通安全運動では、継続した実施と地域総ぐるみの取り組みが図れた。
- ・関係団体等と連携・協働の取り組みができた。交通安全都市推進協議会を通して連携を強化できた。
- ・チャイルドシートの使用啓発では、交通安全教室での指導を中心に、意識啓発が図られた。

<今後の課題等>

- 地域ぐるみの活動を継続するためには、市民が関心を持ち、積極的に参加する意識の醸成が必要である。
- 関係団体の活動に対する情報共有が必要である。
- 対象を絞った啓発ではなく地域、家庭に向けた幅広い啓発が必要である。

【施策の展開】

本市では、保育所(園)・幼稚園及び全小学校で交通安全教室を実施し、交通ルールや安全な自転車の乗り方などの指導に取り組んでいます。また、子どもの小学校などへの入学時期に、交通指導隊や各種団体等と連携し、重点交通安全指導や街頭指導などを行っています。

子どもたちを痛ましい事故から守るため、関係機関や地域と連携しながら、交通安全教育や交通安全運動の推進に引き続き取り組みます。

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
57	交通安全教育事業 [生活環境課]	子どもの交通事故防止のため、交通安全教室・交通ルール指導・自転車実技指導を行い、交通安全思想の普及、啓発に努めます。	○各種教室等については、参加、体験、実践型の教育方法を積極的に取り入れ、実施していきます。
58	交通安全運動(交通安全運動事業) [生活環境課]	子どもの交通安全確保のため、交通指導隊及び各種団体の活動による交通安全の現場指導を通じ、市民への交通安全意識の啓発に努めます。	○春・秋の交通安全運動など、地域ぐるみの運動を継続して実施していきます。
59	安全な交通環境の整備 [土木課]	子どもや子ども連れの親が安心して通行できるよう、道路交通環境の整備を推進します。	○人と車の共存を図るため、狭あい道路の整備を行い、安全面に配慮した生活道路としての整備に努めます。
60	交通安全団体の育成 [生活環境課]	学校における交通少年団活動への支援や交通安全に関する団体の育成に取り組みます。	○交通少年団、交通安全母の会などに補助金を交付し、交通安全の啓発活動を支援します。 ○町内会や子ども会などの自主交通安全組織の育成・支援に取り組みます。
61	交通安全関係団体との連携 [生活環境課]	警察署・交通安全協会・交通指導隊・交通安全母の会や関係機関・団体との連携・協働による交通安全教室の開催に取り組みます。	○春・秋の交通安全運動期間を中心とした交通安全の指導・啓発、交通ルールの順守やマナーの向上を図るため、効果的な指導などの情報交換や研修の充実を図ります。
62	通園・通学路の安全点検 [学校教育課]	学校、PTAとの連携による通学路の安全点検を推進します。	○通学路交通安全プログラムの策定と通学路等安全対策推進会議を設置し、組織的・計画的に通学路の安全対策に取り組んでいきます。
63	チャイルドシートの使用啓発 [生活環境課]	警察署や交通安全協会など、関係機関・団体作成のパンフレット、リーフレットを配布し、チャイルドシート使用の普及啓発に努めます。	○対象を絞った啓発ではなく地域、家庭に向けた幅広い啓発が必要なことから、啓発方法を見直し、継続して実施していきます。

(3) 子どもを犯罪被害から守る体制の整備

【前期計画での取り組み状況】

安全・安心なまちづくりについては、防犯協会活動を中心に市民等の自主活動が地域で進められており、地域コミュニティづくりにも寄与しています。しかし、犯罪は多様化、巧妙化しており、防犯の広報・啓発活動は、常に活動の困難さを伴っています。

その他の課題としては、地域と活動団体間の連携が不足している状況があり、若い世代など多くの関係者が参加する機運の醸成が求められます。

また、情報提供活動については、環境の変化に伴って随時情報を更新していく必要があり、情報鮮度を保つ取り組みが課題となっています。

＜取り組みの成果＞

- ・「岩沼市安全・安心まちづくり基本計画」の見直しを行い、情報共有を進め、関係団体の連携を強化した。
- ・「自らの安全は自らが守る」という防犯意識の醸成が図られた。
- ・防犯パトロール活動は、ふれあいパトロール隊員の協力を得ながら活動が行われている。
- ・公共施設及び公用車に防犯カメラや、ドライブレコーダーを設置した。

＜今後の課題等＞

- 地域全体への取り組みへと発展させることが必要である。
- 多様化、巧妙化する犯罪に対応した迅速な情報提供が必要である。
- ふれあいパトロール隊員の高齢化と新規登録者が少ないことが課題である。
- 商店街や、地域団体への防犯カメラ等の適切かつ効果的な設置、運用支援が必要である。

【施策の展開】

子どもたちの安心安全を確保するため、関係機関の連携の下、子どもたちの見守り活動や、犯罪被害防止に向けた取り組み、子どもたちの健やかな成長を後押ししていきます。

また、子どもたちが犯罪の被害に遭わないための効果的な安全教育を推進します。

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
64	自主防犯体制づくり [生活環境課]	地域での自主防犯組織の育成を図り、地域において適切で迅速な対応ができる体制づくりを推進します。	○市民(事業者)の自主活動を促進するため、活動情報の提供など、活動しやすい環境づくりを支援します。

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
65	防犯施設整備 [土木課]	町内会などによる防犯灯の設置や維持管理に必要な助成を行います。	○自動車などの交通量が多く危険性の高い交差点などに道路照明灯の整備を図ります。 ○防犯灯のLED化について、補助を継続して実施していきます。
66	防犯パトロール活動 [学校教育課]	町内会や民生委員・児童委員、ふれあいパトロール隊などの協力による、地区内の防犯パトロール活動や地域で子どもを見守る安全対策を推進します。	○市民への協力を呼びかけ、今後も同様に通学路等での子どもの安全を見守る対策を継続していきます。
67	防犯環境の整備 [生活環境課]	地域安全(防犯)運動・活動団体支援や啓発広報を行うことにより、市民が安全で安心して暮らせるような地域づくりに取り組みます。	○既存組織の活性化のために、団体活動の広報等の支援を強化します。 ○防犯カメラの適切かつ効果的な設置、運用を支援します。
68	防犯広報啓発 [生活環境課]	警察などの関係機関と連携し、広報紙などによる防犯に関する情報提供による防犯意識の啓発を行います。	○警察等関係機関との連携を図り、情報提供を継続していきます。
69	防犯教育・啓発 [学校教育課]	子どもが犯罪の危険を判断するための防犯教育を推進するとともに、防犯に関しての意識の啓発に取り組みます。	○各小学校における防犯グッズを活用した防犯教室・講習、各種イベントでの防犯コーナーの設置などによる防犯意識の啓発を行います。また、不審者に対する対応指導の学習を行います。 ○子どもが犯罪の被害に遭わないため、地域や事業所、各種施設に防犯パンフレットやリーフレットを配付し、防犯意識の啓発を推進します。 ○防犯作文・ポスターの募集や作品掲示などによって防犯意識の啓発に取り組みます。
70	有害環境対策の推進 [生涯学習課] [学校教育課]	子どもの健全育成に関する相談体制や情報提供の充実を図るとともに、子どもを健全育成するための環境づくりに関する意識の向上を図ります。	○健やかな子どもを育てる岩沼市民会議の広報部による広報紙の発行や、街頭巡回指導・青少年相談及び環境浄化などの活動により、青少年健全育成を図っていきます。 ○有害広告物や、有害物品の販売機などの撤去活動を推進します。 ○学校・PTAなどの主催で、民間事業者の協力によるインターネット安全教室を開催し、適切な使用方法やフィルタリング機能など有害情報を防止するための方法などに関する啓発活動の支援に取り組みます。

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
71	危険情報のメール送信による周知 [学校教育課] [子ども福祉課]	保護者の携帯電話に、不審者などの情報をメールで送信し、適切な対応が取れるよう情報提供を行います。	○メール登録をしていない家庭には広報活動を通じて、周知を図っていきます。
72	「子ども110番の家」の普及・支援 [生涯学習課]	子どもが犯罪などに遭いそうなときや遭ったときの緊急避難場所となる「子ども110番の家」の普及と支援に取り組みます。	○「子ども110番の家」の設置を推進します。また、「子ども110番の家」登録者を対象に、タウンミーティングを開催するなど、情報交換の機会を創出し、防犯ボランティア登録者の活動を支援します。 ○「子ども110番の家」のマップを活用し、子どもたちに「子ども110番の家」の周知徹底を図ります。 ○子どもが犯罪に遭いそうになったときや遭ったときに対応するため、岩沼警察署が作成したマニュアルを活用します。

(4) 子どもを災害から守る体制の整備

【前期計画での取り組み状況】

前期計画期間の取り組み状況については、概ね順調に取り組まれていますが、避難行動要支援者名簿による支援については、個人情報である名簿を厳重に取り扱う必要があることから、庁内における役割や情報共有の仕組みが課題となっています。

地域での避難行動要支援者の支援は、共助を基本とする取り組みであることから、町内会等の関係者が要支援者に対して、どのように避難支援を行っていくのかが課題となっています。

＜取り組みの成果＞

- ・避難行動要支援者について、平成31年3月に改定した岩沼市地域防災計画に位置づけ、その下位計画である避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)において、妊産婦や子どもへの支援を明文化した。
- ・1歳8か月児健康診査において、「子育てアミリーのためのぐらっときでも安心BOOK」を配布した。
- ・防災講演会において、防災に関する最新情報の提供により、参加者からは「参考になった」「よかったです」との声があった。

＜今後の課題等＞

- 避難行動要支援者に対する支援については、共助を基本とする取り組みであることから、町内会等の避難支援等関係者が要支援者に対する避難支援体制を構築できるよう、情報共有の仕組みについて検討が必要である。
- 子育て世帯に必要な防災情報を発信していく必要がある。
- 地域防災力の向上に効果的な研修内容や、防災士の活用法の検討が必要である。

【施策の展開】

本市では、市民等が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や市の施策としての「公助」が適切に役割分担された防災協働社会の形成による減災の観点に立ち、防災対策を推進しています。

子どもを災害の脅威から守ることができるよう、今後とも防災・減災の体制づくりに、市民及び関係機関など地域全体で取り組んでいきます。

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
73	学校・保育所(園)・幼稚園での防災教育 [防災課] [子ども福祉課] [学校教育課]	岩沼市総合防災訓練に合せて、学校等で地域と連携した避難訓練等を実施します。 保育所(園)や、幼稚園でも、防災訓練を定期的に行います。	○小中学校合同で学校防災推進委員会を年に3回開き、防災への意識の向上を図ります。 ○保育所(園)等でも、引き続き定期的に防災訓練を行い、意識を高めていきます。
74	自主防災体制づくり [防災課]	地域の自主防災組織の育成を図り、地域において適切で迅速な対応ができる体制づくりを推進します。	○「子育てファミリーのためのぐらっときても安心 BOOK」の冊子配布及び子育てアプリやホームページでの発信により、災害等への対応の意識向上を図ります。 ○総合防災訓練や防災講演会、自主防災訓練の支援など、これら防災事業の継続実施により、地域防災力の一層の向上を図ります。
75	避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)に基づく妊産婦・子どもへの支援 [防災課]	避難行動要支援者の避難支援体制について、地域の実情に合った体制づくりに必要な支援を行っていきます。	○避難行動要支援者名簿の更新を行い、同意した方の名簿情報を町内会等の支援関係者に提供することで、平時から地域における顔の見える関係づくりが進むよう支援を行います。 ○広報紙、ホームページ等で避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)の制度周知を図り、関係課が連携して避難支援体制の構築に向けた支援を行います。
76	子どもの心のケア [子ども福祉課]	児童相談所や子ども総合センター、みやぎ心のケアセンターなどの専門機関や、福祉・教育・保健関係の各機関などと連携し、子どもに対するカウンセリングなどの心のケアを行い、必要な支援を行っていきます。	○見守り活動の中で気になる子どもがいれば関係機関へつなぐ等の対応を行っていきます。 ○東日本大震災から9年が経過し、震災対応としてではなく、通常支援の中で必要な関わりを行う方向にシフトしていきます。

6 基本目標6：誰もが安心して子育てできる体制の整備

【前期計画の取り組み状況】

子どもの権利擁護のために、関係機関と連携し、相談・支援体制の充実を図るとともに、訪問指導などによる支援を行いました。また、支援の進捗確認や検討、情報の共有を図っています。

虐待防止ネットワークの強化として、要保護児童対策地域協議会を中心に、保育所(園)や幼稚園、学校、児童相談所、警察などと連携し、顔の見えるネットワーク機能の強化に努めました。

また、障害児の社会参加を促進するため、理解促進事業、自発的活動支援事業を行い、広報活動にて障害に対する理解促進に努めました。

【施策の概要】

児童虐待の早期発見が最も重要になりますが、今回のアンケートでも、児童虐待を見たり聞いたりしても「特になにもしていない」との回答が多く、早期発見の難しさを示しています。児童虐待を未然に防止できるよう、相談支援体制の充実に取り組むとともに、関係機関・関連施設や市民との連携を密にし、問題の早期発見体制の充実や問題への迅速かつ的確な対応を図っていく必要があります。

また、ひとり親家庭の支援ニーズは、経済的自立の支援から日常的な子育て支援に至るまで多岐にわたっており、国・県の施策を活用しながら、引き続き、世帯の状況に応じたきめ細かなニーズの発掘と適切な支援策が必要です。

更に、障害などによって支援を必要とする子どもたちが、地域において伸びやかに育まれ、また、地域社会の一員として積極的に社会参加する機会を確保することができるよう広く地域の理解を深めながら、成長段階に応じ、療育から地域での自立生活支援に至るまでの一貫した支援策を推進していく必要があります。本計画を推進するにあたっては、岩沼市障害者計画・岩沼市障害福祉計画(岩沼市障害児福祉計画)と調和を保った計画とし、障害児やその家族の状況に応じて必要な子育て支援事業のサービス提供が受けられ、子どもが地域の一員として「最善の利益」を実現できるよう、関係機関や関連施設等と連携しながら障害児施策の体系的な推進に取り組みます。

<施策の柱>

(1) 児童虐待防止対策の充実



(2) ひとり親家庭などの自立支援の推進

(3) 障害のある子どもへの支援の充実
(岩沼市第3期障害者計画・岩沼市第5期障害福祉計画(岩沼市第1期障害児福祉計画)において推進)

<施策の展開>

- 77 子どもの権利擁護の推進
- 78 児童虐待予防の推進
- 79 虐待の早期発見
- 80 虐待相談機能体制の充実
- 81 虐待防止ネットワークの強化
- 82 虐待児の保護・支援・アフターケアの推進

- 83 ひとり親家庭の自立・就業支援
- 84 ひとり親家庭の経済支援
- 85 生活困窮者自立支援事業の推進

- 86 障害児との相互交流
- 87 障害児への生活支援
- 88 障害児療育支援の充実
- 89 切れ目のない支援体制の構築
- 90 障害児保育の充実
- 91 放課後児童健全育成事業による障害児受け入れ
- 92 障害児の経済支援
- 93 医療的ケアが必要な児童の支援

(1) 児童虐待防止対策の充実

【前期計画での取り組み状況】

前期計画期間の取り組み状況については、各事業ともに順調に取り組まれています。虐待の早期発見については、乳幼児健診や相談事業、個別支援等あらゆる機会を捉えて情報収集を図り早期発見に努めています。

子どもの虐待に関する知識について、広く周知していくことが虐待の防止や早期発見につながることから、広報紙やパンフレット、SNS等を使い、児童虐待について情報提供に努めました。

また、児童虐待などの要保護児童の早期発見や迅速な支援のため、市や児童相談所、学校、保育所（園）、警察など関係機関で構成する要保護児童地域対策協議会（代表者会議年2回・実務者会議年4回・ケース会議随時）を実施し、更なるネットワーク強化に努めました。

今後も児童虐待に関する知識の普及・啓発や、関係機関のネットワーク強化に、より一層取り組むことが必要です。

＜取り組みの成果＞

- ・関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図るとともに、訪問指導などによる支援を実施。支援の進捗確認や検討、情報の共有を図っている。
- ・要保護児童対策地域協議会を通じ、関係機関に対し相談・通告窓口や対応フローについて、何度も確認し共有を重ねている。
- ・家庭児童相談員2名体制で各種相談、支援を実施している。

＜今後の課題等＞

- 関係機関内での連携は行っているが、市民に対しての更なる啓発活動が必要である。
- 対応件数が年々増加しているうえ、家庭が抱えている問題が複雑化し、支援が長期化している。
- 虐待相談機能体制の充実については、より一層の窓口の周知徹底が課題である。

【施策の展開】

児童虐待の予防や問題の早期発見、事後の適切かつ迅速な対応を図ることができるように、要保護児童対策地域協議会の取り組みの強化のほか、養育支援訪問事業などの保健師などによる専門的指導や育児・家事支援が必要な家庭への支援を行います。

また、児童相談所や警察など関係機関との連携を強化し、情報共有の推進等によって早期に問題への的確な対応を図ります。

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
77	子どもの権利擁護の推進 [子ども福祉課]	要保護児童対策地域協議会を通じて、相談体制や関係機関との連携を強化し、子どもの権利を擁護するためのシステムの構築を推進します。	○関係機関と連携を強化し、相談支援体制の充実を図るとともに、家庭児童相談員などによる要保護児童家庭への訪問指導などによる支援の充実に努めます。 ○また、要保護児童対策地域協議会による代表者会議・実務者会議・ケース会議において、地域・保健・福祉・教育部門と連携し、虐待の防止・早期発見・援助活動などの総合的な取り組みを推進します。
78	児童虐待予防の推進 [子ども福祉課] [健康増進課]	児童虐待の知識について、広報紙などによる情報提供を行い、予防啓発・早期発見・早期対応に努め、体罰によらない子育てを推進します。 ここにちは赤ちゃん事業、養育支援訪問事業、産後ケア事業などにより、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師、助産師等が居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行い、望ましい養育の実施を図ります。	○広報紙やパンフレット、SNS等を活用し、情報発信の機会を捉えて、児童虐待の知識について、繰り返し情報を発信していきます。 ○要保護児童対策地域協議会において研修を行い、保護者対応への学びを深め、虐待予防に努めます。 ○今後も、こうのとりの元屋さん事業を継続し、育児に悩むお母さんへのサポートやきっかけづくりになれるように継続していきます。
79	虐待の早期発見 [子ども福祉課] [健康増進課]	民生委員・児童委員を中心として、地域との連携を強化し、地域における虐待防止の意識の向上と虐待の早期発見に努めます。 妊娠初期から、虐待ハイリスクとなる家庭への支援に努めます。	○子育て支援センターや子育て世代包括支援センターの相談窓口において、虐待の早期発見に努めます。 ○保健センターでの健診、保育所(園)、幼稚園、児童館(センター)、学校などにおいて、虐待の早期発見に努めます。
80	虐待相談機能体制の充実 [子ども福祉課]	児童虐待を受けたと思われる児童などの相談・通告をしやすくするために、市の相談機能体制の充実に努めます。	○市民や民生委員・児童委員、子育て関係機関が児童虐待を受けたと思われる児童などの相談・通告をしやすくするために、市の相談窓口の周知の徹底と情報の提供に努めます。 ○また、相談・通告窓口や対応フローについて、関係機関との定期的な確認の場面を設けるとともに、「(仮)子ども家庭総合支援拠点」の設置について検討します。
81	虐待防止ネットワークの強化 [子ども福祉課]	福祉・保健・教育施設、医療機関、警察、児童相談所などの要保護児童対策地域協議会を中心としたネットワークの強化を図ります。	○要保護児童対策地域協議会を中心に、保育所(園)や幼稚園、学校、児童相談所、警察などと連携し、顔の見えるネットワーク機能の強化に努めます。
82	虐待児の保護・支援・アフターケアの推進 [子ども福祉課]	虐待を受けた児童を対象に、保育所(園)などの入所や一時預かりなどを通じて一時的に母子等分離を行なながら、継続的に指導・支援を行い、緊急性のあるケースについては児童相談所と連携し、一時保護やアフターケアの充実を図ります。	○スーパーバイズや研修により、職員の対応能力の向上に努めます。

(2) ひとり親家庭などの自立支援の推進

【前期計画での取り組み状況】

前期計画期間の取り組み状況については、各事業ともに順調に取り組まれています。子育て支援サービスや子育て支援制度については、時代の変化に伴って改正されていくため、全体像を示すことや分かりやすく制度を説明することに困難さが伴います。

各事業で制度の説明が課題として挙げられていますが、制度の全体像やサービス内容を周知していくための積極的な情報提供活動が必要です。

＜取り組みの成果＞

- ・ひとり親家庭の生活の安定と自立が促進されるよう、必要な支援を行っている。
- ・保育所(園)等の利用調整や、放課後児童クラブの入所の際には、ひとり親加点を設けるなど配慮し、支援を行った。
- ・ひとり親家庭などに対する適切な医療を受ける機会の確保など、生活の安定と福祉の増進が図られている。

＜今後の課題等＞

- 必要な家庭が利用につながるよう、各種制度の周知を徹底する必要がある。
- 償還払いとなっている助成方法を現物給付となるよう、今後も県等に要望していく必要がある。

【施策の展開】

一般世帯に比べ、低い所得水準となっているひとり親家庭の自立にとって、仕事と子育ての両立は必要不可欠であり、引き続き、母子・父子家庭自立支援員などによる情報提供や相談の充実を図るとともに、関係機関との連携を密にし、就労支援を中心とした経済的自立に向けた支援を行い、生活の安定を促します。

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
83	ひとり親家庭の自立・就業支援 [子ども福祉課]	関係機関との連携を強化し、ひとり親家庭などの自立を促進し、その支援の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○公共職業安定所や生活保護の就労相談を活用し、ひとり親家庭などの雇用促進を支援します。 ○必要に応じて、母子生活支援施設などの入所措置を行い、一時的な施設入所により、自立に向けた母子の生活を支援します。 ○高等職業訓練促進給付金や、自立支援教育訓練給付金の支給により、ひとり親家庭の保護者が、資格取得や自立して役立つ講座の受講を促進します。

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
84	ひとり親家庭の経済支援 [子ども福祉課]	相談窓口やサービスの周知をし、ひとり親家庭などへの経済的支援の情報提供及び給付を行います。	○ひとり親家庭などへの福祉資金の貸付を行い、生活安定を図ります。 ○ひとり親家庭などに対して医療費を助成することにより、ひとり親家庭などの生活の安定と福祉の増進を図ります。 ○ひとり親家庭などへの児童扶養手当の給付を行い、生活の安定を図ります。
85	生活困窮者自立支援事業の推進 [社会福祉課]	関係機関と連携し、生活困窮対策の充実に努めます。	○生活困窮相談に対応します。 ○学習支援事業として、経済的な負担など全ての子どもが教育の機会や安心できる場所を確保します。 ○子ども食堂運営団体への助言支援を行います。

(3) 障害のある子どもへの支援の充実

【前期計画での取り組み状況】

障害のある子どもを支援する取り組みは、岩沼市障害者計画・岩沼市障害福祉計画(岩沼市障害児福祉計画)に基づいて実施されています。児童福祉法や「障害児の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「総合支援法」という)に基づき、多様なサービス・事業を開催しており、対象児童や家庭状況に応じて、柔軟に提供できるよう努めてきました。

また、障害児及び家族への切れ目のない支援体制の構築については、引き続き連携体制の強化を図っているところです。

しかし、家庭ごとに問題は多様であり、療育的支援のみで解決することはできないことから、包括的な支援体制を構築する必要があります。

<取り組みの成果>

- ・障害児が身近な地域で支援を受けられるように、障害児や家族への相談支援を行い、専門機関の援助、助言を活かし、児童福祉法や総合支援法に基づく様々なサービスの提供や事業の実施に努めた。
- ・障害児支援については、切れ目のない支援の実現に向け、保健・保育・教育・障害部局を含めた協議の場として、岩沼市障害児者地域自立支援協議会に子ども支援部会を設置した。また、岩沼市障害児者ネットワーク会議や特別支援連携協議会を実施し、関係団体と連携した体制の構築に努めた。

<今後の課題等>

- 医療的ケア等障害特性やライフステージに応じた専門支援と療育相談支援体制の構築が必要である。
- 療育支援を行う支援者の人材育成と質の確保、支援者ネットワークの構築を行う療育支援拠点の整備が必要である。
- 上記の課題解決に向けた、児童発達支援センター整備の検討が必要である。
- 障害児を取り巻く家庭問題や不登校、生活困窮等、様々な問題を総合的に支援する体制の構築が必要である。

【施策の展開】

障害のある子どもへの支援とその家族支援については、障害児を対象とする施策だけではなく、一般児童を対象とする施策の面からも必要な支援を受けられるよう、関係機関と連携し、包括的な支援体制の構築に努めます。

また、これまで取り組んできた乳幼児期からの切れ目のない支援体制の構築に加え、医療的ケア児等専門的支援を要する児童にも対応できる療育相談及び療育支援体制の整備、支援者の人材育成等、療育支援拠点の整備に向けた検討を行います。

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
86	障害児との相互交流 [学校教育課] [子ども福祉課]	障害児が通園・通学する学校、施設などでの相互学習・交流・研修を行います。	○小中学校の特別支援学級児童と普通学級児童との交流を行います。 ○また、学校、施設間との協働による作品展などの行事を展開します。
87	障害児への生活支援 [社会福祉課]	総合支援法等に基づき、地域生活支援事業や障害福祉サービスを提供し、生活安定を図ります。	○岩沼市身体障害者福祉協会、岩沼市手をつなぐ親の会連絡協議会などとの協働による相談窓口体制の充実を図ります。 ○障害特性や家庭状況に応じ、柔軟なサービスの提供に努め、障害児が地域生活を継続する上で必要な支援を行います。 ○障害児の身体的機能を補完し、日常生活又は就学を容易とするため、補装具や日常生活用具の給付、修理などを行います。
88	障害児療育支援の充実 [社会福祉課] [子ども福祉課] [健康増進課]	障害の早期発見に努め、障害特性に応じた療育支援や相談支援を行います。また、児童発達支援センターの整備を含めた療育支援体制の構築を図ります。	○児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスの提供を行います。 ○乳幼児健全発達支援事業や乳幼児発達相談、ことばの相談などを実施します。 ○母子通園施設において療育事業を行い、児童の発達を促し、集団適応の基礎づくりを行います。 ○保育所等にアドバイザーが巡回し、障害児や支援が必要となる児童について、臨床心理士からの助言・アドバイスを受け、支援の仕方を学ぶ療育巡回アドバイザー事業に取り組みます。 ○療育に携わる支援者の人材育成や専門相談、地域の障害児支援ネットワークの中核機能を担う児童発達支援センターの整備について検討を行います。
89	切れ目のない支援体制の構築 [学校教育課] [社会福祉課] [子ども福祉課] [健康増進課]	障害のある児童や障害が疑われる児童について、専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、教育・保育等の関係機関が連携を図った上で、乳児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。	○岩沼市特別支援連携協議会の中で、特別支援教育コーディネーター等連絡会・研修会を開催し、関係機関で障害児支援に関する具体的な課題の共有及び対策の検討を定期的に行い、切れ目のない支援体制の構築に努めます。 ○岩沼市障害児者地域自立支援協議会子ども支援部会において、地域資源や障害児支援について幅広く協議し、医療的ケア等専門的支援が必要な児童においても継続して地域で生活できる仕組みづくりに努めます。
90	障害児保育の充実 [子ども福祉課]	障害がある乳幼児を、保育所(園)で保育する事業に取り組みます。	○公立保育所での保育士確保に努めるとともに、民間での障害児保育を促進するよう、補助金等の制度を見直していきます。

No.	事業名	事業内容	取り組みの方向
91	放課後児童健全育成事業による障害児受け入れ [子ども福祉課]	障害がある児童を受け入れられるよう、放課後児童健全育成事業に取り組みます。	○更なる児童の受け入れができるよう、放課後児童支援員の確保に努めます。
92	障害児の経済支援 [子ども福祉課] [社会福祉課] [健康増進課]	相談窓口や制度の周知を行い、心身に障害のある子どもの家庭などへの経済的支援の情報提供及び給付を行います。	○特別児童扶養手当の申請受付を行います。 ○在宅で常時介護が必要な障害児に、障害児福祉手当を支給し、経済的負担の軽減を図ります。 ○心身障害者医療費助成制度によって、その医療費の一部を助成します。
93	医療的ケアが必要な児童の支援 [社会福祉課] [子ども福祉課]	児童と保護者が安心して生活するために、医療的ケアが必要な子どもの支援体制の検討を行います。	○岩沼市障害児者地域自立支援協議会において、医療的ケア児への支援体制について協議を行い、体制整備を図ります。

第6章 各種事業の量の見込みと確保の方策

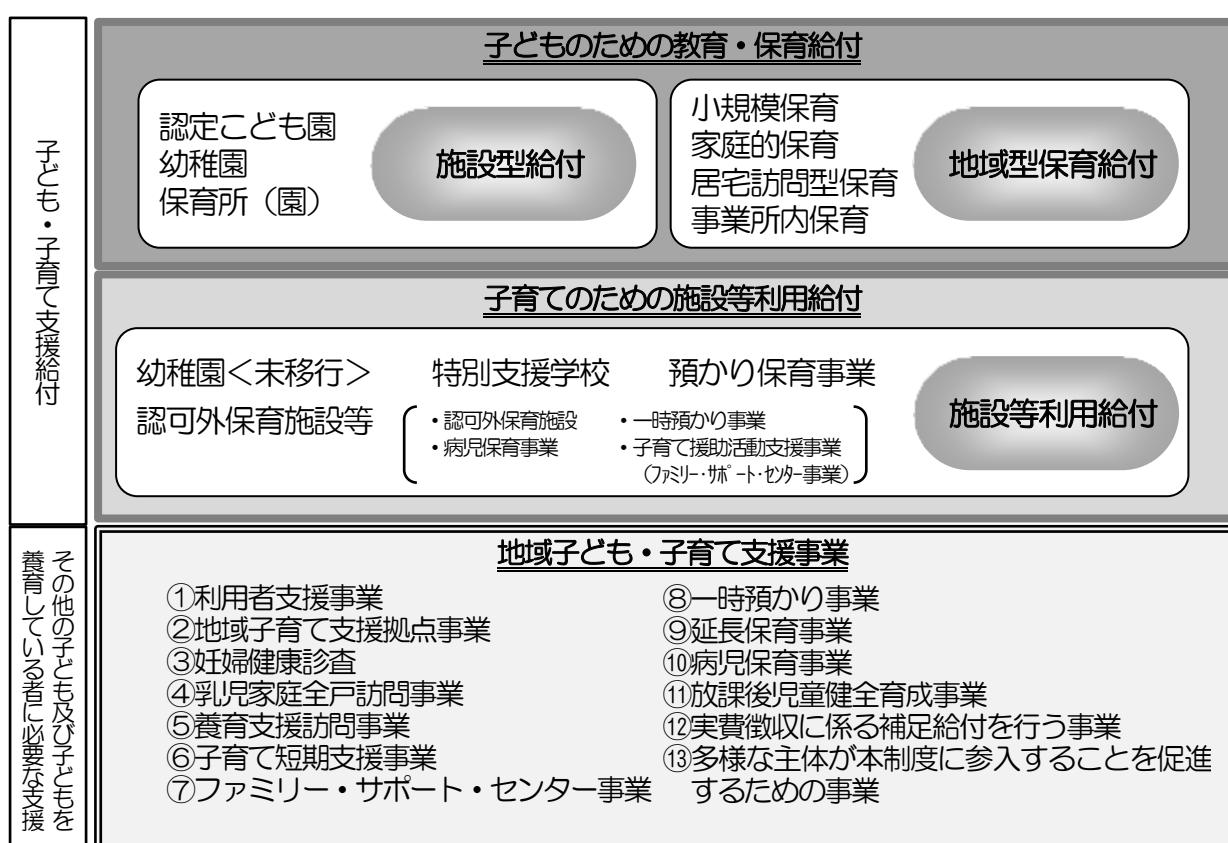
1 量の見込みと確保の方策とは

本計画は、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を一体的に策定していますが、子ども・子育て支援事業計画は、「教育・保育サービスの利用量」を定める事業計画で、国は「幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画」と定義しており、0～11歳の人口の推移に合わせ、ニーズに基づいた教育・保育サービスの利用量を設定し、それに対応する確保の方策を定めました。

2 教育・保育サービス等の全体像

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。令和元年5月に成立した「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、新たに「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子ども・子育て支援制度は、子ども・子育て支援として給付される「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」、その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援として実施される「地域子ども・子育て支援事業」の3つの枠組みから構成されます。



幼児期の教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小規模保育等を利用した場合に給付対象となります。保育の必要性の認定については、保育を必要とする事由、保護者の就労時間、その他に優先すべき事情などを勘案して行います。

認定区分は1号～3号の3区分となっており、区分によって利用できるサービス・事業が異なっています。

① 子どものための教育・保育給付認定区分

認定区分	対象者	主な施設等
1号認定	満3歳以上の教育のみの小学校就学前子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園（幼稚園機能部分）
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた小学校就学前子ども (保育を必要とする子ども)	保育所（園） 認定こども園（保育所機能部分）
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた小学校就学前子ども (保育を必要とする子ども)	保育所（園） 認定こども園（保育所機能部分） 地域型保育事業

② 認定基準

保育の必要性については、保育を必要とする事由（就労や、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居親族等の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること等）と、保育を必要とする時間などにより、総合的に判断を行います。

<保育時間>

- 保育標準時間
主にフルタイムの就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居親族等の介護・看護、就学等を想定した長時間利用
- 保育短時間
主にパートタイムの就労、求職活動を想定した短時間利用

令和元年5月に成立した「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、新たに「子育てのための施設等利用給付」が創設され、令和元年10月より、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化されました。

子育てのための施設等利用給付では、新たな認定が設定され、必要に応じて認定を受ける必要があります。

③ 子育てのための施設等利用給付認定区分

認定区分	対象者	主な施設等
1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、 <u>2号認定子ども・3号認定子ども以外のもの</u>	幼稚園 特別支援学校等
2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、 <u>保育の必要性があるもの</u>	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は3号、年少児からは2号）
3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、 <u>保育の必要性があるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの</u>	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで3号、3歳児からは2号）

④ 幼児教育・保育の無償化について

■幼稚園、保育所、認定こども園等の利用

幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象とされます。

【幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化されます。】

- 幼稚園については、月額上限 2.57 万円です。
- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学までの3年間です。
(注)幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化となります。
- 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除又は給付されます。

【0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。】

更に、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

(注)年収 360 万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

■幼稚園の預かり保育の利用

無償化の対象となるためには、「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

【利用料】

- 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、日額450円、月額最大1.13万円(3号認定は1.63万円)までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

■認可外保育施設等の利用

認可外保育施設(一般的な認可外保育施設、市独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等)に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象となります。

無償化の対象となるためには、「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

(注1)保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2)「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。

【利用料】

- 3歳から5歳までの子どもたちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの市町村民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。

就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。

3 量の見込みの考え方

量の見込みは、「市町村子ども・子育て支援事業計画に定める『量の見込み』の算出等のための手引き(平成26年1月20日事務連絡:内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室)」及び「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」(平成30年8月24日)に基づき、『量の見込み』を算出しています。

$$\boxed{\text{推計児童数}} \times \boxed{\text{潜在的家庭類型割合}} \times \boxed{\text{利用意向率}} = \boxed{\text{量の見込み}}$$

推計児童数…量の見込み算出の基礎となる令和2年から令和6年までの11歳以下の人数は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」を用いて、令和元年6月30日の岩沼市の人口の実績値で補正して算出しました。

<計画期間における年齢別人口推計結果> (人)

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	325	319	312	306	299
1歳	335	328	322	315	308
2歳	348	342	335	328	321
3歳	349	342	335	328	321
4歳	377	370	362	355	347
5歳	387	384	382	380	378
6歳	435	433	432	430	428
7歳	410	408	406	404	402
8歳	413	411	409	408	406
9歳	409	407	405	403	401
10歳	408	399	391	382	373
11歳	454	444	435	425	416

潜在的家庭類型割合…子ども・子育てに関するアンケート調査において回答を得た
父母の現在の就労状況をもとに「現在の家庭類型」を8つに分類し、
更に今後の就労希望を反映して「“潜在的な”家庭類型」8分類に整
理し、その割合を算出しました。

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプ A	ひとり親家庭
タイプ B	フルタイム×フルタイム
タイプ C	フルタイム×パートタイム (就労時間:月 120 時間以上+下限時間～120 時間の一部)
タイプ C'	フルタイム×パートタイム (就労時間:月 下限時間未満+下限時間～120 時間の一部)
タイプ D	(専業主婦(夫))
タイプ E	パートタイム×パートタイム (就労時間:双方が月 120 時間以上+下限時間～120 時間の一部)
タイプ E'	パートタイム×パートタイム (就労時間:いずれかが月下限時間未満+下限時間～120 時間の一部)
タイプ F	無業×無業

利用意向率…子ども・子育てに関するアンケート調査において “平日定期的に利用
したい教育・保育事業”を回答した割合です。(実際に利用する量とは
異なります。)また、本市の地域特性と利用実績を勘案し利用意向割
合を算出しています。

4 教育・保育提供区域の考え方

子ども・子育て支援事業計画においては、「量の見込み」及び「確保の方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定するよう定められています。

本市では、現在の教育・保育実施状況や施設の配置・整備状況などを勘案し、利用者の利便性を確保しつつ柔軟な施設整備を推進するため、この計画においては、市全域を1つの教育・保育提供区域と定めます。

なお、実際の基盤整備においては、地域の実情やニーズの変化など、地域性に配慮して柔軟に取り組んでいくものとします。

5 教育・保育の量の見込みと確保の方策

（1）幼稚園・認定こども園（幼稚園機能部分）

【1号認定・2号認定（教育ニーズ）】

3～5歳児の幼稚園、もしくは認定こども園の幼稚園機能部分についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【現状】

平成31年4月1日時点 認定こども園1か所 私立幼稚園4か所
利用者数：22・23ページ記載

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（必要利用定員総数）	603	593	584	576	567
1号認定	458	451	444	438	431
2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強い）	145	142	140	138	136
②確保の方策	795	744	744	744	744
認定こども園	10	139	139	139	139
幼稚園	540	360	360	360	360
確認を受けない幼稚園	245	245	245	245	245
過不足（人）（②-①）	192	151	160	168	177

【確保の方策】

必要量の確保が可能です。

多様な保育ニーズに対応するため、令和3年度に、幼稚園1か所と保育所1か所を認定こども園へ移行することを推進します。

(2) 保育所・認定こども園（保育所機能部分）・地域型保育事業

①2号認定（保育ニーズ）[3～5歳児]

3～5歳児の保育所、もしくは認定こども園の保育所機能部分についての量の見込みと確保の方策は以下のとおりです。

【現状】

平成31年4月1日時点 認定こども園1か所 市内保育施設13か所
利用者数・待機児童数:22・23 ページ記載

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(必要利用定員総数)					
2号認定(3～5歳)	469	462	455	449	441
②確保の方策	453	525	525	525	525
保育所	416	395	395	395	395
認定こども園	33	126	126	126	126
企業主導型保育施設(地域枠)	0	0	0	0	0
認可外保育施設	4	4	4	4	4
過不足(人)(②-①)	▲16	63	70	76	84

【確保の方策】

令和2年度では必要量の確保ができませんが、公立保育所の定員を増加し、必要量を確保していく予定です。

令和3年度までに幼稚園1か所の認定こども園への移行と、保育所1か所の創設を推進します。それにより必要量を確保していきます。

②3号認定[0歳]

0歳児の保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育事業についての量の見込みと確保の方策は以下のとおりです。

【現状】

平成31年4月1日時点 認定こども園1か所 市内保育施設13か所
利用者数・待機児童数:22・23 ページ記載

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(必要利用定員総数)					
3号認定(0歳)	84	89	92	95	99
②確保の方策	90	100	100	100	102
保育所	72	66	66	66	66
認定こども園	6	22	22	22	22
小規模保育事業	12	12	12	12	12
家庭的保育事業	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0
事業所内保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設(地域枠)	0	0	0	0	2
過不足(人)(②-①)	6	11	8	5	3

【確保の方策】

令和3年度までに幼稚園1か所の認定こども園への移行と、保育所1か所の創設を推進します。それにより必要量を確保していきます。

③3号認定[1・2歳]

1・2歳児の保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育事業についての量の見込みと確保の方策は以下のとおりです。

【現状】

平成31年4月1日時点 認定こども園1か所 市内保育施設13か所
利用者数・待機児童数:22・23 ページ記載

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(必要利用定員総数)					
3号認定(1・2歳)	302	307	312	316	320
②確保の方策	294	332	332	332	332
保育所	218	200	200	200	200
認定こども園	21	77	77	77	77
小規模保育事業	41	41	41	41	41
家庭的保育事業	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0
事業所内保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	14	14	14	14	14
企業主導型保育施設(地域枠)	0	0	0	0	0
過不足(人)(②-①)	▲8	25	20	16	12

【確保の方策】

令和2年度では必要量の確保ができませんが、公立保育所の定員を増加し、必要量を確保していく予定です。

令和3年度までに幼稚園1か所の認定こども園への移行と、保育所1か所の創設を推進します。それにより必要量を確保していきます。

〈①～③に伴う施設整備等予定〉

・令和3年度

認定こども園2か所の整備(既存幼稚園からの移行、既存保育所からの移行)を推進します。

保育所1か所の整備(創設)を推進します。

・令和2年度

令和2年度末をもって、公立保育所1か所を老朽化により閉所予定です。

(3) 保育利用率の目標値

計画期間における0～2歳児の保育利用率の目標値は、以下のとおりとします。

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0～2歳 推計人口(人)(A)	1,008	989	969	949	928
確保の方策利用定員(人)(B)	370	418	418	418	418
保育利用率(%) (B/A)	36.7	42.3	43.1	44.0	45.0

※保育利用率：教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員 ÷ 0～2歳の乳幼児の推計人口 × 100

(4) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園とは、保育所機能部分と幼稚園機能部分をもち、就学前の教育・保育を一体的に一貫して行う施設です。

計画期間において、既存幼稚園・保育所から認定こども園への移行を希望する場合は、その支援を行い、多様な教育・保育ニーズへの対応に努めます。

(5) 幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援事業の役割及び推進方策

社会のあらゆる分野における構成員が、保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ、全ての子どもの健やかな成長を実現するため、各々の役割を果たすことが求められています。保育所、認定こども園等における教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担い、また、地域子ども・子育て支援事業は、在家庭児やその保護者への支援も含め、多様な子育てニーズに対応し、安心して育てられる環境づくりの役割を担います。

このため、教育・保育の計画的な提供や、療育アドバイザー事業等を通した配慮が必要な子どもへの支援、更には保育士等への研修を行い、地域の子育て支援を推進していきます。

(6) 幼児期の教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者との連携、並びに幼児期の教育・保育と小学校との連携（幼保小連携）の推進方策

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するためには、教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者等が相互に連携し、協働しながら地域

の実情に応じた取り組みを進めていく必要があります。地域型保育事業を利用する子どもが、3歳以降も引き続き教育・保育を利用することができる連携は、地域型保育事業を行う者と教育・保育施設との調整をすることが基本ですが、この調整が難航し、連携施設の設定が困難である場合などについては、市が支援していきます。

なお、発達や学びにおける「連続性」に対しては、教諭・保育士等による幼稚園・保育所等の保育参観及び情報交換、年度末の幼稚園・保育所等と小学校の引継ぎ、児童館（センター）と小学校との情報交換や未就学児による小学校行事への参加等へ取り組みます。また、岩沼市特別支援連携協議会や保育士等関係職員の合同研修会の実施などを通じて、教育・保育施設から小学校への円滑な接続が図られるよう努めます。

（7）保育充実事業の実施

保育充実事業（認可化移行運営費支援事業）に係る、認可外保育施設についても、事業者の意向や保育ニーズに応じ、地域型保育事業等への移行を図ります。

なお、保育充実事業（幼保連携型認定こども園等への移行に向けて私立幼稚園が行う長時間預かり保育の運営費を補助する事業）に係る、私立幼稚園への補助についても、事業者の意向等を踏まえ必要に応じて、長時間預かり保育運営費補助等の支援を実施していきます。

また、保育士等の待遇改善をはじめとする労働環境への配慮を行い、施設・事業の運営の状況に関する評価の実施、運営改善の取り組みの促進に必要な支援を実施していきます。

【地域型保育事業】

①小規模保育事業

主に3歳未満を対象として、6～19人までの小規模な人数で行う保育事業です。平成31年4月時点では市内に3施設あります。

②家庭的保育事業

家庭的保育者の居宅などで家庭的な雰囲気の下、少人数（家庭的保育者1人につき3人）を対象にきめ細かな保育を行う事業です。

③事業所内保育事業

企業の事業所内の保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業です。

④居宅訪問型保育事業

病気や障害等で集団保育が困難であるが、保育を必要とする乳幼児の居宅等で保育する事業です。

【認可外保育施設】

国の規定した設置基準に満たないものの、宮城県等が定める基準を満たした保育施設です。

(8) 産後休業・育児休業後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保

本市においては、保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設や地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行うとともに、計画的に教育・保育施設や地域型保育事業を整備していきます。

特に、0歳児の保護者が保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況にならないように、育児休業期間満了時（原則として、1歳に到達したとき）から教育・保育施設等の利用を希望する保護者に対して、希望したときから利用できるよう環境整備を進めています。

(9) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

新たに創設された子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の利便性及び施設の負担等を勘案しつつ、給付方法については必要に応じて見直しを行っていきます。

(10) 国際化に伴う乳幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴い、海外から帰国した乳幼児や外国人乳幼児、両親が国際結婚など、外国につながる乳幼児の増加が見込まれますが、当該乳幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、本市においては必要に応じ、保護者や教育・保育施設等に対する支援を行います。

6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

市は、地域子ども・子育て支援事業の実施において、保健・保育・教育・障害部局との円滑な連携の基に取り組んでいきます。

① 利用者支援事業

子ども及びその保護者等、又は妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるようサポートする事業です。

【現状】

平成31年4月時点 特定型1か所 母子保健型1か所

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	基本型・特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の方策②		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①		0	0	0	0	0

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の方策②		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①		0	0	0	0	0

【確保の方策】

「特定型（主に行政機関の窓口等を活用し、利用者支援を実施する形態）」として、岩沼市役所で行っています。

「母子保健型（保健師等の専門職が全ての妊産婦を対象に利用者支援と地域連携とともに実施する形態）」として、岩沼市子育て世代包括支援センター（於：岩沼市保健センター）で行っています。

② 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

【現状】

平成31年4月時点 保育所等14か所

平成30年度利用実績：262人

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人	272	281	291	299	307
確保の方策②		272	281	291	299	307
②-①		0	0	0	0	0

【確保の方策】

市内全保育所等において実施していますが、今後も継続して事業を実施していきます。

③ 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、授業の終了後に過ごす場を確保し、その健全な育成を図る事業です。

【現状】

平成31年4月時点 児童館(センター)等12か所

利用者数：24ページ記載

<放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量>

【1】低学年

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人数	量の見込み①	470	468	467	466	465
	確保の方策②	470	468	467	466	465
	②-①	0	0	0	0	0
か所数	量の見込み①	12	12	12	12	12
	確保の方策②	12	12	12	12	12
	②-①	0	0	0	0	0

【確保の方策】

利用を希望される小学1～3年生までの全員を受け入れておりますが、そのことにより、クラブ室が過密化しているところもあります。既存施設の活用や改修を検討しながら、今後も希望者全員の受け入れに努めます。

【2】高学年

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人数	量の見込み①	人日	310	305	301	298	292
	確保の方策②		3	3	3	3	3
	②-①		▲307	▲302	▲298	▲295	▲289
か所数	量の見込み①	人日	12	12	12	12	12
	確保の方策②		12	12	12	12	12
	②-①		0	0	0	0	0

【確保の方策】

学年に関わらず配慮を必要とする児童を受け入れています。今後も配慮を必要とする児童の受け入れに努めます。

■一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の2023年度に達成されるべき目標事業量

	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
市内小学校	全4校	全4校	全4校	全4校

■放課後子ども教室の2023年度までの実施計画

	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
市内小学校	全4校	全4校	全4校	全4校

■放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

放課後児童クラブと、放課後子ども教室（のびやか教室）の一体的な事業の実施については、これまでにも全小学校区で定期的に実施してきましたが、今後も継続して行っていきます。

■小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

小学校の余裕教室を放課後児童クラブ及び放課後子ども教室へ活用することについては、現在余裕となる教室がない状況であることから、状況をみながら検討していきます。

【その他事項】

・放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

放課後児童クラブと放課後子ども教室が合同で実施する事業を継続して行います。

・特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童クラブでは、児童や保護者が安心して利用できるよう、加配職員の配置や具体的な配慮点を明確にすることにより、充実した対応に努めています。また、特別な配慮を必要とする場合、学年に関わらず受け入れをする体制をとっており、今後も関係機関と連携を図りながら適切なクラブ運営をしていきます。

・地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み

平日は19時まで延長して行ってきており、また、長期休業期間は8時から19時まで開所をしています。今後も同様の取り組みを継続します。

・放課後児童クラブの役割を更に向上させていくための方策

これまで放課後児童クラブは、保護者が労働等により家庭にいない小学生を預かるだけではなく、児童の社会性の習得や、発達段階に応じた主体的な遊びができるよう努めてきました。今後も異年齢児童との関わりを通じ、地域のボランティア講師の活用、各種教室や季節の行事を開催し、放課後児童クラブとしての役割を一層向上していくよう努めます。

・放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

放課後児童クラブは、児童が放課後児童支援員に見守られながら、基本的な生活、異年齢児童等との交わりや地域との交流を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」となっています。広報紙・ホームページ等を通して、子どもの健全な育成を図るクラブの役割について、利用者や地域住民への周知を継続していきます。

④ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が気軽に集まることができる場所を開設し、親子同士の交流や、育児相談、情報提供、子育て講座等を実施する事業です。

【現状】

平成31年4月時点 子育て支援センター3か所

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人日	20,429	20,424	20,360	20,300	20,192
確保の方策②	か所	3	3	3	3	4

【確保の方策】

令和3年4月までに、亀塚住宅第一跡地において、子育て支援センター1か所を開所できるよう推進していきます。また、令和6年度には、西部地区にも子育て支援センターを1か所開所できるよう検討します。なお、令和2年度末に子育て支援センター1か所が閉所予定です。

⑤一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園における在園児を対象としたもので、通常の教育時間の前後や長期休業中に、希望する児童に実施される預かり保育事業です。

【現状】

平成31年4月時点 幼稚園・認定こども園3か所

平成30年度利用実績：認定こども園1,428人

確認を受けない幼稚園29,965人

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み① (1号認定)	人日	3,168	3,125	3,084	3,045	3,002
量の見込み② (2号認定)		15,876	15,665	15,454	15,256	15,043
確保の方策③ (幼稚園)		19,294	13,200	13,200	13,200	13,200
確保の方策④ (認定こども園)		1,428	8,922	8,922	8,922	8,922
確保の方策⑤ (確認を受けない幼稚園)		10,671	10,671	10,671	10,671	10,671
(③+④+⑤)－ (①+②)		12,349	14,003	14,255	14,492	14,748

【確保の方策】

定員を定めずに事業を実施している施設が多いことから、既存の受け入体制で必要量を確保できる見込みです。幼稚園の一時預かりにおいては、従来の私学助成制度による預かり保育と、新制度による一時預かり事業（市からの受託事業）に分かれますが、いずれの場合でも、利用を希望する方がサービスを受けられるよう、提供体制の確保を図ります。

なお、令和3年度から認定こども園1か所が、本事業の実施施設として増える予定です。

⑥ 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

幼稚園の在園児対象型以外の預かり保育で、保育所等やファミリー・サポート・センターにおける未就学児対象の預かり保育事業です。

【現状】

平成31年4月時点 保育所2か所（一時預かり事業） 子育て支援センター1か所（ファミリー・サポート・センター）
平成30年度利用実績：一時預かり事業2,989人 ファミリー・サポート・センター事業（未就学児）130人

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人日	13,484	13,276	13,060	12,848	12,622
確保の方策② (一時預かり)		5,800	5,800	5,800	5,800	5,800
確保の方策③ (ファミリー・サポート・センター事業病児・病後児以外)		5,760	5,760	5,880	5,880	6,000
(③+②) - ①		▲1,924	▲1,716	▲1,380	▲1,168	▲822

【確保の方策】

令和元年現在、保育所2か所で一時預かり事業（一般型）を実施しており、1日あたり定員10人 * 年間290日 * 2か所 = 5,800人日を②確保の方策とします。

ファミリー・サポート・センター事業においては、提供会員48名（令和元年11月時点）が月10回 * 12月 = 5,760人日としたものを基準とし、今後はファミリー・サポート・センター事業での提供会員が増加するよう、更なる啓発を図ることで、提供体制の確保に努めます。

⑦ 病児保育事業

病児について、保育所・病院等に付設された専用スペースなどで、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。

【現状】

平成31年4月時点 保育所1か所

平成30年度利用実績：179人

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人日	229	277	323	368	410
確保の方策②		1,160	1,160	1,160	1,160	1,160
②-①		931	883	837	792	750

【確保の方策】

1日あたり定員4人*年間290日 = 1,160人日を②確保の方策とします。現在実施している施設で必要な量を確保できます。

※ファミリー・サポート・センター事業(病児・緊急対応強化事業)は、市では実施していませんが、上記のとおり必要な量は確保できる見込みです。

⑧ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業・就学児対象）

小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、その援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【現状】

平成31年4月時点 子育て支援センター1か所

平成30年度利用実績：ファミリー・サポート・センター事業（小学生）159人

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人日	190	226	261	296	329
確保の方策②		576	576	588	588	600
②-①		386	350	327	292	271

【確保の方策】

必要量の確保が可能です。

提供会員48名(令和元年11月時点)が月1回*12月 = 576人日としたものを基準とし、提供会員の伸びを見込んだものを②確保の方策とします。

⑨ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。また、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査助成券を交付しています。

【現状】

平成30年度交付人数：17ページ記載

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	327	321	316	310	304
	回	4,578	4,494	4,424	4,340	4,256
確保の方策	実施場所：妊婦の希望する病院、診療所、助産院に一部委託 実施体制：2人（市の業務担当） 検査項目：問診及び診察、尿中一般物質定性定量検査、血液科学検査、超音波検査等（妊娠週数に応じて実施） 実施時期：妊娠初期～妊娠39週	実施場所：妊婦の希望する病院、診療所、助産院に一部委託 実施体制：2人（市の業務担当） 検査項目：問診及び診察、尿中一般物質定性定量検査、血液科学検査、超音波検査等（妊娠週数に応じて実施） 実施時期：妊娠初期～妊娠39週	実施場所：妊婦の希望する病院、診療所、助産院に一部委託 実施体制：2人（市の業務担当） 検査項目：問診及び診察、尿中一般物質定性定量検査、血液科学検査、超音波検査等（妊娠週数に応じて実施） 実施時期：妊娠初期～妊娠39週	実施場所：妊婦の希望する病院、診療所、助産院に一部委託 実施体制：2人（市の業務担当） 検査項目：問診及び診察、尿中一般物質定性定量検査、血液科学検査、超音波検査等（妊娠週数に応じて実施） 実施時期：妊娠初期～妊娠39週	実施場所：妊婦の希望する病院、診療所、助産院に一部委託 実施体制：2人（市の業務担当） 検査項目：問診及び診察、尿中一般物質定性定量検査、血液科学検査、超音波検査等（妊娠週数に応じて実施） 実施時期：妊娠初期～妊娠39週	

【確保の方策】

全ての対象者に妊婦健康診査助成券を交付し、必要な受診勧奨を行います。

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

乳児家庭全戸訪問は、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。保健師又は委託助産師による訪問体制で実施しています。

【現状】

平成30年度実績：訪問人数361人

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	357	351	345	338	331
確保の方策	実施体制:委託 実施期間:通年 委託団体等:助産師3名、医療機関1か所	実施体制:委託 実施期間:通年 委託団体等:助産師3名、医療機関1か所	実施体制:委託 実施期間:通年 委託団体等:助産師3名、医療機関1か所	実施体制:委託 実施期間:通年 委託団体等:助産師3名、医療機関1か所	実施体制:委託 実施期間:通年 委託団体等:助産師3名、医療機関1か所	実施体制:委託 実施期間:通年 委託団体等:助産師3名、医療機関1か所

【確保の方策】

全ての対象者に今後も保健師等による訪問を実施し、予防接種等の情報提供をはじめ、母子の心身の状況確認や育児に関する相談を行います。

⑪ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育ができるよう支援する事業です。保健師又は委託助産師による訪問体制で実施しています。

【現状】

平成30年度実績：訪問回数9回

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	13	13	13	13	12
確保の方策②	13	13	13	13	12
①-②	0	0	0	0	0

【確保の方策】

今後も養育支援が必要な全ての家庭に対し、保健師等による訪問を実施し、必要な支援を行います。

⑫ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童等に対し、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。本市においては、要保護児童対策地域協議会を設置し、家庭に対し必要な支援を実施しています。

【現状】

平成30年度実績:要保護児童対策地域協議会
代表者会議2回 実務者研修4回

【確保の方策】

子どもを守るために必要な支援や会議、研修等を継続して実施します。

⑬ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))です。

【現状】

未実施

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	0	0	0	0	1
確保の方策②	0	0	0	0	1
①-②	0	0	0	0	0

【確保の方策】

市では実施していない事業ですが、事業の実施に向けては、必要に応じ乳児院や児童養護施設等への委託を視野に検討します。

⑯ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき副食費、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【現状】

令和元年12月時点対象者数：副食費82人　日用品等11人

【確保の方策】

市が定める基準に該当する全ての対象者に対し、費用等の助成を行います。

⑰ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【確保の方策】

本計画の理念・基本目標に沿い、市に必要と認められる場合には、支援を進めています。

第7章 計画の推進体制

1 計画の周知

本計画は、子育てに係る関係者をはじめ、多くの市民の理解と協力が重要であることから、様々な媒体を活用して、広く市民に知らせていきます。

また、子ども・子育て支援制度をはじめとする様々な制度について分かりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、充実した子育てに結び付くと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めています。

2 関係機関等との連携・協働

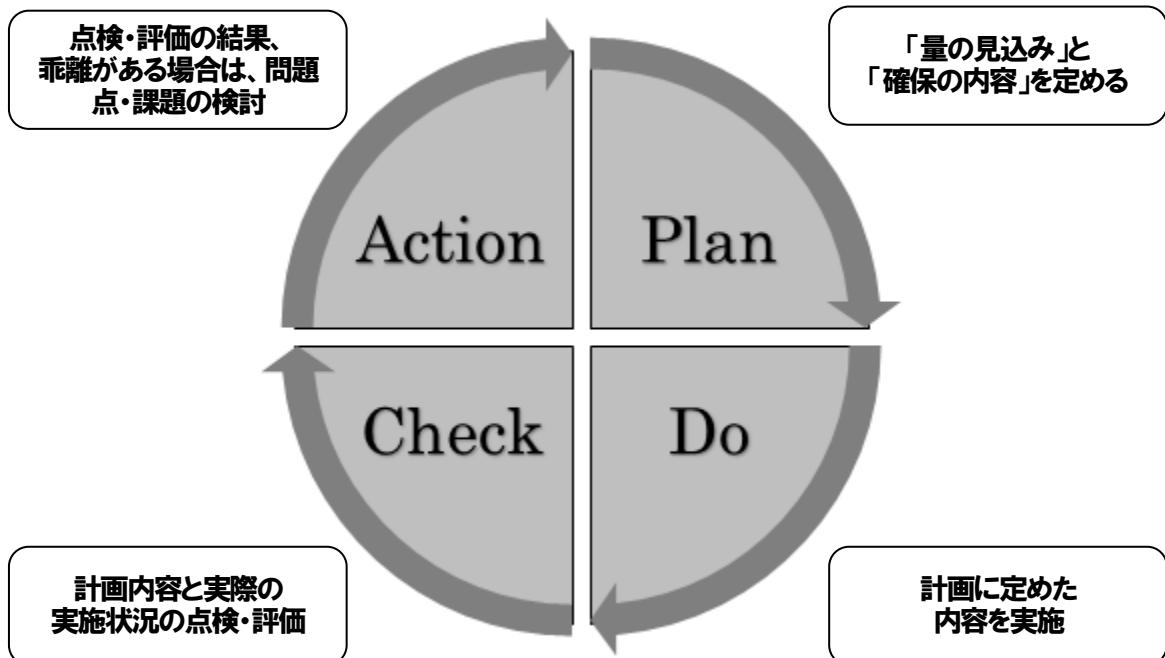
本計画の効果的な推進には、子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。市は、これらの関係機関に積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

3 計画の実施状況の点検・評価

国の基本方針では、子ども・子育て会議において、毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況(教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。)について点検、評価し、必要に応じて改善を促すこと、とされています。

市では、利用者の評価を得るために、市民の満足度調査を実施し、この結果を公表するとともに、これに基づいて必要な措置を講じていきます。

また、市民満足度調査結果を用いた成果目標の達成状況の評価に合せ、施策の展開においては、取り組みの成果及び今後の課題等について、年度ごとに内部評価を行います。



本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を岩沼市子ども・子育て会議において把握し、毎年度点検・評価を実施していきます。

具体的には、図のようにPDCAサイクルに基づいて、計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況などを点検・評価し、乖離がある場合には問題点や課題の検討を行っていきます。

また、大きな修正・変更が必要と認められた場合には、計画の中間年を目安として計画を改善していきます。

資料編

1. 計画の策定経緯

本計画の策定にあたっては、地域の関係団体の代表等により構成される「岩沼市次世代育成支援協議会、岩沼市子ども・子育て会議」を設置し、委員の方から本計画への御意見・御審議をいただくほか、子育て支援ボランティア等のワークショップ、アンケート調査やパブリックコメントを行いながら策定を進めました。

■計画策定の経緯概要

区分	開催時期	内容
ワークショップ	平成 30 年 12 月 3 日	・子育てボランティア対象
ワークショップ	平成 30 年 12 月 14 日	・民間保育施設職員対象
ワークショップ	平成 30 年 12 月 18 日	・公立児童福祉施設等職員対象
次世代育成支援協議会 子ども・子育て会議 (平成 30 年度第 2 回)	平成 31 年 1 月 11 日	1) 計画策定について 2) 計画に係るアンケート調査について 3) 子ども・子育て支援新制度に移行する市内私立幼稚園について
子ども・子育てに関する アンケート調査	平成 31 年 2 月 8 日～2 月 25 日	・就学前児童を持つ保護者 ・小学生児童を持つ保護者 ・中学生から 18 歳以下の児童及び市民 ・19 歳以上の市民
次世代育成支援協議会 子ども・子育て会議 (平成 30 年度第 3 回)	平成 31 年 3 月 26 日	1) 計画に係るアンケート調査結果について
次世代育成支援協議会 子ども・子育て会議 (令和元年度第 1 回)	令和元年 5 月 30 日	1) 計画策定についての概要 2) 子ども・子育てに関するアンケート調査の結果について 3) 令和元年度のスケジュールについて
次世代育成支援協議会 子ども・子育て会議 (令和元年度第 2 回)	令和元年 8 月 29 日	1) 現行計画の実績報告について 2) 新計画の骨子案について ①骨子案の構成案について ②「基本理念」と「基本目標」について 3) 今後のスケジュールについて
次世代育成支援協議会 子ども・子育て会議 (令和元年度第 3 回)	令和元年 11 月 18 日	1) 令和 3 年度開所予定の新設の保育園及び認定こども園へ移行する園等について 2) 新計画の素案について 3) 今後のスケジュールについて
次世代育成支援協議会 子ども・子育て会議 (令和元年度第 4 回)	令和元年 12 月 17 日	1) 岩沼市立東保育所の利用定員について 2) 新計画の素案について 3) 今後のスケジュールについて
意見公募 (パブリックコメント)	令和元年 12 月 27 日～ 令和 2 年 1 月 27 日	ホームページ・市役所情報公開室・子ども福祉課において閲覧 → 意見 1 件 (ホームページサイトビュー 149 件)
次世代育成支援協議会 子ども・子育て会議 (令和元年度第 5 回)	令和 2 年 2 月 6 日	1) パブリックコメントの結果について 2) 新計画(案)について 3) 新計画概要版(案)について

2. 岩沼市次世代育成支援協議会、岩沼市子ども・子育て会 議委員名簿

■委員名簿

(順不同・敬称略)

No.	氏名	備考	選出区分
1	◎小木曾 清	岩沼小学校 校長	教育分野
2	佐藤 隆信	大学特任教授・区長	学識経験者
3	鬼澤 聰	岩沼北中学校 PTA 会長	教育分野
4	津藤 由佳子	地域子育て支援団体 ちびぞうくらぶ	地域活動団体
5	泉田 典子	岩沼市心身障害児者 親の会	子ども・子育て支援に関わる 福祉分野
6	○渡邊 美恵子	岩沼市民生委員児童委員協議会 主任児童委員	子ども・子育て支援に関わる 福祉分野
7	小川 せつ子	岩沼南こばと幼稚園 園長	子ども・子育て支援に関わる 福祉分野
8	志子田 雪子	岩沼保育園 園長	子ども・子育て支援に関わる 福祉分野
9	菅原 亜由美	岩沼市健康福祉部健康増進課 課長	保健分野

委嘱期間 平成31年4月1日～令和3年3月31日

◎会長
○副会長

第4期 岩沼市次世代育成支援行動計画

第2期 岩沼市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発 行

宮城県岩沼市
健康福祉部 子ども福祉課



岩沼市